

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	安有 00-01 <u>R 3</u>
提出年月日	<u>令和3年9月13日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（安有）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第15条 安全上重要な施設」および「第16条 安全機能を有する施設」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

# 別紙

## 安有00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(安有)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/3	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/3	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	<u>9/13</u>	1	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	<u>9/13</u>	1	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	<u>9/13</u>	1	
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	<u>9/13</u>	1	

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（1 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>9. 設備に対する要求事項                      9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備                      9.1.1 一般要求事項</p> <div data-bbox="566 972 1003 1129" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                          &lt;不一致の理由&gt;                          事業変更許可申請書に基づき、安全機能を有する施設を明確化した。</p> </div> <p>再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。                      安①</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法                      A. 再処理施設の位置、構造及び設備                      ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造                      (i) 安全機能を有する施設  <u>再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</u>                      安①</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。安②</p> <p>再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。安③</p>	<p>1. 安全設計                      1.1 安全設計の基本方針                      1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針</p> <p>再処理施設の安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及、拡大を抑制すること、さらに、異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</p> <p>また、再処理施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者の線量が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。すなわち、施設設計の実現可能性を考慮しつつ、周辺環境に放出する放射性物質に起因する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値が実効線量で年間50μSvであることを踏まえて、年間50μSvを超えないよう設計する。安④</p> <p>(1) 再処理施設のうち、「再処理施設の安全性を確保するために必要な構築物、系統及び機器」を「安全機能を有する施設」とし、安④「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）に適合した設計とする。安④</p> <p>(2) 安全上重要な施設については、機能喪失時の公衆への線量影響等を考慮して安全機能を有する施設から選定し、事業指定基準規則に適合した設計とする。安④</p> <p>(3) 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するものとする。安④</p>	<p>5. 設備に対する要求                      5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備                      5.1.1 通常運転時の一般要求                      (1) 設計基準対象施設の機能                      設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p> <p>(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置                      設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、ポンプ、弁その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合においては、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられた機器ドレン又は床ドレン等のサンプ又はタンクに収集し、液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。</p> <div data-bbox="2062 464 2516 646" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                          &lt;不一致の理由&gt;                          発電炉技術基準規則 第十五条第一項に示される施設と類似したものが、再処理施設にないため。</p> </div> <div data-bbox="2062 1759 2496 1942" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                          &lt;不一致の理由&gt;                          再処理施設における漏えいに関する基本設計方針は、他条文「10条:閉じ込め」にて展開されるため。</p> </div>	

**【凡例】**  
 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)  
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分  
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項  
 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所  
 紫字：SA設備に関する記載（比較対象外箇所）  
 〆：発電炉との差異の理由      □：許可からの変更事項等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（2 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>事業指定基準規則                      （安全機能を有する施設）                      第十五条                      安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。安③</p>	<p><b>【許可からの変更点等】</b>                      「工場等」について対象を明確にした。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。安②</p> <p><b>（当社の記載）</b>                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、安全上重要な施設を明確化した。</p> <p><b>（当社の記載）</b>                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、安全機能を有する施設の重要度に応じた設計方針を記載。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。安③</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b>                      記載の適正化。</p>	<p>(g) 安全機能を有する施設                      (4) 安全機能を有する施設の設計方針                      再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。安④</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。安②</p>	<p>(10) 安全機能を有する施設は、臨界事故を防止するため技術的に見て想定されるいかなる場合でも臨界としない設計とする。また、万一の臨界事故に備え、必要に応じて臨界警報装置及び可溶性中性子吸収材を注入する設備を設置する。安④</p> <p>(11) 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による再処理事業所周辺の空間線量率を十分に低減する設計とする。                      また、安全機能を有する施設は、再処理事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他再処理事業所内の人の立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とし、放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速に対応するために必要な操作ができる設計とする。安④</p> <p>(12) 安全機能を有する施設は、周辺環境への放射性物質の過度の放出を防ぐため、多重性を考慮した放射性物質の閉じ込め設備を設け、万一事故が起こった場合でも敷地周辺の公衆の安全を確保できる設計とする。安④</p> <p>(13) 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、可能な限り不燃性又は難燃性材料の使用、可燃性物質を使用する系統及び機器における着火源の排除等、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する設計とする。消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。安④</p>	<p>発電炉工認 基本設計方針</p>	<p>備考</p> <p>P6 から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（3 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>事業指定基準規則                      （運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）                      第十六条                      安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータを安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。</p> <p>二 設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。                      安⑤</p>	<p>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。安④</p> <p><b>（当社の記載）</b>                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、準拠する規格及び基準について記載。</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b>                      「工場等」について対象を明確にした。</p> <p>安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。                      安⑤</p> <p><b>（当社の記載）</b>                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では設計基準事故に変更がなかったことから申請対象外と整理しているが、事業変更許可申請書に基づき、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故に係る設計を記載。</p>	<p>事業変更許可申請書 本文</p> <p>(h) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止                      安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を選定し、解析及び評価を実施することにより、<u>安④ 運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。安⑤</u></p> <p>(iii) その他                      (a) 再処理施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性の高いものとする。安④</p> <p>(b) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。安④</p>	<p>(14) 安全機能を有する施設は、地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置するとともに、地震力に十分に耐えることができる設計とする。この地震力は、地震の発生により生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する。</p> <p>また、地震（津波を含む。）の発生により再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。                      安④</p> <p>(15) 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮した設計とする。さらに、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。                      安④</p> <p>(17) 安全機能を有する施設は、使用済燃料等から発生する崩壊熱等を適切に除去する設計とする。安④</p>	<p>発電炉工認 基本設計方針</p>	<p>備考</p> <p>P12 から</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（4 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上                  せん断処理するまでの冷却期間：4年以上                  安⑥</p> <div data-bbox="557 821 1012 995" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、再処理施設に係る安全設計の条件を記載。</p> </div> <p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備                  ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造                  (i) 安全機能を有する施設</p> <p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上                  せん断処理するまでの冷却期間：4年以上                  安⑥</p>	<p>(18) 再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統に連係した設計とする。非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。                  安④</p> <p>(19) 再処理施設は、設計、材料の選定、製作、建設、試験及び検査を通じ、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準により、信頼性の高いものとする。ただし、外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する場合には、それらの規格及び基準の適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにするものとする。                  安④</p> <p>(20) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。安④</p> <p>(21) 再処理施設における放射性物質の移動は、配管、容器等によるものとし、閉じ込め、臨界防止、遮蔽のための措置等適切な安全対策を講ずる設計とする。                  安④</p> <p>1.7 その他の設計方針                  1.7.1 崩壊熱除去に関する設計                  (1) 再処理施設は、使用済燃料等から発生する崩壊熱を適切に除去することとし、構造物の温度を適切に維持すること、また、放射性物質を含む溶液の崩壊熱による機器内での沸騰を防止すること等の過度の温度上昇を防止する設計とする。                  (2) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは、換気設備により</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（5 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>なお、重大事故等対処設備の安全設計においては、放射エネルギー、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上） せん断処理するまでの冷却期間：15年</p>		<p>混合酸化物貯蔵容器を冷却することにより、構造物の温度を適切に維持する設計とする。また、ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体からの崩壊熱を、崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により除去することにより、ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。</p> <p>(3) 崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある場合は、その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系により冷却し、冷却能力の喪失による溶液の沸騰を防止する。さらに、沸騰までの時間的余裕が小さい場合は、独立した2系統の安全冷却水系による冷却を行う。また、安全冷却水系により冷却する場合は、塔槽類の冷却コイル又は冷却ジャケットを多重化する設計とする。</p> <p>なお、漏えい液が沸騰するおそれがある場合は、セル等の漏えい液受皿で受けるとともに、安全に移送及び処理ができる設計とする。</p> <p>(4) 崩壊熱除去のために必要な安全上重要な系統及び機器は、動的機器の単一故障を仮定しても、その冷却機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>安◇</p> <p>1.7.7 安全機能を有する施設の設計 1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>安全設計の基本方針の下に以下の安全設計を行う。</p> <p>(1) 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とし、事業指定基準規則に適合した設計とする。安◇</p> <p>(2) 安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器を、安全上重要な施設とする。安◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（6 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>安全上重要な施設については、機能喪失時の公衆への線量影響等を考慮して安全機能を有する施設から選定し、事業指定基準規則に適合した設計とする。</p> <p>安③</p> <p>(3) <u>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するものとする。安③</u></p> <p>1.7.7.2 安全上重要な施設の分類</p> <p>安全機能を有する施設とは、再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器をいい、安全上重要な施設とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器をいう。</p> <p>安④</p> <p>安全機能を有する施設のうち、下記の分類に属する施設を安全上重要な施設とする。</p> <p>(1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器</p> <p>(2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等</p> <p>(5) 上記(4)の換気系統</p> <p>(6) 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統</p> <p>(7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統</p> <p>(8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</p> <p>(9) 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器</p> <p>(10) 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>(11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設</p> <p>(12) 安全保護回路</p> <p>(13) 排気筒</p>		<p>P2 へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（7 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(14) 制御室等及びその換気系統 (15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等</p> <p>ただし, その機能が喪失したとしても公衆及び従事者に過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らかな場合は, 安全上重要な施設から除外する。 安〇</p> <p>1.7.7.3 安全機能を有する施設の選定 選定の具体化に当たっての主要な考え方を以下に示す。 (1) 再処理の工程の特徴は, 放射性物質を使用済燃料集合体から開放(溶解)して処理するため, 平常時は廃ガス処理設備を有した機器内(一次閉じ込め)で処理が進み, 何らかの異常で機器から放射性物質が漏れ出た場合でも独立した換気設備を有したセル又はグローブボックス(二次閉じ込め)で閉じ込めることにより, 可能な限り公衆はもとより, 従事者への放射線影響を排除するよう設計する。さらに, 二次閉じ込めが損傷するような事故に発展した場合に備え, 独立した換気設備を有した建屋が三次閉じ込めの機能を果たすよう設計する。 (2) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(1)及び(2)については, プロセス設計を基に公衆影響の観点から, 以下のように設定する。 a. プルトニウム溶液又は高レベル廃液を処理又は貯蔵する以下の主要な系統を安全上重要な施設とする。 (a) 溶解設備の溶解槽からウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の混合酸化物貯蔵容器まで (b) 清澄・計量設備の清澄機から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス熔融炉まで (c) 分離設備の抽出塔から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス熔融炉まで b. その他の塔槽類(一時貯留処理槽等)については, その閉じ込め機能の必要性を工学的に判断し, 不可欠な場合は安全上重要な施設とする。 (3) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(3), (5)及び(6)のオフガス処理系統及び換気系統については, 気体廃棄</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（8 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>物の主要な流れを構成している施設及びその閉じ込め機能を維持するために必要なしゃ断弁等で隔離できる範囲の施設を、放出経路の維持の観点で安全上重要な施設とする。また、これらの施設のうち、捕集・浄化機能又は排気機能を有する機器については、その機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合はそれぞれの機能維持の観点でも安全上重要な施設とする。(7)の換気系統については、その閉じ込め機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。</p> <p>(4) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(4)のセル及び(6)の洞道のうち、高レベル廃液の閉じ込め機能の観点で安全上重要な施設としたものは、しゃへい機能の観点でも安全上重要な施設とする。</p> <p>(5) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(10)については、使用済燃料集合体等の遮蔽及び崩壊熱除去のために不可欠なプール水を保持する施設を安全上重要な施設とする。また、使用済燃料集合体及びバスケットの落下・転倒防止機能を有する施設については、その機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。</p> <p>(6) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(11)については、高レベル放射性固体廃棄物の遮蔽及び崩壊熱除去の観点で不可欠な施設を安全上重要な施設とする。</p> <p>(7) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(12)については、事業指定基準規則の要求事項を踏まえて、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の事象のうち、拡大防止対策又は影響緩和対策として期待する安全上重要な施設のインターロックである以下の15回路を安全保護回路とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</li> <li>b. 精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路</li> <li>c. 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</li> <li>d. 精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</li> <li>e. 酸及び溶媒の回収施設の第2酸回</li> </ul>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（9 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</p> <p>f. 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路</p> <p>g. 脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路</p> <p>h. 分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路</p> <p>i. 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路</p> <p>j. 脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路</p> <p>k. 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路</p> <p>l. 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）</p> <p>m. 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）</p> <p>n. 固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路</p> <p>o. 気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路</p> <p>(8) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(3)については、設計基準事故の評価において、不可欠な影響緩和機能を有する施設を安全上重要な施設とする。</p> <p>(9) 「1.7.7.2 安全上重要な施設の種類」に示す(5)については、計測制御系統及び冷却水系統の他に、その施設が有する安全機能の必要性を工学的に判断し、不可欠な場合は安全上重要な施設とする。</p> <p>以上の考え方にに基づき選定した安全上重要な施設を第1.7.7-1表に示す。また、第1.7.7-1表中には、各安全上重要な施設に要求される安全機能を、第1.7.7-2表に示す安全機能の種類に従って記載する。</p> <p>なお、下記(1)から(6)は、その機能が喪失したとしても公衆及び従事者に過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのないことが明らかであることから、安全上重要な施設として選定しないが、これらの施</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（10 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>設については、安全上重要な施設への波及的影響防止及び旧申請書の設計を維持する観点から、安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とする。</p> <p>(1) 補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁</p> <p>(2) 抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁</p> <p>(3) 抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁</p> <p>(4) 第1洗浄塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁</p> <p>(5) プルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報</p> <p>(6) 注水槽</p> <p>安3</p> <p>1.7.19 準拠規格及び基準</p> <p>再処理施設は、下記に示す国内法令を満足するとともに、下記に示す規格、基準等に準拠して設計する。</p> <p>安全上重要な施設については、その施設の設計、材料の選定、製作及び検査は、下記の適切な規格及び基準による。</p> <p>(1) 国内法令</p> <p>a. 原子力基本法</p> <p>b. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>c. 放射性同位元素等の規制に関する法律</p> <p>d. 放射線障害防止の技術的基準に関する法律</p> <p>e. 労働安全衛生法</p> <p>f. 労働基準法</p> <p>g. 高压ガス保安法</p> <p>h. 消防法</p> <p>i. 毒物及び劇物取締法</p> <p>j. 電気事業法</p> <p>k. 建築基準法</p> <p>l. その他</p> <p>(2) 国内規格、基準、指針等</p> <p>a. 日本産業規格（JIS）</p> <p>b. 空気調和・衛生工学会規格（SHASE）</p> <p>c. 日本エレベーター協会規格（JEAS）</p> <p>d. 日本建築学会各種構造設計及び計算基準（AIJ）</p> <p>e. 高压ガス保安協会規格（KHKS）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（11 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>f. 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)</p> <p>g. 日本電気協会で規定する電気技術規程及び指針 (JEAC, JEAG)</p> <p>h. 日本電気計測器工業会規格 (JEMIS)</p> <p>i. 日本電機工業会規格 (JEM)</p> <p>j. 日本電線工業会規格 (JCS)</p> <p>k. 石油学会規格 (JPI)</p> <p>l. 日本溶接協会規格 (WES)</p> <p>m. 工場電気設備防爆指針</p> <p>n. 日本機械学会規格 (JSME)</p> <p>o. その他</p> <p>(3) 審査指針等</p> <p>再処理施設は、下記に示す a 及び b に基づき、またその他を参考とし設計する。</p> <p>a. 再処理施設安全審査指針</p> <p>b. 核燃料施設安全審査基本指針</p> <p>c. その他関連安全審査指針等</p> <p>(4) 国外の規格、基準等</p> <p>なお、設計、材料の選定等に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格、基準等によるが、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分使用実績があり、信頼性の高い以下に示す国外の規格、基準等に準拠する。</p> <p>a. ANSI規格 (American National Standards Institute)</p> <p>b. ASTM規格 (American Society for Testing and Materials)</p> <p>c. IEEE規格 (The Institute of Electrical and Electronics Engineers)</p> <p>d. ASME規格 (American Society of Mechanical Engineers)</p> <p>e. BS規格 (British Standards)</p> <p>f. DIN規格 (Deutsches Institut für Normung e.V.)</p> <p>g. NF規格 (Normes Francaises)</p> <p>安◇</p> <p>1.9.15 安全機能を有する施設                      (安全機能を有する施設)                      第十五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失う</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（12 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>こと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>4 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。</p> <p>5 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。</p> <p>6 安全機能を有する施設は、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>7 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について                      再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。                      また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安重◇                      安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。安④</p>		<p>P3 へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（13 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.16 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止</p> <p>（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）</p> <p>第十六条 安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータを安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。</p> <p>二 設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。</p> <p>再処理施設の設計の基本方針に深層防護の考え方が適切に適用されていることを確認するために、再処理施設に関して技術的に見て想定される異常事象の中から事故等を選定し、以下のとおり安全対策の妥当性を評価する。事故等の拡大の防止の観点から、安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たす設計とする。</p> <p>（1） 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータ（温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項）を安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。</p> <p>（2） 設計基準事故時において、安全上重要な施設の機能により、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。</p> <p>事故等の評価については、「異常事象を速やかに収束させ、又はその拡大を防止し、あるいはその結果を緩和することを主たる機能とする系統」の妥当性を確認する観点から</p> <p>（1） 運転時の異常な過渡変化</p> <p>（2） 設計基準事故</p> <p>a. 冷却機能、水素掃気機能等の安全上重要な施設の機能喪失</p> <p>b. 溶媒、試薬、水素、金属微粒子及び固体廃棄物による火災、爆発</p> <p>c. 臨界</p> <p>d. その他評価が必要と認められる以下の事象</p> <p>（a） 各種機器及び配管の破損及び故障による漏えい</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（14 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(b) 使用済燃料集合体等の取扱いに伴う落下又は破損                      (c) 短時間の全動力電源の喪失</p> <p>を選定し評価する。                      事故等の評価における線量の解析に当たっての環境に放出された放射性物質の大気中の拡散については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）」（以下「気象指針」という。）を準用する安<sup>2</sup></p> <p>3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設                      3.1 設計基準対象の施設                      3.1.1 概要                      使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。                      使用済燃料の受入れ施設は、キャスクの受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う使用済燃料受入れ設備である。                      使用済燃料の貯蔵施設は、使用済燃料集合体を再処理するまでの期間の貯蔵及びせん断処理施設への送出しを行う使用済燃料貯蔵設備である。                      使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で受け入れる使用済燃料は、BWR及びPWRの使用済ウラン燃料集合体であって、以下の仕様を満たすものである。                      照射前燃料最高濃縮度：5wt%                      使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下                      使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの期間：4年以上                      ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・U<sub>Pr</sub>のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U<sub>Pr</sub>未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。                      使用済燃料集合体最高燃焼度：55,000 MWd / t・U<sub>Pr</sub>                      ここでいう t・U<sub>Pr</sub>は、照射前金属ウラン重量換算である。安<sup>2</sup></p> <p>使用済燃料の冷却期間は、旧申請書における設計条件を維持することとし、以</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（15 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 安☺		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（16 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（安全上重要な施設）                      第十五条                      非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない                      安⑦</p>	<p>9.1.2 多様性、位置的分散等                      (1) 多重性又は多様性及び位置的分散                      安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように<b>多重性又は多様性を有する設計とする。</b>安⑦</p> <div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（当社の記載）                          &lt;不一致の理由&gt;                          多重性又は多様性に係る基本設計方針は類似しているが、技術基準規則に定められる想定条件が相違しているため。</p> </div> <p>重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p>		<p>1. 安全設計                      1.1 安全設計の基本方針                      1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針</p> <p>(4) 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障が発生した場合においてもその機能が失われることのない設計とする。安④</p> <p>1.7.7 安全機能を有する施設の設計                      1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針                      (4) 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障が発生した場合においてもその機能が失われることのない設計とする。安④、</p> <p>1.9.15 安全機能を有する施設                      （安全機能を有する施設）                      第十五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。                      2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第2項について                      (1) <u>安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</u>安⑦                      再処理施設の所内動力用電源は、外部電源として電力系統に接続される154kV送電線2回線の他に、非常用所内電源として第1非常用ディーゼル発電機2台及び第2非常用ディーゼル発電機2台を設け、安全上重要な系統が要求される機能を果たすために必要な容量を持つ設計とする。安重④                      安全保護回路を含む安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測</p>	<p>5.1.2 多様性、位置的分散等                      (1) 多重性又は多様性及び独立性                      設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）は、当該系統を構成する機器に「(2) 単一故障」にて記載する単一故障が発生した場合であっても、その系統の安全機能を達成できるよう、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、<b>多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。</b></p> <p>（以下、「重大事故等対処設備」に係る記載は省略する）</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（17 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて管理する。また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、常設重大事故等対処設備として設計する。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備                      常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p>		<p>制御設備は、動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るよう多重化又は多様化によって対応するとともに、電氣的・物理的な独立性を有する設計とする。安☞</p> <p>(2) 安全上重要な系統は、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。安☞</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（18 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（19 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>定に定めて、管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、周辺機器等からの影響として考慮する火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る</p>				



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（20 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>か、又はこれらに対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して常設重大事故等</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（21 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>対処設備は、周辺機器等からの回転羽根の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備                      可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象、人為事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（22 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波によ</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（23 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>る損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがない</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（24 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>よう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m 以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも 100m 以上の離隔距離を確保する。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、想定される重大事故等が発</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（25 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する。</p> <p>地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋内に複数箇所設置する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水及び化学薬品漏えいに対して、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</p> <p>(2) 単一故障 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るよう多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。安⑦</p> <div data-bbox="566 1717 1018 1871" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則において定められる単一故障の条件が異なるため。</p> </div>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(g) 安全機能を有する施設 (4) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>1) <u>安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るよう多重性又は多様性を有する設計とする。</u> <u>ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</u> 安⑧</p>		<p>(2) 単一故障 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障、長期間では動的機器の単一故障若しくは想定される静的機器の単一故障のいずれかが生じた場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。 短期間と長期間の境界は 24 時間とする。 ただし、原子炉建屋ガス処理系の配管の一部、中央制御室換気系のダクトの一部及び格納容器スプレイ系のスプレイヘッド（サプレッション・チェンバ側）については、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器であるが、単一設計とするため、個別に設計を行う。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（26 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（安全機能を有する施設）                      第十六条                      4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。安⑧</p>	<p>9.1.3 悪影響防止                      (1) 内部発生飛散物による影響                      安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。安⑧a</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法                      A. 再処理施設の位置、構造及び設備                      ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造                      (i) 安全機能を有する施設                      (g) 安全機能を有する施設                      (4) 安全機能を有する施設の設計方針</p> <p>5) 安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、その安全機能を損なわない設計とする。安⑧、</p> <p>内部発生飛散物とは、ガス爆発、重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。安⑧</p> <p>なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の損傷、機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。安⑧</p>	<p>1. 安全設計                      1.1 安全設計の基本方針                      1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針                      (8) 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水又は化学薬品の漏えい及び安⑧ ポンプその他の機器の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわない設計とする。安⑧</p> <p>1.7 その他の設計方針                      1.7.7 安全機能を有する施設の設計                      1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針                      (8) 安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわない設計とする。安⑧</p> <p>1.7.7.4 内部発生飛散物による損傷の防止に関する設計方針                      安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。安⑧a</p> <p>その上で、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物から防護する施設（以下「内部発生飛散物防護対象設備」という。）としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。安重⑧</p>	<p>5.1.3 悪影響防止等                      (1) 飛来物による損傷防止                      設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断、高速回転機器の破損に伴う飛散物により安全性を損なわない設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう蒸気タービン及び発電機は、破損防止対策等を行うとともに、原子力委員会原子炉安全審査会「タービンミサイル評価について」により、タービンミサイル発生時の対象物を破損する確率が10-7回/炉・年以下となることを確認する。</p>	<p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では飛散物の発生原因についても記載しているが、再処理施設における内部発生飛散物の発生原因については、個別に記載している。</p> <p>（発電炉の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      内部発生飛散物となりうる回転機器設備の損傷防止により飛散物の発生防止を図る基本方針は同じだが、再処理施設においてはタービンミサイルが想定されない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（27 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 事業変更許可申請書に基づき、内部発生飛散物から防護する施設の選定方針について記載。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。安⑧b</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安⑧c</p> <p style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 事業変更許可申請書に基づき、その他の安全機能を有する施設に係る内部発生飛散物の考慮について記載。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。安⑧b</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安⑧c</p>	<p>ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部発生飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として抽出しない。安⑩</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安⑩</p>	<p style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 配管の破断による内部発生飛散物の発生を防止する基本方針は同様だが、破断の可能性のある箇所が再処理施設にはないため。</p> <p>高温高圧の配管については材料選定、強度設計に十分な考慮を払う。さらに、安全性を高めるために、原子炉格納容器内で想定される配管破断が生じた場合、破断口からの冷却材流出によるジェット噴流による力に耐える設計とする。また、ジェット反力によるホイッピングで原子炉格納容器が損傷しないよう配置上の考慮を払うとともに、レストレイント等の配管ホイッピング防止対策を設ける設計とする。</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（28 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】                  「TBP等の錯体の急激な分解反応」については、再処理施設の安全設計上考慮される事象の名称として示されるものであるため、事業許可変更申請書と同様の記載を用いた。</p>	<p>（当社の記載）                  &lt;不一致の理由&gt;                  事業変更許可申請書に基づき、内部発生飛散物の発生要因について記載。</p> <p>a. 内部発生飛散物の発生要因の選定                  再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。</p> <p>（a）爆発による飛散物                  爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の爆発並びにTBP等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>（b）重量物の落下による飛散物                  重量物の落下に起因して生じる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。</p> <p>（c）回転機器の損壊による飛散物                  回転機器の損壊に起因して生じる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。</p> <p>ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置につい</p>	<p>【許可からの変更点等】                  設工認申請書内で火災等による損傷の防止について記載されている箇所を引用している。</p>	<p>1.7.7.4.1 内部発生飛散物の発生要因の選定                  再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。</p> <p>（1）爆発による飛散物                  爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の爆発並びにTBP等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「1.5 火災及び爆発の防止に関する設計」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>（2）重量物の落下による飛散物                  重量物の落下に起因して生じる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。</p> <p>（3）回転機器の損壊による飛散物                  回転機器の損壊に起因して生じる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。</p> <p>ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（29 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>て記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。安⑧d</p> <div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、内部発生飛散物から防護する施設の選定方法について記載。</p> </div> <p>b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定                      安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。                      ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。安⑧e</p>		<p><u>書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。安⑧d</u></p> <p>1.7.7.4.2 内部発生飛散物防護対象設備の選定  <u>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。</u>  <u>ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。安⑧e</u>                      上記を踏まえ、想定する内部発生飛散物と同室にある内部発生飛散物防護対象設備を第1.7.7-4表に示す。また、内部発生飛散物防護対象設備配置図を第1.7.7-1図から第1.7.7-52図に示す。安⑩</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（30 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、重量物の落下による飛散物の発生防止設計について記載。</p> <p>c. 内部発生飛散物の発生防止設計</p> <p style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">【許可からの変更点等】 記載の適正化。</p> <p>(a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計</p> <p>イ. つりワイヤ, つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし, つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし, つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ハ. 逸走防止のインターロックを設ける設計とし, クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>安⑧f</p>		<p>1.7.7.4.3 内部発生飛散物に係る評価と設計</p> <p>内部発生飛散物の影響評価においては, 想定する内部発生飛散物の発生要因ごとに, 内部発生飛散物の発生を防止できる設計であることを確認する。安⑩</p> <p>(1) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計</p> <p>重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器は, 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する重量物の落下により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがないよう, 以下による飛散物の発生を防止し, 安全機能を損なわない設計とする。安⑩</p> <p>a. つりワイヤ, つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし, つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>b. つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし, つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>c. 逸走防止のインターロックを設ける設計とし, クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>安⑧f</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（31 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計</p> <p>イ. 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、<b>回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。</b></p> <p>ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、<b>回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。</b> 安⑧g</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>(2) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計</p> <p>内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器の損壊により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがないよう、以下による飛散物の発生を防止し、安全機能を損なわない設計とする。安⑩</p> <p>a. 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、<b>回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。</b></p> <p>b. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、<b>調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。</b> 安⑧g</p> <p>また、上記に示す内部発生飛散物の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物による二次的影響はない。安⑩</p>	<p>また、その他の高速回転機器が損壊し、飛散物とならないように保護装置を設けること等により<b>オーバースピードとならない設計とする。</b></p> <div data-bbox="2050 772 2516 961" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  過回転による回転機器の損壊を防止する設計方針は共通しているが、その具体的設計方法の記載程度が異なる。</p> </div> <div data-bbox="2050 1339 2516 1654" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  発電炉の技術基準では飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を十分にとること、又は飛散方向を考慮し配置上の配慮又は多重性を考慮した設計とするよう要求されているが、再処理施設の技術基準には同要求はないため記載していない。                  なお、再処理施設は内部発生飛散物の発生させない設計としている。</p> </div> <p>損傷防止措置を行う場合、想定される飛散物の発生箇所と防護対象機器の距離を十分にとる設計とし、又は飛散物の飛散方向を考慮し、配置上の配慮又は多重性を考慮した設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（32 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<div data-bbox="557 331 1026 548" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業に起因する内部発生飛散物の発生防止に関する運用について記載。</p> </div> <p>d. 内部発生飛散物に係るその他の事項                      通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であつて、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨を保安規定に定めて、管理する。安⑧h</p> <div data-bbox="557 1031 1026 1209" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点等】                      内部発生飛散物の発生防止に係る運用と、保安規定との関係を明確化するため、語尾を「保安規定に定めて、管理する。」に変更する。</p> </div>		<p>1.7.7.4.4 内部発生飛散物に係るその他の設計                      通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であつて、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施する。                      安⑧h</p> <p>1.9.15 安全機能を有する施設                      第6項について                      安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、その安全機能を損なわない設計とする。                      内部発生飛散物とは、ガス爆発、重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の損傷、機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。                      安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。                      その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（33 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(安全機能を有する施設)                      第十六条                      5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。                      安⑨</p>	<p>(2) 共用</p> <div data-bbox="557 909 1023 1050" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                          &lt;不一致の理由&gt;                          共用する施設が異なるため、用語が異なる。</p> </div> <p>安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。                      安⑨</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>6) <u>安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</u>                      安⑨</p>	<p>期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。安⑨</p> <p>1. 安全設計                      1.1 安全設計の基本方針                      1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針                      (9) 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわない設計とする。                      安⑨</p> <p>1.7.7 安全機能を有する施設の設計                      1.7.7.1 安全機能を有する施設の設計方針                      (9) 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわない設計とする。                      安⑨</p> <p>1.9.15 安全機能を有する施設                      第7項について                      安全機能を有する施設は、原子力施設間での共用によって安全性を損なうことのない設計とする。安⑨</p>	<p>(2) 共用                      重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。                      なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、共用することを考慮する必要はない。</p> <div data-bbox="2056 751 2522 1024" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                          &lt;不一致の理由&gt;                          実用炉の技術基準規則 15 条 5 項は、安全保護装置等の相互接続または共用を原則禁止する要求であるが、再処理施設には同様の要求事項はないため。</p> </div> <p>安全施設（重要安全施設を除く。）を共用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(以下、「重大事故等対処設備」に係る記載は省略する)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（34 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）                      重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等</p>			<p>(3) 相互接続                      重要安全施設は、東海発電所との間で原則相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。                      なお、東海発電所と相互に接続する重要安全施設は無いことから、相互に接続することを考慮する必要はない。                      安全施設（重要安全施設を除く。）を相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。                      ただし、安全施設（重要安全施設を除く。）は、東海発電所と相互に接続しない設計とする。</p> <div data-bbox="2050 856 2516 1052" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(発電炉の記載)                          &lt;不一致の理由&gt;                          再処理施設は、他の原子力施設と相互接続する施設はないため。</p> </div>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（35 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「9.1.4 個数及び容量」に示す。</p> <p>可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「9.1.5 環境条件等」に記載する。</p>				



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（36 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>9.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する</p>			<p>(以下、「重大事故等対処設備」に係る記載は省略する)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（37 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</p> <p>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（38 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>				

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

### 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（39 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（安全機能を有する施設） 第十六条 1 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない 安⑩</p> <div data-bbox="172 1163 522 1409" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「周辺機器等からの影響」については、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物の総称として示した記載である。</p> </div>	<div data-bbox="557 306 1012 453" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「環境条件等」については、本項目総称として示した記載であることから発電炉と同様の記載を用いた。</p> </div> <p>9.1.5 環境条件等</p> <div data-bbox="557 569 1012 737" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【許可からの変更点等】 発電炉の基本設計方針に倣い、事業指定基準規則の解釈に基づき「全ての環境条件」を明確化した。</p> </div> <p>安全機能を有する施設は、<u>運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。</u>安⑩a</p> <div data-bbox="557 1031 1012 1167" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【許可からの変更点等】 「放射線量等」について対象を明確にした。</p> </div> <p>重大事故等対処設備は、<u>内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</u></p> <p>重大事故等時の環境条件等としては、<u>重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</u></p> <p>荷重としては、<u>重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境</u></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>2) <u>安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</u>安⑩</p>	<p>1. 安全設計 1.1 安全設計の基本方針 1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針</p> <p>(5) <u>安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</u>安⑩</p> <p>(5) <u>安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</u>安⑩a</p> <p>1.9.15 安全機能を有する施設 第3項について <u>安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、その安全機能を発揮できる設計とする。</u> なお、<u>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の解析に当たっては、工程の運転状態を考慮して解析条件を設定するとともに、その間にさらされると考えられる圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件について、事象が発生してから収束するまでの間の計測制御系、安全保護回路、安全上重要な施設等の作動状況及び当直（運転員）の操作を考慮する。また、使用するモデル及び温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項は、評価の結果が、より厳しい評価になるよう選定する。</u>安⑩</p>	<p>5.1.5 環境条件等</p> <div data-bbox="2059 569 2513 747" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（発電炉の記載） &lt;不一致の理由&gt; 変更許可申請書の違いに基づく、用語の違い。</p> </div> <p>安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降水）、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、<u>これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</u></p> <p>（以下、「重大事故等対処設備」に係る記載は省略する）</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（40 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害及び敷地内における化学物質の漏えいを考慮する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対し</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（41 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>ては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響として、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、停止時も考慮するため。</p> </div> <p>(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、運転時、停止時、<u>運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</u></p> <p><u>自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。安⑩b</u></p> <p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【許可からの変更点】 発電炉の基本設計方針に倣い、想定される環境条件を明確化した。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【許可からの変更点等】 他条文の設計方針として示す事項を明確にした。</p> </div>		<p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p>安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（42 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備</p>			<p>(3) 電磁波による影響 電磁的障害に対しては、安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <div data-bbox="2050 583 2516 779" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設における電磁的障害に係る設計方針は、「第八条:外部からの衝撃による損傷の防止」に記載するため。</p> </div> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <div data-bbox="2050 1129 2516 1367" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 火災、溢水並びに自然現象及び人為事象からの悪影響防止に係る設計方針は、「第八条:外部からの衝撃による損傷の防止」等に記載するため。</p> </div>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（43 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水に対して常設重大事故等対処設備は、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づき想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることに</p>				



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（44 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>より、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（45 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>を行う。</p> <p>直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。</p> <p>間接雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（46 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（47 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して、可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（48 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して可搬重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」及び「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づき想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5.火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（49 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>位置的分散については、風（台風）又は竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風（台風）又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</p> <p>ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（50 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。</p> <p>自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく積雪に対して除雪、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してフィルタ交換、清掃及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（51 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により</p>				



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（52 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <div data-bbox="557 604 1020 764" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業指定基準規則上の違いに基づく、用語の違い。</p> </div> <p>(2) 設置場所における放射線                      a. 安全機能を有する施設                      安全機能を有する施設の設置場所は、<u>運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。</u> 安⑩c</p> <div data-bbox="557 1352 1020 1478" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点】                      発電炉の基本設計方針に倣い、想定される環境条件を明確化した。</p> </div> <p>b. 常設重大事故等対処設備                      常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p>			<p>(5) 設置場所における放射線                      安全施設の設置場所は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <div data-bbox="2053 1318 2516 1520" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      環境条件に対する基本設計方針は同じであるが、技術基準規則上において「冷却材」は発電炉特有の事項であるため。</p> </div> <p>(6) 冷却材の性状                      冷却材を内包する安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。                      安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（53 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備            可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（54 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>事業指定基準規則                      （誤操作の防止）                      第十三条                      安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。                      2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。                      安⑩</p>	<p><b>（当社の記載）</b>                      &lt;不一致の理由&gt;                      事業変更許可申請書に基づき安全機能を有する施設の誤操作防止に係る基本設計方針を記載。</p> <p>9.1.6 操作性及び試験・検査性                      (1) 操作性の確保                      安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとに色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。安⑩a</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b>                      「機器、弁等」及び「銘板取り付け等」について対象を明確化した。</p> <p>また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。                      安⑩b</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法                      A. 再処理施設の位置、構造及び設備                      ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造                      (i) 安全機能を有する施設                      (e) 誤操作の防止                      安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、弁等に対して系統等による色分けや銘板取り付け等による識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。安⑩a</p> <p>また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。                      安⑩b</p>	<p>1. 安全設計                      1.1 安全設計の基本方針                      1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針</p> <p>(6) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。安④</p> <p>(7) 安全機能を有する施設は、安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。安④</p> <p>(16) 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講ずる設計とする。また、安全上重要な施設は、容易に操作することができる設計とする。安④</p> <p>1.7.17 誤操作の防止に関する設計                      1.7.17.1 誤操作の防止に関する設計方針                      安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、以下の措置を講ずる設計とする。                      (1) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤並びに監視制御盤は、操作性、視認性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した盤の配置、操作器具の配置、計器の配置及び警報表示器具の配置を行い、操作性及び視認性に留意するとともに、再処理施設の状態を正確、かつ、迅速に把握できる設計とする。                      (2) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤は、多重化を行い分離配置するとともに、系統ごとにグループ化して集約した操作器具を盤面上に配置し、操作性及び視認性に留意した設計とする。                      (3) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室の監視制御盤は、施設ごとにエリアを分けて配置する設計とする。</p>	<p>5.1.6 操作性及び試験・検査性                      （以下、「重大事故等対処設備」に係る記載は省略する）</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（55 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>【「等」の解説】                  「（混乱した状態等）」及び「必要な操作が行える等」については、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第十六条に基づく用語として許可の記載のとおりとした。</p> <p>安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。安⑩c</p> <p>【許可からの変更点等】                  「機器、弁等」及び「銘板取り付け等」について対象を明確化した。</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理については、保安規定に定めて管理する。</p> <p>a. 操作の確実性                  重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保す</p>	<p>(g) 安全機能を有する施設                  (4) 安全機能を有する施設の設計方針                  6) また、安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、弁等に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。安⑩c</p>	<p>る。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配置する。</p> <p>(4) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は、監視操作を行う画面を系統ごとにグループ化して集約し、操作性及び視認性に留意した設計とする。</p> <p>(5) 安全機能を有する施設の操作器具であるスイッチ及び各建屋に設置する機器、弁等は、系統等による色分けや銘板取り付けによる識別表示を講じ、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>(6) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤の操作器具は、誤接触による誤動作を防止するため、誤操作防止カバーを設置し、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>(7) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤の操作器具は、形状による区別を行うとともに、必要により鍵付スイッチを採用することにより、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>(8) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤の画面上の操作スイッチは、タッチオペレーション式によるダブルアクション操作及び、通常時操作と機器単体保守時の操作を制限する施錠機能により、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>(9) 安全機能を有する施設のうち、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は、警報の重要度ごとに色分けによる識別表示をすることにより、正確、かつ、迅速に状況を把握できるよう留意した設計とする。</p> <p>(10) 安全機能を有する施設の操作器具及び機器、弁等は、保守点検においても、点検状態を示す札掛けを行うとともに、必要に応じて施錠するこ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（56 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>るとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処する</p>		<p>とにより、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。安<del>8</del></p> <p>(ii) 運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるよう、安<del>9</del> 時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により、異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。安<del>9</del></p> <p>1.7.17.2 事故等時における容易な操作に関する設計方針 安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、混乱した状況下においても「1.7.17.1 誤操作の防止に関する設計方針」に示す措置を講じた中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤並びに機器、弁等を使用し、簡単な手順によって容易に操作できる設計とする。安<del>9</del></p> <p>1.9.13 誤操作の防止 (誤操作の防止) 第十三条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講ずる設計とする。 運転員の誤操作を防止するため、盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に留意するとともに、計器表示、警報表示により再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りを生じにくいよう留意した設計とする。安<del>9</del> 安全機能を有する施設の制御盤は、設備の監視及び制御が可能となるように、計器表示、警報表示及び操作器具を配置するとともに、計器表示、警報表示は、運転員の誤判断を防止し、再処理施設の</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（57 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>ために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性                      可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保                      想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を選定する。</p>		<p>状態を正確、かつ、迅速に把握できるように、色分けや銘板により容易に識別できる設計とする。操作器具は、系統ごとにグループ化した配列にするとともに、色、形状等の視覚的要素により容易に識別できる設計とする。</p> <p>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるよう、時間余裕が少ない場合においても安全保護回路により、異常事象を速やかに収束させることが可能な設計とする。</p> <p>さらに、安全機能を有する施設の機器、弁等は、系統等による色分けや銘板取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行うとともに、施錠管理により誤りを生じにくいよう留意した設計とする。安◇</p> <p>第2項について                      安全上重要な施設は、容易に操作することができる設計とする。</p> <p>運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）にあっても、誤操作を防止するための措置を講じた中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、弁等により、簡単な手順によって必要な操作が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤は、操作器具、警報表示等の盤面器具を系統ごとにグループ化して集約し、操作器具の統一化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別）、並びに、操作器具の操作方法に統一性を持たせることで、通常運転、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに、容易に操作することができる設計とする。</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室以外における操作が必要な安全上重要な施設の機器、弁等に対して、系統等による色分けや銘板取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行い、運転員が容易に操作することができる設計とする。安◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（58 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突は立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を与えるおそれのある人為事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートに対する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを7台（予備4台）保管、使用する。</p> <p>地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>尾駁沼取水場所A、尾駁沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（59 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて管理する。</p> <p>屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災発生源の把握、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図ら</p>				



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（60 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（安全機能を有する施設）                      第十六条                      2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されたものでなければならない。</p> <div data-bbox="192 1795 507 1934" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【許可からの変更点等】 「保守セル等」について対象を明確にした。</p> </div>	<p>れた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。重⑬r</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。</p> <div data-bbox="557 1102 1032 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 保守セル等は再処理固有の設備であるため。</p> </div> <p>(2) 試験・検査性                      安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。安⑫a                      なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。安⑫b</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。安⑬a                      なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。安⑬b</p> <div data-bbox="557 1808 1032 1946" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ セル貫通口は再処理固有の設備であるため。</p> </div>	<p>(g) 安全機能を有する施設                      (4) 安全機能を有する施設の設計方針                      3) <u>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。安⑫a</u></p> <p>4) <u>安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。安⑬a</u></p>	<p>(6) 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。安⑫                      なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。安⑫b</p> <p>(7) 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。安⑬                      なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。安⑬b</p> <p>第4項について                      安全機能を有する施設は、必要に応じて、それらの安全機能が健全に維持されていることを確認するために、再処理施</p>	<p>（発電炉の記載）                      ＜不一致の理由＞                      変更許可申請書の違いに基づく、用語の違い。</p> <p>(2) 試験・検査性                      設計基準対象施設は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（61 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      ブロック閉止壁は再処理固有の設備であるため。</p> </div> <p>また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。安⑬c</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが</p>		<p>設の運転中又は定期点検等停止時に安全機能を損なうことなく適切な方法により試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>第5項について                      安全機能を有する施設は、それらの安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>安⑬                      また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。                      安⑬c</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（62 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて管理する。</p> <div data-bbox="557 667 1003 961" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      一般消耗品の維持管理については、「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（令和2年9月30日原子力規制庁）」に基づいた要求であるため。</p> </div> <p>(3) 維持管理                      再処理施設の維持管理にあたっては保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。安⑬d</p> <div data-bbox="557 1507 1003 1690" style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【「等」の解説】                      「安全避難通路(照明設備)等」については、一般産業用工業用品である計器類、車両など多数あるため「等」の記載を用いた。</p> </div>			<p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（63 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計                      (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針                      基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、核燃料物質を内包する機器において未臨界を維持すること、貯蔵するガラス固化体の崩壊熱を除去すること及び放射性物質を機器内に保持することのために、核的制限値の維持機能、落下・転倒防止機能、崩壊熱除去機能及び放射性物質の保持機能の必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去や水素掃気の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。重震①c</p> <p>また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線の過度の放出防止機能を確保する設計とする。                      具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひず</p>			<p>(該当する記載なし)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（64 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>み等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p> <p>（2）可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（65 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</p> <p>再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれが</p>			(該当する記載なし)	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（66 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>ある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火                      火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
 第十五条（安全上重要な施設）及び第十六条（安全機能を有する施設）（67 / 67）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。</p> <p>重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮                      火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>				



## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十五条（安全上重要な施設）、第十六条（安全上重要な施設）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
安①	安全機能を有する施設の定義	許可事項の展開	—	—	a
安②	安全上重要な施設の定義	許可事項の展開	—	—	a
安③	安全機能の重要度に応じた設計	許可事項の展開	—	—	a
安④	準拠規格及び基準	許可事項の展開	—	—	a
安⑤	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する方針	許可事項の展開	—	—	a
安⑥	安全設計上における使用済み燃料の冷却期間	許可事項の展開	—	—	a
安⑦	安全上重要な施設の多重性及び多様性	技術基準の要求を受けている内容	15条 1	—	a
安⑧	内部発生飛散物に対する設計	技術基準の要求を受けている内容	16条 4	—	a, b
安⑨	共用に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	16条 5	—	a
安⑩	環境条件に対する設計	技術基準の要求を受けている内容	16条 1	—	a
安⑪	操作性に係る設計	許可事項の展開	—	—	a
安⑫	検査又は試験に係る設計	技術基準の要求を受けている内容	16条 2	—	a
安⑬	保守及び修理に係る設計	技術基準の要求を受けている内容	16条 3	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
安㊦	閉じ込めに係る設計方針	閉じ込めに係る設計方針については、第十条の基本設計方針に記載することから、第十五条の基本設計方針として記載しない。	—		
安㊧	本文内の記載内容の重複	本文内で重複している記載内容であることから、基本設計方針として記載しない。	—		
安㊨	使用済み燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の先行使用	使用済み燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の先行使用については、第十九条の基本設計方針に係るものであることから記載しない。	—		
安㊩	添付書類六の記載事項	添付書類六の記載事項を基本設計方針に取り込むことから記載しない。	—		
安㊪	内部発生飛散物の二次的影響	設工認申請書では、重量物の落下による飛散物の発生防止設計、及び回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計について説明を展開するため、基本設計方針として記載しない。	—		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

安⑥	内部発生飛散物による安全機能の喪失に係る記載	内部発生飛散物から防護する施設に係る記載ではないため、基本設計方針に記載しない。	—
安⑦	運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故の拡大防止に係る設計	設計基準事故の評価については、許可で示しており、設工認では評価の詳細は展開しないため、基本設計方針に記載しない。	—

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
安◇	冒頭宣言	安全機能を有する施設に係る基本設計方針の冒頭宣言であるため、記載しない。	—
安◇	本文記載事項との重複	事業変更許可申請書の本文記載事項と内容が重複するため、記載しない。	—
安◇	臨界に係る設計方針	臨界に係る設計方針については、第四条の基本設計方針に記載することから記載しない。	c
安◇	遮蔽に係る設計方針	遮蔽に係る設計方針については、第二十七条の基本設計方針に記載することから記載しない。	d
安◇	閉じ込めに係る設計方針	閉じ込めに係る設計方針については、第十条の基本設計方針に記載することから、記載しない。	e
安◇	火災に係る設計方針	火災に係る設計方針については、第十一条の基本設計方針に記載することから記載しない。	f
安◇	地震に係る設計方針	地震に係る設計方針については、第六条の基本設計方針に記載することから記載しない。	g
安◇	外部衝撃に係る設計方針	外部衝撃に係る設計方針については、第八条の基本設計方針に記載することから記載しない。	h
安◇	電気設備に係る設計方針	電気設備に係る設計方針については、第二十九条の基本設計方針に記載することから、第十五条の基本設計方針として記載しない。	i
安◇	添付書類六内の記載内容の重複	本文内で重複している記載内容であることから、基本設計方針として記載しない。	—
安◇	使用済み燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の先行使用	使用済み燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の先行使用については、第十九条の基本設計方針に記載することから記載しない。	—
安◇	再処理施設の安全設計	閉じ込め、臨界及び遮蔽に係る基本設計方針に包含されることから記載しない。	—
安◇	安全上重要な施設の選定	添付書類VI-1-1-4 別紙1「安全上重要な施設に関する説明書」に詳細を記載するため、記載しない。	a

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

安④	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る設計方針	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る設計方針については、第十九条の基本設計方針に記載することから記載しない。	—
安④	溢水及び化学薬品の漏えいに係る設計方針	溢水及び化学薬品の漏えいに係る設計方針については、それぞれ第十二条及び第十三条の基本設計方針に記載することから記載しない。	j
安④	図表に係る記載	図表に係る記載は基本設計方針に記載しない。	—
安④	内部発生飛散物の二次的影響	設工認申請書では、重量物の落下による飛散物の発生防止設計、及び回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計について説明を展開するため、基本設計方針として記載しない。	—
安④	操作性に係る設計方針の詳細	操作性に係る設計方針の詳細については、添付書類VI-1-1-4 「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に記載するため、記載しない。	a
安④	安全保護回路に係る記載	安全保護回路については、第二十二条に係る設備であるため、基本設計方針として記載しない。	k

## 4. 添付書類等

No.	書類名
a	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
b	VI-1-1-8 再処理施設の内部飛散物による損傷防止に関する説明書
c	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書
d	添付Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
e	VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書
f	添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書
g	添付Ⅳ 耐震性に関する説明書
h	VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
i	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書
j	VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書 VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書
k	VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	9. 設備に対する要求事項 9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 9.1.1 一般要求事項 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。	定義	基本方針	基本方針 (冒頭)		【2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	○	基本方針	-		【2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	第1回申請と同一					
2	また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	定義	基本方針	基本方針 (冒頭)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 別紙 安全上重要な施設に関する説明書	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 別紙 安全上重要な施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-		
3	安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)		【別紙 安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更する施設について説明する。	○	基本方針	-		【別紙 安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更する施設について説明する。	第1回申請と同一					
4	安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)	本文 別紙Ⅱ 個別施設 ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準 等	-	○	基本方針	-	本文 別紙Ⅱ 個別施設 ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準 等	-	第1回申請と同一					
5	安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	第1回申請と同一						
6	再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 せん断処理するまでの冷却期間：4年以上	定義	基本方針	基本方針 (冒頭)	-	-	○	基本方針	-	-	-	第1回申請と同一					
7	再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)	Ⅲ-別添-3-1-2 機器の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震計算方針 (案) 1. 概要 2. 耐震設計の基本方針 3. 地震力の算定方法 4. 荷重の組合せと許容限界	【1. 概要】 【2. 耐震設計の基本方針】 【3. 地震力の算定方法】 【4. 荷重の組合せと許容限界】 静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統 (供給源から供給先まで、経路を含む) で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)		再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
9	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統 (供給源から供給先まで、経路を含む) で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)		重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統 (供給源から供給先まで、経路を含む) で構成する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	9. 設備に対する要求事項 9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 9.1.1 一般要求事項 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。	定義													
2	また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射能が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	定義													
3	安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言													
4	安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。	冒頭宣言													
5	安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言													
6	再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 せん断処理するまでの冷却期間：4年以上	定義													
7	再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—	—			
			○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—	—			
8	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—	—			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 概要 2.2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (冒頭)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。	定義	基本方針	基本方針 (冒頭)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	基本方針	基本方針 (冒頭)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	なお、重大事故等対処設備の安全設計においては、放射能量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の順序等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年(冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600t・U Pr未満、それ以外は冷却期間12年以上) せん断処理するまでの冷却期間：15年	定義	基本方針	基本方針 (冒頭)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	9.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び位置的分散 安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 【2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	-	-	-	-	-	-	-
15	重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)		重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	共通要因のうち重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)		重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)		重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、霧雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	III-別添-3-1-2 機器の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震計算方針(案)  1.概要 2.耐震設計の基本方針 3.地震力の算定方法 4.荷重の組合せと許容限界	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-	III-別添-3-1-2 機器の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震計算方針(案)  1.概要 2.耐震設計の基本方針 3.地震力の算定方法 4.荷重の組合せと許容限界	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。
10	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同機型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	可機型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可機型のものをいう。	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	なお、重大事故等対処設備の安全設計においては、放射能、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の順序等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年(冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600t・U・P・r未満、それ以外は冷却期間12年以上) せん断処理するまでの冷却期間：15年	定義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	9.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び位置的分散 安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	第1回申請と同一	-	-	-	-	第1回申請と同一	-	-	-	-
15	重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。
16	共通要因のうち重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。
17	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)		人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰装置に可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)		設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内の事象として配管の全周破断を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、常設重大事故等対処設備として設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等)		建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれないおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれないおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	常設重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計するとともに、操作が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。
19	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。
20	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	
21	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配管することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針	-	-	設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。
22	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	
23	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、常設重大事故等対処設備として設計する。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	
24	建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	
25	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれないおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれないおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれないおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。
26	常設重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。
27	重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
28	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地震」に基づく地震に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1. 地震による損傷の防止」、「3.2. 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。 火災に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象による影響	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	運用要求	常設重大事故等対処設備	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	設水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置すること、設水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 設水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置すること、設水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、周辺機器等からの影響のうち火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)				第3 Gr										
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
28	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地震」に基づく地震に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 多様性、位置的分散等」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波	地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	△	—	基本方針	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波	地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	
29	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	△	—	基本方針	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	
30	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
31	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	運用要求	○	常設重大事故等対処設備	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	△	—	常設重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
32	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保することにより、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能が確保することにより、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
34	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	設水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、設水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	設水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、設水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。
35	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	△	—	—	—	—	—	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
36	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3) 周辺機器等からの影響 (4) 設計基準において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保すること、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又はこれらに対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因（風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害）によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 風（台風）に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、「3.3 環境条件等」に基づき、建屋等に設置し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするが、または風荷重の影響に対し機能を損なわない設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 (2) 人為事象	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、竜巻及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保すること、機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	自然現象のうち森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		森林火災に対して外的事象を要因とする重大事故等へ対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽根の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、「3.3 環境条件等」に基づき、影響を受けにくい位置へ設置した上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要種別SA設備等)					第3 G r						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工区② 海洋放出管切離し工事)	仕様表	添付書類
36	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響 (4)設計基準において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響 (4)設計基準において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
38	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工事等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又はこれらに対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)により機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。  風(台風)に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、建屋等に設置し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、または風荷重の影響に対し機能を損なわない設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	△	-	基本方針	-	-	-	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)により機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。  風(台風)に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、建屋等に設置し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、または風荷重の影響に対し機能を損なわない設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	
39	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工事等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	△	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
40	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工事等の火災及び爆発による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 (2)人為事象  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、竜巻及び火山の影響(降下火砕物による降載荷重)による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。	△	-	基本方針	-	-	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 (2)人為事象  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、竜巻及び火山の影響(降下火砕物による降載荷重)による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。	
42	自然現象のうち森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	森林火災に対して外的事象を要因とする重大事故等へ対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定める。	△	-	基本方針	-	-	-	森林火災に対して外的事象を要因とする重大事故等へ対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定める。	
43	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽根の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、影響を受けやすい位置へ設置した上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	△	-	基本方針	-	-	-	内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、影響を受けやすい位置へ設置した上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	h. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象、人為事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2 地震」に基づく地震に設置された集積等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	—	地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置された集積内に保管し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
44	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	-	△	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	-
45	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにし、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにし、その機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにし、その機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと等を保安規定に定めて、管理する。	△	-	-	基本方針	-	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響  ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、漏水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにし、その機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと等を保安規定に定めて、管理する。	-
47	h. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備  可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	-	-	基本方針	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備  可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	-
48	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象、人為事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備  可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	△	-	-	基本方針	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備  可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	-
49	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備  重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	△	-	-	基本方針	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備  重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	-
50	重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-
51	自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地震」に基づく地震に設置された基礎等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置された基礎内に保管し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	△	-	-	基本方針	-	-	地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地震の支持性能に係る基本方針」に基づく地震に設置された基礎内に保管し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をすることにも、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は掃すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数級の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、その機能を確実に発揮できるように、地震に対して転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をすることにも、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は掃すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数級の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
53	また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	火災に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「重大火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
58	周辺機器等からの影響のうち漏水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響のうち漏水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	没水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、没水水位を踏まえた位置に設置することにより、没水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はクローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機希薄液等)により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要種別SA設備等)					第3 G r						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
52	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、その機能を確実に発揮できるように、地震に対して転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするともに、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、その機能を確実に発揮できるように、地震に対して転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするともに、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。
53	また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—
54	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	△	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響
55	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	—	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	△	—	基本方針	—	—	—	—	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
56	自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	冒頭宣言	○	—	—	—	△	—	—	—	—	—	—	—
57	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で、「5. 火災による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	火災に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	△	—	基本方針	—	—	—	火災に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	
58	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 浸水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、浸水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 浸水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、浸水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 浸水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、浸水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 浸水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、浸水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、雹害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。  風 (台風) に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書  3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 (2) 人為事象  設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、雹害、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	風 (台風) に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	-	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。  VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備  接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	
60	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の外作を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。 風(台風)に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	△	-	基本方針	-	-	-	-	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の外作を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。 風(台風)に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。
61	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 (2) 人為事象	△	-	基本方針	-	-	-	設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 (2) 人為事象	
62	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	
63	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	風(台風)に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	△	-	基本方針	-	-	-	風(台風)に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれないよう、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	
64	可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-		
65	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	△	-	基本方針	-	-	-	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
66	接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋内に複数箇所設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口)) 3. 健全性確保のための設計方針 3. 1. 多様性、位置的分散等 3. 1. 2. 重大事故等対処設備	地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセスルートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隣隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
68	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水及び化学薬品漏えいに対して、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口)) 3. 健全性確保のための設計方針 3. 1. 多様性、位置的分散等 3. 1. 2. 重大事故等対処設備 (1) 周辺機器等からの影響 c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	設水に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置した上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 被水に対して、重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、被水から防護するための設計により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 蒸気の流出に対して、重大事故等対処設備については、位置的分散により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
69	接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隣隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口)) 3. 健全性確保のための設計方針 3. 1. 多様性、位置的分散等 3. 1. 2. 重大事故等対処設備 (1) 自然現象 a. 地震、津波 c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセスルートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隣隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70	(2) 単一故障 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (多様性、位置的分散等 (単一故障)) 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設について、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	-	-	-	-	-	-	
71	9.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物による影響 安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物 (以下「内部発生飛散物」という。) の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針		基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響)) 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設として、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素誘発、火災・爆発の防止、燃暴の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
72																	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要棟屋SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋内に複数箇所設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波 (c)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセラートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波 (c)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセラートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。
68	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水及び化学薬品漏えいに対して、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)周辺機器等からの悪影響 c.可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	没水に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置した上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 被水に対して、重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、被水から防護するための設計により設計基準事故に耐えるための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 常気の流れに対して、重大事故等対処設備については、位置的分散により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)周辺機器等からの悪影響 c.可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	没水に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置した上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 被水に対して、重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、被水から防護するための設計により設計基準事故に耐えるための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 常気の流れに対して、重大事故等対処設備については、位置的分散により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。
69	接続口は、複数のアクセラートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波 (c)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセラートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波 (c)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセラートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。
70	(2) 単一故障 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器について、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	冒頭宣言			第1回申請と同一										第1回申請と同一
71	9.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物による影響 安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設として、安全評価上その機能を維持する構築物、系統及び機器を損傷なく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物より高圧、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一	
72			○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 安全機能を有する施設は、内部発生飛散物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	基本方針	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切な組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書	【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切な組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	a. 内部発生飛散物の発生原因の選定 再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価	【3. 評価】 再処理施設の安全機能を損なうことが想定される要因として、以下のものが考えられる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の爆発並びにTBP等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1. 概要	【1. 概要】 なお、爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生じる飛散物 (以下「重量物の落下による飛散物」という。) については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価	【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78	(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生じる飛散物 (以下「回転機器の損壊による飛散物」という。) については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価	【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される、ポンプ等の回転機器を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工区② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
73	安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
74	その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書	【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
75	a. 内部発生飛散物の発生原因の選定 再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価	【3. 評価】 再処理施設の安全機能を損なうことが想定される要因として、以下のものが考えられる。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
76	(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機部材の放射線分解により発生する水素の爆発並びにTBP等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 1. 概要	【1. 概要】 なお、爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
77	(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生じる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び急走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価	【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
78	(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生じる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価	【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される、ポンプ等の回転機器を示す。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
79	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
			○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮する。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
81	ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部発生飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書	【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部発生飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ、つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	ロ、つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
84	ハ、逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備	設計方針 (重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 イ、電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備、使用済燃料貯蔵設備 等	設計方針 (回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止)	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
86	ロ、電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備、使用済燃料貯蔵設備 等	設計方針 (回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止)	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
87	d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は設置作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨	運用要求	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要棟屋SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
80	b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素燃焼、水気・塵埃の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一
81	ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部発生飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書	【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部発生飛散物による安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一
82	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ、つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	○	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ガラス固化体貯蔵設備	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	ウラン・プルトニウム混合酸化燃料貯蔵設備	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一
83	ロ、つり上げ用の用具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	○	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ガラス固化体貯蔵設備	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つり上げ用の用具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	ウラン・プルトニウム混合酸化燃料貯蔵設備	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一
84	ハ、逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	○	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ガラス固化体貯蔵設備	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	ウラン・プルトニウム混合酸化燃料貯蔵設備	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一
85	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 イ、電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	○	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ガラス固化体貯蔵設備	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 等	冷却水設備 等	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一
86	ロ、電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、调速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	電気設備	電気設備	-	-	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、调速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。
87	d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は設置作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨	運用要求	○	基本方針	-	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による 損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果	【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画書に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。	○	基本方針	基本方針	-	-	-	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用) と同一

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共通)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
	を保安規定に定めて、管理する。				VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止等 3. 2. 2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
88	(2) 共用 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (共用))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	-	-	-	-	○	基本方針	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	
89	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件 (重大事故等に対処するために必要な機能) を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する設計とする。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (共用))		重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備 (安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。) に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響 (電気的な影響を含む。 他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響 (電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
91	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		系統的な影響については重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前 (通常時) の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
93	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止等 3. 2. 2 重大事故等対処設備	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
	を保安規定に定めて、管理する。		○	基本方針	-		【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であつて、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を行うこと、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。	○	基本方針	基本方針	-	-			第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止等 3. 2. 2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止等 3. 2. 2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
88	(2) 共用 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同一								第1回申請と同一	
89	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する設計とする。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	
90	(3)重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む)。 他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	-	-			△	-	-	-	-	-		
91	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
92	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
93	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止等 3. 2. 2 重大事故等対処設備	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止等 3. 2. 2 重大事故等対処設備	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1Gr					第2Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「9.1.4 個数及び容量」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響))		重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故等において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響))		可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故等において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の取組等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響))		竜巻 (風 (台風)) により飛来物となる影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管し、使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管し使用する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の取組等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
98	竜巻 (風 (台風)) に対して健全性を確保するための設計方針については、「9.1.5 環境条件等」に記載する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (悪影響防止 (重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	9.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とする。また、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「9.1.4 個数及び容量」に示す。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。
95	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
97	竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		竜巻（風（台風））により飛来物となる影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管し、使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管し使用する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	竜巻（風（台風））により飛来物となる影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管し、使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管し使用する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
98	竜巻（風（台風））に対して健全性を確保するための設計方針については、「9.1.5 環境条件等」に記載する。	冒頭宣言	○	-	-		-	△	-	-	-	-	-	-	-
99	9.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-	-	
100	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-	-	
101	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とする。同時に、設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-	-	
102	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
103	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-	-	
104	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-	-	
105	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1Gr					第2Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
106	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
107	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンペ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
108	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
109	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
110	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数 (必要数) に加え、予備として故障時のバックアップ及び基機保守による待機時等のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
111	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋にに対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針		VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
112	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
113	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
114	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
115	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
																		【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、速度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
106	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
107	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンペ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
108	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
109	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
110	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機時外のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
111	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対処を行うこと及び対処の制限時間を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定 根拠に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定 根拠に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
112	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
113	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
114	また、安全上重要な施設以外の施設で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
115	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
116	9.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、質量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 安全機能を有する施設は、凍結、高温、降水、火山の影響 (フィルタの目詰まり等)、生物学的現象、森林火災及び塩害を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) に応じた耐環境性を有する設計とする。 安全機能を有する施設については、自然現象 (地震、津波 (敷地に遡上する津波を含む。))、風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) による影響の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能が有効に発揮できる設計とする。  (3) 人為事象による影響 安全機能を有する施設については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。  (4) 周辺機器等からの悪影響 安全機能を有する施設は、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮し、他設備からの悪影響により再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持つ機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	-	-	-	-	第1回申請と同一
117	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118	重大事故等時の環境条件等としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120	自然現象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び塩害を考慮し、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風 (台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。また、操作が可能な設計とする。 重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力及び環境速度による影響、自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。 荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。 自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び塩害を考慮する。このうち地震、津波、風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響については、自然現象により発生する荷重を考慮する。また、自然現象により発生する荷重の組合せについては、地震、風 (台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。 人為事象については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を想定する。周辺機器等からの影響としては、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。 重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として、地震、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対してはフィルタ交換、清掃及び除去並びに可能限重大事故等対処設備を種内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び潤着しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
122	人為事象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害及び敷地内における化学物質の漏えいを考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び潤着しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響 (降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等) に対してはフィルタ交換、清掃及び除去並びに可能限重大事故等対処設備を種内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び潤着しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
124	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工型①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工型②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
116	9.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同一					第1回申請と同一			
117	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とともに、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—			
118	重大事故等時の環境条件等としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—			
119	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連続して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—			
120	自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び爆発を考慮し、重大事故等対処設備は津波による影響を受けにくい設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—			
121	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	△	—	基本方針	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
122	人為事象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害及び敷地内における化学物質の漏えいを考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	△	—	基本方針	—	—	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備		
123	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖沼しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃及び取戻並びに可能限重大事故等対処設備を覆内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖沼しくは川の水位低下に対しては再処理工事を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—			
124	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けにくいことから、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		△	—	基本方針	—	—			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
125	周辺機器等からの影響として、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	(1) 環境圧力、環境温度及び湿度、放射線、自然現象、人為事象、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重による影響 a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要性に応じて、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化 (圧力、温度、放射線量及び湿度の変化) 及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。 自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針 (環境条件等 (安全機能を有する施設))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響 ・安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を発揮することができる設計とする。  (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 ・安全機能を有する施設は、凍結、高温、降水、火山の影響 (フィルタの目詰まり等)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、その機能が有効に発揮できる設計とする。 ・安全機能を有する施設については、自然現象 (地震、津波 (敷地に連する津波を考慮。))、雷 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響 (降下火砕物による積載荷重) ) による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能が有効に発揮できる設計とする。  (3) 人為事象による影響 安全機能を有する施設については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。 (4) 周辺機器等からの影響 安全機能を有する施設は、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮し、他設備からの悪影響により再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	○	冷却水設備 電圧防護対策設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響 ・安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を発揮することができる設計とする。	○	火災防護設備 等	火災防護設備 等	第1回申請と同一	
127	b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬時的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬時的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	同一建屋内において同時に発生を想定する蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
131	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	周辺機器等からの影響として、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
126	(1) 環境圧力、環境温度及び湿度、放射線、自然現象、人為事象、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重による影響。 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要性に応じて、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化(圧力、温度、放射線量及び湿度の変化)及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。 自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3.自然現象及び人為事象」に示す。	機能要求①	○	溶解設備 等	-	第1回申請と同一		○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	プルトニウム精製設備	-	-	第1回申請と同一		
127	b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。
128	常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬時的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬時的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。
129	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。
130	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。
131	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
132	常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所での可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備の設置場所は、事故等においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や換気からの隔離距離により放射線量が低くなるおそれのない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
133	自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
134	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
135	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
136	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
137	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにし、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにし、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
138	周辺機器等からの影響のうち想定する貯水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備は貯水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
139	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。火災による波及的影響を考慮した常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
132	常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所での可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの距離距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの距離距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。
133	自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。	△	-	基本方針	-	-	-	常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。
134	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、機能を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。
135	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。
136	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	-		また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	△	-	基本方針	-	-	-	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
137	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	-	基本方針	-	-	-	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
138	周辺機器等からの影響のうち想定する貯水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備は貯水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	重大事故等対処設備は貯水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
139	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。
140	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。火災による波及的影響を考慮した常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。	△	-	基本方針	-	-	-	火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。火災による波及的影響を考慮した常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
141	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する漏水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
142	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
143	自然現象のうち風 (台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		凍結、高温、降水、火山の影響 (降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
144	自然現象のうち風 (台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風 (台風) 及び竜巻による風荷重、積雪重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 3 環境条件等 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (1) 常設重大事故等対処設備	屋内の常設重大事故等対処設備については、風 (台風) 及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に設置することで、機能を損なわない設計とする。屋外の常設重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合には、風 (台風) 及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。また、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
145	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
146	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風 (台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
147	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		落雷に対して常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
148	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
149	間接雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
141	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する雷水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する雷水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	—	基本方針	—	—	—	—	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する雷水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
142	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言		基本方針			—			基本方針				—	
143	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	—	凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。
144	自然現象のうち風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等へ対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (1)常設重大事故等対処設備	屋内の常設重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置することで、機能を損なわない設計とする。 屋外の常設重大事故等対処設備に地盤以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。また、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。	△	—	基本方針	—	—	—	—	屋内の常設重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。また、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。
145	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により重大事故等へ対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	—	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。
146	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	—	基本方針	—	—	—	—	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
147	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	—		落雷に対して常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。	△	—	基本方針	—	—	—	—	落雷に対して常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。
148	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	—	また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。
149	間接雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと。関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。	△	—	基本方針	—	—	—	—	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと。関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
150	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
151	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
152	自然現象のうち森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
153	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に放水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
154	自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
155	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
156	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、液液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、液液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
157	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
158	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
159	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工区② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
150	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	-	基本方針	-				ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
151	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	△	-	基本方針	-				自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。
152	自然現象のうち森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。
153	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車に放水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。
154	自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
155	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
156	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。
157	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。
158	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-				内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。
159	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	△	-	基本方針	-				ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合は、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
160	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
161	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
162	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
163	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
164	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発範囲及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して、可搬型重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発範囲及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
165	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過する又は尾数沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過する又は尾数沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
166	可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、換気率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、運転設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
167	自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「9.1 地震による損傷の防止」及び「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		可搬型重大事故等対処設備については、自然現象(地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。))、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重によって機能を損なうことのない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
168	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
169	また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
170	周辺機器等からの影響のうち想定する貯水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備は貯水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)				第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工区② 海洋放出管切離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。
161	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。
162	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備は、想定される重大事故が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		重大事故等対処設備は、想定される重大事故が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。
163	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。
164	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発範囲及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して、可搬型重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等として、冷却機能の喪失による蒸発範囲及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	△	-	基本方針	-	-	-		また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等として、冷却機能の喪失による蒸発範囲及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。
165	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾数沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾数沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾数沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾数沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。
166	可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所での可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、構造率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、構造率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。
167	自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「9.1 地震による損傷の防止」及び「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		可搬型重大事故等対処設備については、自然現象(地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。))、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重によって機能を損なうことのない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		可搬型重大事故等対処設備については、自然現象(地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。))、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重によって機能を損なうことのない設計とする。
168	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。
169	また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	-		地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	△	-	基本方針	-	-	-		地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
170	周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備は溢水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-		重大事故等対処設備は溢水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
171	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
172	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
173	自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
174	自然現象のうち風 (台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		凍結、高温、降水、火山の影響 (落下火砕物によるフィルタの目詰まり等) 及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
175	自然現象のうち風 (台風) 及び電巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風) 及び電巻による損傷を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		自然現象のうち風 (台風) 及び電巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風) 及び電巻による損傷を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
176	位置的分散については、風 (台風) 又は電巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風 (台風) 又は電巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		位置的分散については、風 (台風) 又は電巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風 (台風) 又は電巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
177	ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、電巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させること、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、電巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させること、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
178	運用として、電巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかに行うこととし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	運用として、電巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかに行うこととし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
179	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風 (台風) 及び電巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 可搬型重大事故等対処設備	屋外の可搬型重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風 (台風) 及び電巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
180	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあわせて、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	機能要求①	屋外の可搬型重大事故等対処設備	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあわせて、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
181	なお、固縛が必要とされた屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を及ぼさないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、その機能を確実に発揮できるよう、地震に対して転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をすること、地震により生じる軟地下斜面のすべり、液状化又は掃き出し込みによる不平等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の相対等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工型①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工型②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
171	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被破防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被破防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被破防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。
172	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する	△	-	基本方針	-	-	-	-	火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する
173	自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言		基本方針			-			基本方針				-	-
174	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。
175	自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。
176	位置的分散については、風（台風）又は竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風（台風）又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。
177	ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、準備も含めて分散させることとし、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。
178	運用として、竜巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工場の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかに行うこととし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		△	-	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
179	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)可搬型重大事故等対処設備	屋外の可搬型重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	屋外の可搬型重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。
180	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	機能要求①	○	屋外の可搬型重大事故等対処設備	-		悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	△	-	屋外の可搬型重大事故等対処設備	-	-	-	-	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。
181	なお、固縛が必要とされた屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、固縛設計に影響を及ぼさないこと、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
182	自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対して除雪、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してフィルタ交換、清掃及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、積雪に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火、積雪に対しては除雪することを保安規定に定める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
183	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
184	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
185	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
186	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
187	自然現象のうち森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
188	また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
189	自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
190	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
191	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さの設置、液防壁を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さの設置、液防壁を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
192	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
182	自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対して除雪、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、積雪に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火、積雪に対しては除雪することを保安規定に定める。	冒頭宣言	○	基本方針	-		設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、積雪に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火、積雪に対しては除雪することを保安規定に定める。	△	-	基本方針	-	-	-	-	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、積雪に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火、積雪に対しては除雪することを保安規定に定める。
183	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。
184	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	-		落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。
185	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。	△	-	基本方針	-	-	-	-	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。
186	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。
187	自然現象のうち森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
188	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
189	自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
190	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
191	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。
192	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
193	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
194	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうちの、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
195	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
196	(3)設置場所における放射線 a.安全機能を有する施設 安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針 (環境条件等 (安全機能を有する施設))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (3) 設置場所における放射線の影響 ・安全機能を有する施設の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	○	冷却水設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (3) 設置場所における放射線の影響 ・安全機能を有する施設の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	○	火災防護設備 等	火災防護設備 等	第1回申請と同一	
197	b.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (7) 設置場所における放射線の影響	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
198	c.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所から操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所から操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
199	d.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、蓋に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学的上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した蓋の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、蓋に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学的上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した蓋の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。	○	冷却水設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、蓋に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学的上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した蓋の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。	○	火災防護設備 等	火災防護設備 等	第1回申請と同一	
200	また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	基本方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	○	冷却水設備	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	○	火災防護設備 等	火災防護設備 等	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
193	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。
194	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。
195	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。
196	(3)設置場所における放射線 a.安全機能を有する施設 安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や遮蔽からの離隔距離により放射線量が低くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	機能要求①	○	溶解設備 等	-	第1回申請と同一		○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	プルトニウム精製設備	-	-	-	第1回申請と同一	
197	b.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽率の高くなるおそれの少ない場所を選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や遮蔽からの離隔距離により放射線量が低くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や遮蔽からの離隔距離により放射線量が低くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。
198	c.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (7) 設置場所における放射線の影響	可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、遮蔽率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、遮蔽率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。
199	d.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学的な諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。	機能要求①	○	溶解設備 等	-	第1回申請と同一		○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	プルトニウム精製設備	-	-	-	第1回申請と同一	
200	また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	○	溶解設備 等	-	第1回申請と同一		○	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備	プルトニウム精製設備	-	-	-	第1回申請と同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
201	安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	基本方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	○	冷却水設備	—	—	—	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	—	—	—	—	—	
202	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定期間内で、アクセスルートでの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
203	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
204	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
205	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることと、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	重大事故等対処設備	基本方針（操作性の確保） 設計方針（操作性の確保）		a. 操作環境 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。 b. 操作準備 ・現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができることと、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 c. 操作内容 ・現場の操作スイッチは、非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
206	現場の操作スイッチは非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
207	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
208	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	・現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。 ・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は、非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。 d. 切替性 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性 ・可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
209	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
210	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
211	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
212	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
201	安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御盤の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	機能要求①	○	冷却水設備 等	—	—	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御盤の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負担を少なくすることができる設計とする。	○	冷却水設備 等	冷却水設備 等	—	—	—	—	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
202	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定期間内で、アクセスルート上の確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	
203	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	
204	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	
205	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	○	重大事故等対処設備	—	—	△	—	重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	
206	現場の操作スイッチは非常時対策組員員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	—	—	△	—	重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	
207	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	—	—	△	—	重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	
208	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	
209	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	
210	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組員員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	
211	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	重大事故等対処設備	—	—	△	—	重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	
212	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
213	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ナジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
214	また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
215	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への搬送、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
216	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (操作性の確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
217	アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
218	アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突は立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を与えるおそれのある人為事象として航空機墜下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
219	屋外のアクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
220	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
221	尾駮沼取水場所A、尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水渠」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
222	屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりでの崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保する。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
223	また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保する。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
224	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセスルートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)				第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
213	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができよう。ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
214	また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
215	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセラートとして確保するとともに、アクセラートは以下の設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
216	アクセラートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
217	アクセラートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセラートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
218	アクセラートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突は立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセラートに影響を与えるおそれのある人為事象として航空機墜下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
219	屋外のアクセラートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機墜下、爆発)を想定し、複数のアクセラートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセラートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求	○	ホイールローダ	-	-	△	-	ホイールローダ	-	-	-	-	-
220	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然落下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセラートを確保する設計とする。	運用要求	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
221	尾数沼取水場所A、尾数沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水路」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセラートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
222	屋外のアクセラートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保する。	運用要求	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
223	また、不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保する。	運用要求	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-
224	屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求	○	基本方針	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
225	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)		作ら設備の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。 ・屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。 ・屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対して、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。 ・アクセラートの確保について、周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別途「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラート」に示す。 ・屋外のアクセラートの地震発生時における火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定める。 ・屋内のアクセラートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する地震、風(台風)、雷害、凍結、降水、積雪、火山の影響、森林火災、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 ・屋内のアクセラートは、津波に対して立地的要因によりアクセラートへの影響はない。 ・屋内のアクセラートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセラートでの非常時対策組織委員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセラート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。 ・屋外及び屋内のアクセラートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。 ・自然現象及び人為事象に対して、アクセラートを確保するための運用については、保安規定に定める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
226	屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
227	屋内外のアクセラートの地震発生時における、火災発生源の把握、火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
228	屋内のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
229	屋内のアクセラートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
230	屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、雷害、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、雷害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
231	屋内のアクセラートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセラートにおける非常時対策組織委員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
232	また、地震時に通行が阻害されないように、アクセラート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
233	屋外及び屋内のアクセラートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセラートを確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針 (アクセラートの確保)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
234	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	第1回申請と同一				
235	なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種屋SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
225	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
226	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
227	屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災発生時の把握、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定可能な配置設計とする。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
228	屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
229	屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
230	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、雷害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
231	屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織委員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定可能な配置設計とする。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
232	また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
233	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。	運用要求	○	基本方針	-		○	-	基本方針	-	-	-		
234	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	冒頭宣言					第1回申請と同一							
235	なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。	機能要求①	○	高レベル廃液処理設備 等	-		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	○	-	プルトニウム精製設備 等	-	-	-	第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
236	安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	-	-	-	-	-	第1回申請と同一
237	なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
238	また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
239	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所を点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
240	試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検 (日常の運転管理の活用を含む。) が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。 安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とすることに加え、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
241	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 重複条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。 安全機能を有する施設の試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検 (日常の運転管理の活用を含む。) が実施可能な設計とする。再処理施設の運転中に待機状態にある安全機能を有する施設は、試験又は検査によって再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器については、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
242	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器については、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 重複条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては、外観の確認が可能な設計とする。 重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
243	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 重複条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
244	可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを確保した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 重複条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放 (非破壊検査を含む。) が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを確保した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)				第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
236	安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同一								第1回申請と同一
237	なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。	機能要求①	○	高レベル廃液処理設備 等	-	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p>	○	-	プルトニウム精製設備 等	-	-			第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
238	また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。	機能要求①	○	高レベル廃液処理設備 等	-	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 基本方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p>	○	-	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 等	-	-			第2 Gr (主要4建屋、E施設共用) と同一
239	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	<p>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p>	△	-	基本方針	-	-			
240	試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	<p>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とすることに加え、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。</p> <p>また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。</p>	△	-	基本方針	-	-			
241	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	<p>安全機能を有する施設の試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある安全機能を有する施設は、試験又は検査によって再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。</p>	△	-	基本方針	-	-			
242	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器については、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備(2)試験・検査性</p> <p>安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。</p> <p>・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。</p>	△	-	基本方針	-	-			
243	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	<p>安全機能を有する施設のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。</p>	△	-	基本方針	-	-			
244	可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	REF!	-		△	-	基本方針	-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
245	(3) 維持管理 再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	基本方針	基本方針(維持管理)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
246	9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計)													
247	a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、核燃料物質を内包する機器において未臨界を維持すること、貯蔵するガラス固化体の崩壊熱を除去すること及び放射性物質を機器内に保持することのために、核的制限値の維持機能、落下・転倒防止機能、崩壊熱除去機能及び放射性物質の保持機能の必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求		評価(耐震)													
248	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去・水素捕集の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	評価(耐震)		基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。											
249	また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線の過度の放出防止機能を確保する設計とする。	評価要求		評価(耐震)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることにより重大事故等の発生のおそれがないように設計する。											
250	具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の移動を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせりすみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。	評価要求		評価(耐震)		地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備											
251	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備	評価(耐震)													
252	9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十二条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)													
253	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)		可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。											
254	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粒が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)		重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粒が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
245	(3) 維持管理 再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理	再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。
246	9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
247	a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、核燃料物質を内包する機器において未臨界を維持すること、貯蔵するガラス固化体の崩壊熱を除去すること及び放射性物質を機器内に保持することのために、核的制限値の維持機能、落下・転倒防止機能、崩壊熱除去機能及び放射性物質の保持機能の必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	-	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	△	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	-	-	-	-	-
248	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処施設は、基準地震動を超える地震に対して、崩壊熱除去・水素捕集の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	-	基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	△	-	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	-	-	-	-	基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。
249	また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線の適度の放出防止機能を確保する設計とする。	評価要求	○	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 及び 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 及び 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	△	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 及び 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	-	-	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	
250	具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の移動を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。	評価要求	○	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 及び 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	-	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 及び 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	△	-	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備 及び 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
251	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	○	可搬型重大事故等対処設備	-	-	可搬型重大事故等対処設備	△	-	可搬型重大事故等対処設備	-	-	-	-	-
252	9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十二条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は施設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-
253	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。
254	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	△	-	基本方針	-	-	-	-	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1Gr				第2Gr (E施設共用関連)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
255	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
256	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針			敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
257	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針			風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
258	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針			生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
259	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針			津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
260	したがって、再処理施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針		5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	したがって、再処理施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
261	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
262	可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。	冒頭宣言	消火設備			可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
263	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針			消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
264	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針			消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
265	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	冒頭宣言	基本方針			火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
255	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	△	-	基本方針	-				可燃型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可燃型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可燃型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。
256	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	△	-	基本方針	-				敷地及びその周辺での発生の可能性、可燃型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可燃型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。
257	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	△	-	基本方針	-				風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。
258	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	△	-	基本方針	-				生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。
259	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	○	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。
260	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-	5. 可燃型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	△	-	基本方針	-				したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。
261	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	△	-	基本方針	-				火災の感知及び消火については、可燃型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。
262	可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	○	消火設備	-		可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	△	-	消火設備	-				可燃型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。
263	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	△	-	基本方針	-				消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。
264	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	-		消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	△	-	基本方針	-				消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。
265	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	冒頭宣言	○	基本方針	-		火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	△	-	基本方針	-				火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (E施設共用関連)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
266	重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
267	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
268	屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
269	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）		火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要種別SA設備等)					第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類
266	重大事故等への対処を行う建屋内のアクセラートには、重大事故等が発生した場合のアクセラート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		重大事故等への対処を行う建屋内のアクセラートには、重大事故等が発生した場合のアクセラート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	△	—	基本方針	—	—	—	重大事故等への対処を行う建屋内のアクセラートには、重大事故等が発生した場合のアクセラート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。
267	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。
268	屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	冒頭宣言	○	基本方針	—		屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	△	—	基本方針	—	—	—	屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。
269	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	—		火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
—：当該申請回次で記載しない項目



## 別紙 3

### 基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
4	安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	本文 別紙Ⅱ 個別施設 ハ、成型施設 2. 準拠規格及び基準等	—	※補足すべき事項の対象なし
9. 設備に対する要求事項 9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 9.1.1 一般要求事項 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 ・再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。 ・安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 ・安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。	＜安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠＞ 安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更した設備の説明をする。 【補足安有1】安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠について
2 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	定義	基本方針	基本方針				
3 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針				
5 安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針				＜安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の健全性評価＞ 第16条（安全機能を有する施設）に対する安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の適合性を、整理表として補足説明する。 【補足安有2】第16条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）
6 再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 せん断処理するまでの冷却期間：4年以上	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	※補足すべき事項の対象なし
7 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	1. 概要 2. 2 重大事故等対処設備	【1. 概要】 【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】 ・再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。 ・重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。 ・重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	＜重大事故等対処設備＞ 重大事故等対処設備を一覧表として補足説明する。 ・【補足重事1】「再処理施設の技術基準に関する規則」の第36条及び第38条から51条に基づく主要な重事故等対処設備一覧表
8 重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針				
9 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針				
10 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針				＜重大事故等対処設備の健全性評価＞ 第36条（重大事故等対処設備）に対する各重大事故等対処設備の適合性を、整理表として補足説明する。 ・【補足重事2】第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
11 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。	定義	基本方針	基本方針			※1.2Ssに関する記載は、「4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」及び「Ⅲ－別添－3－1－2 機器の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震計算方針（案）」にて示す。	
12 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	基本方針	基本方針				
13 なお、重大事故等対処設備の安全設計においては、放射線量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U P r 未満、それ以外は冷却期間12年以上） せん断処理するまでの冷却期間：15年	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	※補足すべき事項の対象なし
14 9.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び位置的分散 安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
15	重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 ・重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。 ・建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	
16	共通要因のうち重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象】 重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。	
24	建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (2)人為事象】 人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	
17	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	
18	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	<重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等に対する考慮> 重大事故等対処設備の保管場所及び配置場所を示す。 【補足事項2】可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所
19	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	
20	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	
21	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	
22	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）			
23	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、常設重大事故等対処設備として設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）			
25	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 ただし、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替せず、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故に対処するための設備がないものは、多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は適用しない。 ・なお、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重その他の使用条件において、重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とすることを、「3.3 環境条件等」に示す。	
26	常設重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a. 地震、津波】 地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	
28	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 b. 風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害】 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因（風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害）によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 風（台風）に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、建屋等に設置し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、または風荷重の影響に対し機能を損なわない設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	
37	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又はこれらに対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 b. 風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因（風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害）によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とすることを、保安規定に定めて、管理する。	
39	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因（風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害）によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とすることを、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 b. 風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、竜巻及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。	
40	自然現象のうち森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 b. 風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害】 森林火災に対して外的事象を要因とする重大事故等へ対処するための可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定める。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
37	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び植害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又はこれらに対処して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (2)人為事象 a.有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (2)人為事象 a.有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発】 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因（有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発）によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に設置し熱損傷、ばい塵による損傷を防止できる設計とするか、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。
28	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 火災に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。
30	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））			
31	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	運用要求	常設重大事故等対処設備	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。
32	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
34	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 没水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、没水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。 没水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、没水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。
36	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
41	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽根の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 内部発生飛散物に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、「3.3 環境条件等」に基づき、影響を受けない位置へ設置した上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。
43	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。
29	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるように、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。
34	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。
36	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象	【3.健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
27	重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	—	—	—
35	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、周辺機器等からの影響のうち火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	—	—	—
38	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	—	—	—
42	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))	—	—	—
44	b.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))			
45	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象、人為事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))			
46	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備		
58	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))			
59	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
48	自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波		
49	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波		
57	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 b.風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害		
60	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 b.風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
57	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に對して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に對処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (2)人為事象 a.有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (2)人為事象 a.有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発】 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	
51	地震に對して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)自周辺機器等からの悪影響】 地震に對して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	
52	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)自周辺機器等からの悪影響】 地震に對して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	
54	周辺機器等からの影響のうち火災に對して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に對する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)自周辺機器等からの悪影響】 火災に對して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に對処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	
55	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に對して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に對して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響  VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)自周辺機器等からの悪影響】 没水に對して可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に保管することで、没水影響により設計基準事故に對処するための設備等又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない設計とする。  没水に對して可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に保管することで、没水影響により設計基準事故に對処するための設備等又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない設計とする。  内部発生飛散物に對して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、影響を受けない位置へ保管した上で、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り設計基準事故に對処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	
56	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に對して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に對処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に對して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 ・配管の全周破断に對して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に對処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。	
47	重大事故等における条件に對する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	
50	また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に對して、地震を要因とする重大事故等に對処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に對する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	
61	可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に對する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	
53	自然現象のうち津波に對して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	
56	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に對する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
63	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備】 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
64	接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の箇所に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
65	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋内に複数箇所設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象 a.地震、津波】 地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセラートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。	※補足すべき事項の対象なし
66	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水及び化学薬品漏えいに対して、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (3)自周辺機器等からの悪影響】 ・ 漏水に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置した上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 ・ 複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 蒸気の流出に対して、重大事故等対処設備については、位置的分散により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセラートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
67	接続口は、複数のアクセラートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備 (4)設計基準より厳しい条件の要因となる事象】 地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセラートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。	※補足すべき事項の対象なし
70	(2) 単一故障 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るよう多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(多様性、位置的分散等(単一故障))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るよう多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	※補足すべき事項の対象なし
76	(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の爆発並びにTBP等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))		【1. 概要】 なお、爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。	
71	9.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物による影響 安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物(以下「内部発生飛散物」という。)の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))		【2. 基本方針】 安全機能を有する施設は、内部発生飛散物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	<核物質防護対策として設ける設備の悪影響防止> 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の安全機能が核物質防護対策として設ける設備からの悪影響により損なわれないことについて補足説明する。 ・[補足安有3]核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について
73	安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
80	b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))		【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
75	a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))		【3. 評価】 再処理施設の安全機能を損なうことが想定される要因として、以下のものが考えられる。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
77	(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生じる飛散物(以下「重量物の落下による飛散物」という。)については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	3. 評価	【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。G80	※補足すべき事項の対象なし	
78	(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生じる飛散物(以下「回転機器の損壊による飛散物」という。)については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	3. 評価	【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される、ポンプ等の回転機器を示す。	※補足すべき事項の対象なし	
79	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針	【3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。	※補足すべき事項の対象なし	
79	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針	【3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮する。	※補足すべき事項の対象なし	
87	d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することし、その旨を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果	【3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。	※補足すべき事項の対象なし	
87	d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することし、その旨を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.3 評価結果	【3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。	※補足すべき事項の対象なし	
74	その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書	【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
81	ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書	【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。	※補足すべき事項の対象なし	
	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(内部発生飛散物による影響))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止等 3.2.2 重大事故等対処設備	【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止等 3.2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
88	(2) 共用 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(共用))	3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	<共用する設備の個数・容量の妥当性> 他施設(MOX燃料加工施設)と共用する設備について、個数及び容量の妥当性を補足説明する。 ・【補足安有2】[補足重事3]共用設備について	
89	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する設計とする。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(共用))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止等 3.2.2 重大事故等対処設備	【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
90	(3)重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。) 他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物並びに電巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		—	
91	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
92	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
93	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	<核物質防護対策として設ける設備の悪影響防止> 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の安全機能が核物質防護対策として設ける設備からの悪影響により損なわれないことについて補足説明する。 ・【補足重事4】核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について
94	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「9.1.4 個数及び容量」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。	<自主対策設備の悪影響防止> 自主対策設備が再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさないことを補足説明する。 ・【補足重事5】自主対策設備の悪影響防止について
95	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
97	電巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備】 電巻(風(台風))により飛来物となる影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管し、使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管し使用する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
98	電巻(風(台風))に対して健全性を確保するための設計方針については、「9.1.5 環境条件等」に記載する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止(重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響))		—	
98	9.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
99	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
100	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
101	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
102	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
103	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
104	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
105	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
106	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
107	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
108	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
109	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
110	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍に対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
111	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
112	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
113	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
114	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
115	9.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持つて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	<環境条件の設定> 環境条件(放射線、温度、湿度、圧力)に対して安全機能を有する施設及び安全上重要な施設が健全性を有することを示すために、環境条件(放射線、温度、湿度、圧力)の設定について補足説明する。 ・[補足重事6] 設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項
116	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力及び環境湿度による影響、自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。	<環境条件の設定> 環境条件(放射線、温度、湿度、圧力)に対して重大事故等対処設備が健全性を有することを示すために、環境条件(放射線、温度、湿度、圧力)の設定について補足説明する。 ・[補足重事7] 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却のための可搬型空冷ユニット用冷却装置について
117	重大事故等時の環境条件等としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 ・荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	<可搬型空冷ユニット用冷却装置> 重大事故時の環境条件を踏まえて、可搬型空冷ユニット用冷却装置が可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却が可能であることについて補足説明する。 ・[補足重事7] 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却のための可搬型空冷ユニット用冷却装置について
118	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 ・荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	<環境条件に対する機器の健全性評価> 環境条件(放射線、温度、湿度、圧力)に対して重大事故等対処設備が健全性を有することを示すために、健全性評価の手法について補足説明する。 ・[補足重事8] 環境条件における機器の健全性評価の手法
119	自然現象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 ・自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。このうち地震、津波、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響については、自然現象により発生する荷重を考慮する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
120	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 また、自然現象により発生する荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	
121	人為事象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害及び敷地内における化学物質の漏えいを考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 ・人為事象については、航空機墜落、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。	
122	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(環境条件等)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として、地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災及び積雪を考慮する。	
123	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	
124	周辺機器等からの影響として、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備】 ・周辺機器等からの影響としては、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	
115	9.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 安全機能を有する施設は、凍結、高温、降水、火山の影響(フィルタの目詰まり等)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 安全機能を有する施設については、自然現象(地震、津波(敷地に遡する津波を含む。))、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物による積載荷重)による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
126	b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
127	常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 ・常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
128	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
129	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 ・また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	※補足すべき事項の対象なし
160	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
132	自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。	※補足すべき事項の対象なし
141	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち津波に対して津波に対して常設重大事故等対処設備は、技術標準規則第7条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
142	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 凍結、高温、降水、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 屋内の常設重大事故等対処設備については、風(台風)及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に設置することで、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
143	自然現象のうち風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降火火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 屋外の常設重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。また、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。	※補足すべき事項の対象なし
144	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
145	ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象に対して内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が凍結、高温、降水、火山の影響(フィルタの目詰まり等)、森林火災、塩害、落雷又は生物学的事象により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
146	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 落雷に対して常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
147	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 落雷に対して常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。また、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
148	間接雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
149	ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。	※補足すべき事項の対象なし
150	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
151	自然現象のうち森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
152	ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に放水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
153	自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
154	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3)人為事象による影響】 敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
155	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3)人為事象による影響】 敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
156	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (3)人為事象による影響】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
130	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(常設重大事故等対処設備))	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4)汽水を供給する系統への影響】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
134	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
135	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	※補足すべき事項の対象なし
136	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
137	周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備は溢水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
138	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
139	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。火災による波及的影響を考慮した常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。	※補足すべき事項の対象なし
140	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
157	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置、保管することにより機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
158	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
159	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (6)設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6)設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体 (溶液、有機溶媒等) により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
133	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6)設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響】 外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅳ 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
131	常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所での可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響】 重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの隔離距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
161	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
162	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	※補足すべき事項の対象なし
163	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して、可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】	※補足すべき事項の対象なし
194	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (1)圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
172	自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 凍結、高温、降水、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
173	自然現象のうち風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 凍結、高温、降水、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
174	自然現象のうち風(台風)及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 屋内の可搬型重大事故等対処設備については、風(台風)及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管することで、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
175	位置的分散については、風(台風)又は竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風(台風)又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 位置的分散については、風(台風)又は竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風(台風)又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
176	ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。	冒頭宣言	屋外の可搬型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
177	運用として、竜巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 運用として、竜巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし
178	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 屋外の可搬型重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合においては、風(台風)及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
179	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	機能要求①	屋外の可搬型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、その機能を確実に発揮できるよう、地震に対して転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
180	なお、固縛が必要とされた屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	冒頭宣言	屋外の可搬型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
181	自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対して除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してフィルタ交換、清掃及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備については、自然現象(地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。))、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重によって機能を損なうことのない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
182	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
183	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 落雷に対して可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。 全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。	※補足すべき事項の対象なし
184	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
185	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
186	自然現象のうち森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
187	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
188	自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
189	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
190	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
191	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			※補足すべき事項の対象なし
164	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (4)汽水を供給する系統への影響
168	また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計するとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	冒頭宣言	可搬型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。	※補足すべき事項の対象なし
169	周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対処設備は溢水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
170	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
171	周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づき火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づき設計とする。可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する	※補足すべき事項の対象なし
192	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5)周辺機器等からの悪影響】 化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
193	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6)設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
166	自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」及び「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (6)設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響	※補足すべき事項の対象なし	
167	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6)設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響】 外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。 また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	※補足すべき事項の対象なし	
165	可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響】 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
196	(3)設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	機能要求①	基本方針	基本方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (5) 設置場所における放射線の影響 ・安全機能を有する施設の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
197	b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））		3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
198	c. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））		3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響	【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響】 ・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
202	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実にものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。		
203	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実にものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（操作性の確保）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 b. 操作準備】 ・現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。		
204	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 c. 操作内容】 ・現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。 ・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御室の操作器具は、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。		
205	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性		
208	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（操作性の確保）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 d. 切替性】 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。		
209	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	<重大事故等時における現場操作の成立性> 要員、操作時間、操作環境、連絡手段、操作性を踏まえて、重大事故等時においても現場操作が成立することを補足説明する。 ・[補足重要9]重大事故等時における現場操作の成立性について	
210	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御室の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針（操作性の確保）				
212	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（操作性の確保）				



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
213	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	
214	また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(操作性の確保)			
215	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセラートとして確保するとともに、アクセラートは以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 f. アクセラート】 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセラートとして以下の設計により確保する。 ・アクセラートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する。 ・アクセラートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセラートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセラートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。 ・アクセラートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセラートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセラートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計とする。 ・上記のうち、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセラートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセラートへの影響はない。 ・屋外のアクセラートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセラートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセラートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。 ・尾敷沼取水場所A、尾敷沼取水場所B又は二又川取水場所Aの取水場所及び取水場所への屋外のアクセラートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。 ・屋外のアクセラートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。 ・屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。 ・屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対して、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。 ・アクセラートの確保について、周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラート」に示す。 ・屋外のアクセラートの地震発生時における火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定める。 ・屋内のアクセラートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、森林火災、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 ・屋内のアクセラートは、津波に対して立地的要因によりアクセラートへの影響はない。 ・屋内のアクセラートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセラートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセラート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。 ・屋外及び屋内のアクセラートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。 ・自然現象及び人為事象に対して、アクセラートを確保するための運用については、保安規定に定める。	
216	アクセラートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
217	アクセラートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセラートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む)、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
218	アクセラートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突は立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセラートに影響を与えるおそれのある人為事象として航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
220	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセラートを確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
221	尾敷沼取水場所A、尾敷沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセラートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	
222	屋外のアクセラートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保する。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
223	屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
224	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
225	屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
226	屋内外のアクセラートの地震発生時における、火災発生源の把握、火災の発生防止対策(可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止)及び火災の拡大防止対策(大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置)については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
227	屋内のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
228	屋内のアクセラートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			
229	屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセラートの確保)			

<重大事故等対処に係るアクセラート>  
想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセラートについて説明する。  
・[補足重事10]可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセラート

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
230	屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
231	また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセスルートの確保)		3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	
232	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な連絡や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。	運用要求	基本方針	基本方針(アクセスルートの確保)			
233	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)			※補足すべき事項の対象なし
235	安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)			※補足すべき事項の対象なし
238	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)			※補足すべき事項の対象なし
239	試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		※補足すべき事項の対象なし
230	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性		※補足すべき事項の対象なし
241	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)		【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 ・安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。 ・安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とすることに加え、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。 また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。 ・安全機能を有する施設の試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)が実施可能な設計とする。 再処理施設の運転中に待機状態にある安全機能を有する施設は、試験又は検査によって再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについて、外観の確認が可能な設計とする。 重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。	※補足すべき事項の対象なし
242	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(試験・検査性)			※補足すべき事項の対象なし
243	可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	基本方針	基本方針(試験・検査性)			※補足すべき事項の対象なし
244	(3) 維持管理 再処理施設の維持管理にあつては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	運用要求	基本方針	基本方針(維持管理)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.3 維持管理】 再処理施設の維持管理にあつては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	※補足すべき事項の対象なし
245	9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【4.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
251	9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
252	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
253	重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粒が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
254	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
255	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
256	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
257	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
258	津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		※補足すべき事項の対象なし
259	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)	5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【5. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粒が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ・敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。 ・風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 ・津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。 ・したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。 ・火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ・消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。 ・消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ・火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。 ・重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。 ・屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。 ・火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
260	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
261	可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
262	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
263	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
264	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
265	重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
266	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
267	屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
268	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針)			※補足すべき事項の対象なし
81	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ. つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備	設計方針(重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)	3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
82	ロ. つり上げ用の用具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備	設計方針(重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)	3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つり上げ用の用具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
83	ハ. 逃走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備 使用済燃料貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備	設計方針(重量物落下を起因とする飛散物の発生防止)	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容	【3. 評価 3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 逃走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
84	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 イ. 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備、使用済燃料貯蔵設備 等	設計方針(回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止)	3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容	【3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
85	ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備、使用済燃料貯蔵設備 等	設計方針(回転機器の損壊を起因とする飛散物の発生防止)	3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容	【3. 評価 3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	<飛散物による損傷防護> 回転数及び加速度トリップ速度並びに調速装置の構造について説明する。 【補足安有8】飛散物による損傷防護
179	悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	機能要求①	屋外の可搬型重大事故等対処設備	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 3 環境条件等 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (2)可搬型重大事故等対処設備	【3. 健全性確保のための設計方針 3. 3 環境条件等 3. 3. 2 重大事故等対処設備】 (2)可搬型重大事故等対処設備【悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
196	(3)設置場所における放射線 a.安全機能を有する施設 安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針(環境条件等(安全機能を有する施設))	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.3 環境条件 3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 (5) 設置場所における放射線の影響 ・安全機能を有する施設の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
199	9.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	<誤操作防止対策> 安全機能を有する施設の誤操作に関する設計方針、中央監視室における誤操作防止対策、中央監視室以外における誤操作防止対策について、説明する。 【補足安有7】誤操作防止対策について
200	また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針(操作性の確保)	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
201	安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	設計方針(操作性の確保)	3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
205	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	重大事故等対処設備	基本方針(操作性の確保) 設計方針(操作性の確保)		<p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。</li> <li>・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</li> </ul> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 b. 操作準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。</li> <li>工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路(以下「アクセスルート」という。)の近傍に保管できる設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</li> </ul> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 c. 操作内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の操作スイッチは、非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</li> <li>・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</li> <li>・現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</li> <li>・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</li> <li>・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は、非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。</li> <li>・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 d. 切替性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</li> </ul> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</li> <li>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
206	現場の操作スイッチは非常時対策組織委員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		※補足すべき事項の対象なし
207	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針(操作性の確保)			※補足すべき事項の対象なし
211	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故等対処設備	設計方針(操作性の確保)			※補足すべき事項の対象なし
219	屋外のアクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針(アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 f. アクセスルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外のアクセスルートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</li> </ul>	※補足すべき事項の対象なし
234	なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>3. 基本方針</p> <p>3.4 操作性及び試験・検査性</p> <p>3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】</p> <p>なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
236	なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	設計方針(試験・検査性)		<p>3. 基本方針</p> <p>3.4 操作性及び試験・検査性</p> <p>3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】</p> <p>なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
237	また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。	機能要求①	安全上重要な施設	設計方針(試験・検査性)		<p>3. 基本方針</p> <p>3.4 操作性及び試験・検査性</p> <p>3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</p> <p>【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】</p> <p>また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
220	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。	運用要求 評価要求	屋外アクセスルート	評価(アクセスルートの確保)		<p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】</p> <p>道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。</p>	<p>&lt;重大事故等対処に係るアクセスルート&gt;</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートについて説明する。</p> <p>・【補足重事10】可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート</p>
222	屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保する。	運用要求 評価要求	屋外アクセスルート	評価(アクセスルートの確保)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】</p> <p>アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。</p>	
223	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求 評価要求	屋外アクセスルート	評価(アクセスルートの確保)	別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	<p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】</p> <p>屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。</p>	
227	屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求 評価要求	屋内アクセスルート	評価(アクセスルートの確保)		<p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】</p> <p>ホイールローダの復旧による崩壊土砂及び不等沈下等に対する対処について説明する。</p>	
229	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求 評価要求	屋内アクセスルート	評価(アクセスルートの確保)		<p>【別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】</p> <p>タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。</p>	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
246	a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、核燃料物質を内包する機器において未臨界を維持すること、貯蔵するガラス固化体の崩壊熱を除去すること及び放射性物質を機器内に保持することのために、未臨界維持機能、落下・転倒防止機能、崩壊熱除去機能及び放射性物質の保持機能の必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	評価(耐震)	III-別添-3-1-2 機器の基準地震動を1.2倍した地震力に対する耐震計算方針(案) 1.概要 2.耐震設計の基本方針 3.地震力の算定方法 4.荷重の組合せと許容限界	<b>【1.概要】</b> <b>【2.耐震設計の基本方針】</b> <b>【3.地震力の算定方法】</b> <b>【4.荷重の組合せと許容限界】</b> 静的地震力、動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
247	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去や水素掃気の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	評価(耐震)			※補足すべき事項の対象なし
248	また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線の過度の放出防止機能を確保する設計とする。	評価要求	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	評価(耐震)			※補足すべき事項の対象なし
249	具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。	評価要求	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備及び地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	評価(耐震)			※補足すべき事項の対象なし
250	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備	評価(耐震)			※補足すべき事項の対象なし

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書																		
1.								概要	本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第15条(安全上重要な施設)、第16条(安全機能を有する施設)、第23条第2項(制御室等)及び第36条(第1項第1号を除く。)(重大事故等対処設備)及び第38条(臨界事故の拡大を防止するための設備)から第51条(通信連絡を行うために必要な設備)に基づき、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。	○	本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第15条(安全上重要な施設)、第16条(安全機能を有する施設)及び第23条第2項(制御室等)に基づき、安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性について説明するものである。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	○	本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第15条(安全上重要な施設)、第16条(安全機能を有する施設)、第23条第2項(制御室等)及び第36条(第1項第1号を除く。)(重大事故等対処設備)及び第38条(臨界事故の拡大を防止するための設備)から第51条(通信連絡を行うために必要な設備)に基づき、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	—
2.								基本方針	—									
	2.1							安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。	○	安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものとする。	△	第1Grで説明されるため追加事項なし。	△	第1Grで説明されるため追加事項なし。	△	第1Grで説明されるため追加事項なし。	—
	2.2							重大事故等対処設備	再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	—
3.								健全性確保のための設計方針	—									
	3.1							多様性、位置的分散等	—									
								安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	—
								重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	第36条に対する適合性の整理表(重大事故等対処設備の健全性評価)
								重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	
							(1)	自然現象	—									
							a.	地震、津波	地震及び津波に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	地震及び津波に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	
							(a)	常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(地震、津波)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(地震、津波)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因(地震、津波)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因(地震、津波)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(c)			可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(地震、津波)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(地震、津波)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
				b.				風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(c)			可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
			(2)					人為事象	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
				a.				有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発	有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし
					(c)			可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし



再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr
				b.				航空機落下	航空機落下に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	航空機落下に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
					(a)			常設重大事故等対処設備	航空機落下に対して常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に設置し衝突荷重による損傷を防止できる設計とするか、又は設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	航空機落下に対して常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に設置し衝突荷重による損傷を防止できる設計とするか、又は設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
						(b)		可搬型重大事故等対処設備	航空機落下に対して可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し衝突荷重による損傷を防止できる設計とするか、又は設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の安全機能と同時におそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	航空機落下に対して可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し衝突荷重による損傷を防止できる設計とするか、又は設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の安全機能と同時におそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
							(c)	可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	航空機落下に対して可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に設置し衝突荷重による損傷を防止できる設計とした上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	航空機落下に対して可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に設置し衝突荷重による損傷を防止できる設計とした上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
			(3)					周辺機器等からの悪影響	周辺機器等からの影響に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	周辺機器等からの影響に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
				a.				常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
					b.			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
					c.			可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
			(4)					設計基準より厳しい条件の要因となる事象	設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。 設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	設計基準より厳しい条件に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。 設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし
				a.				常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪、湖若しくは川の水位低下及び配管の全周破断)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因(地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪、湖若しくは川の水位低下及び配管の全周破断)によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
				b.				可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪、湖若しくは川の水位低下及び配管の全周破断)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因(地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪、湖若しくは川の水位低下及び配管の全周破断)の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	
				c.				可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪、湖若しくは川の水位低下及び配管の全周破断)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因(地震、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪、湖若しくは川の水位低下及び配管の全周破断)によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	
	3.2							悪影響防止	-									
		3.2.1						安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	-									
			(1)					共用	安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	△	第2Gr(E施設共用関連)で説明されるため追加事項なし。	△	第2Gr(E施設共用関連)で説明されるため追加事項なし。	共用設備について (1) 安全機能を有する施設
			(2)					内部発生飛散物による影響	安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、その安全機能を損なわない設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、その安全機能を損なわない設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-
		3.2.2						重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)並びに内部発生飛散物を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)並びに内部発生飛散物を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-
			(1)					共用	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。 重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。 重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	共用設備について (2) 重大事故等対処設備 (3) 共用する設備の範囲
			(2)					重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-
			(3)					内部発生飛散物による影響	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-
	3.3							環境条件	-									

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
		3.3.1						安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	○	安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	環境条件における機器の健全性評価の手法について 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について
			(1)					圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響	安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を発揮することができる設計とする。	○	安全上重要な施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力、温度、湿度、線量等各種の環境条件において、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を発揮することができる設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
				a.				圧力による影響	安全機能を有する施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	○	安全機能を有する施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
				b.				温度及び湿度による影響	安全機能を有する施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における温度を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	○	安全機能を有する施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における温度を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
				c.				放射線による影響	安全機能を有する施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における放射線を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	○	安全機能を有する施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における放射線を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
			(2)					自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	—									
				a.				自然現象による影響	安全機能を有する施設は、凍結、高温、降水、火山の影響（フィルタの目詰まり等）、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	○	安全機能を有する施設は、凍結、高温、降水、火山の影響（フィルタの目詰まり等）、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	第16条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）
				b.				自然現象により発生する荷重による影響	安全機能を有する施設については、自然現象（地震、津波（敷地に遡する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重））による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	○	安全機能を有する施設については、自然現象（地震、津波（敷地に遡する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重））による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
			(3)					人為事象による影響	安全機能を有する施設については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。	○	安全機能を有する施設については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
			(4)					周辺機器等からの悪影響	安全機能を有する施設は、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮し、他設備からの悪影響により再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	○	安全機能を有する施設は、地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮し、他設備からの悪影響により再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	
			(5)					設置場所における放射線の影響	安全機能を有する施設の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	○	安全機能を有する施設の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	△	第1Grで全て説明されるため追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
		3.3.2						重大事故等対処設備	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力及び環境湿度による影響、自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。 ○ 重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力及び環境湿度による影響、自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
			(1)					圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
				a.				圧力による影響	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における圧力を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における圧力を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
					b.			温度及び湿度による影響	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における湿度を100%と設定し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における湿度を100%と設定し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
						c.		放射線による影響	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
			(2)					自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	—									
				a.				自然現象による影響	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
					b.			自然現象により発生する荷重による影響	—									
					(a)			常設重大事故等対処設備	常設重大事故等対処設備については、自然現象（地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備については、自然現象（地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
					(b)			可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備については、自然現象（地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重によって機能を損なうことのない設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備については、自然現象（地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重によって機能を損なうことのない設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
			(3)					人為事象による影響	重大事故等対処設備については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備については、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い、それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
			(4)					汽水を供給する系統への影響	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
			(5)					周辺機器等からの悪影響	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。 重大事故等対処設備は溢水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。 火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。 重大事故等対処設備は溢水水位を踏まえた設置又は保管、被水防護により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。 火災に対して重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
			(6)					設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響	外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅳ 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「Ⅳ 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
			(7)					設置場所における放射線の影響	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
	3.4							操作性及び試験・検査性										
		3.4.1						安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	—									
			(1)					操作性	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。	○	安全機能を有する施設は、誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。	△	第1Gr で全て説明されるため追加事項なし	△	第1Gr で全て説明されるため追加事項なし	△	第1Gr で全て説明されるため追加事項なし	1. 誤操作防止対策 1.1 中央監視室等の誤操作防止対策 1.2 中央制御室以外の誤操作防止対策
			(2)					試験・検査性	安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	○	安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。	△	第1Gr で全て説明されるため追加事項なし	△	第1Gr で全て説明されるため追加事項なし	△	第1Gr で全て説明されるため追加事項なし	第16条に対する適合性の整理表(安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価)
		3.4.2						重大事故等対処設備	—									
			(1)					操作性	重大事故等対処設備は、操作性を考慮して以下の設計とする。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、操作性を考慮して以下の設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	重大事故等時における現場操作の成立性について
			a.					操作環境	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。 操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。 操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
				b.				操作準備	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
				c.				操作内容	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
				d.				切替性	重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
				e.				可搬型重大事故等対処設備の接続性	可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	
				f.				アクセスルート	想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート
			(2)					試験・検査性	重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
		3.4.3						維持管理	再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	-
4.								地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	-						△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	-	
				a.				地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針	基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、耐震設計を行う。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	第1回ですべて説明されたため追加事項なし	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	-
				b.				選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備	選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることにより重大事故等の発生のおそれがないように設計する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	第1回ですべて説明されたため追加事項なし	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	-
				c.				地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備	地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	第1回ですべて説明されたため追加事項なし	△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	-
5.								可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○		△	第2Gr で全て説明されるため追加事項なし	-
6.								系統施設毎の設計上の考慮	-									
	6.1							使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の系統構成について説明する	-
	6.2							再処理設備本体	-									
		6.2.1						せん断処理施設	せん断処理施設の健全性に関する事項	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	せん断処理施設の系統構成について説明する	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
		6.2.2						溶解施設	溶解施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	溶解施設の系統構成について説明する	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—
		6.2.3						分離施設	分離施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	分離施設の系統構成について説明する	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—
		6.2.4						精製施設	精製施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	精製施設の系統構成について説明する	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—
		6.2.5						脱硝施設	脱硝施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	脱硝施設の系統構成について説明する	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—
		6.2.6						酸及び溶媒の回収施設	酸及び溶媒の回収施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	酸及び溶媒の回収施設の系統構成について説明する	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—
	6.3							製品貯蔵施設	製品貯蔵施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	製品貯蔵施設の系統構成について説明する	—
	6.4							計測制御系統施設	計測制御系統施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	計測制御系統施設の系統構成について説明する	—
	6.5							放射性廃棄物の廃棄施設	—									
		6.5.1						気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	気体廃棄物の廃棄施設の系統構成について説明する	○	気体廃棄物の廃棄施設の系統構成について説明する	—
		6.5.2						液体廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	液体廃棄物の廃棄施設の系統構成について説明する	○	液体廃棄物の廃棄施設の系統構成について説明する	—
		6.5.3						固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	固体廃棄物の廃棄施設の系統構成について説明する	○	固体廃棄物の廃棄施設の系統構成について説明する	—
	6.6							放射線管理施設	放射線管理施設の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	放射線管理施設の系統構成について説明する	○	放射線管理施設の系統構成について説明する	○	放射線管理施設の系統構成について説明する	—
	6.7							その他再処理設備の附属施設	—									
		6.7.1						電気設備	電気設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	電気設備の系統構成について説明する	—
		6.7.2						圧縮空気設備	圧縮空気設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	圧縮空気設備の系統構成について説明する	○	圧縮空気設備の系統構成について説明する	—
		6.7.3						給水処理設備	給水処理設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	給水処理設備の系統構成について説明する	○	給水処理設備の系統構成について説明する	—
		6.7.4						冷却水設備	冷却水設備の健全性に関する事項	○	冷却水設備の系統構成について説明	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	冷却水設備の系統構成について説明する	○	冷却水設備の系統構成について説明する	—
		6.7.5						蒸気供給設備	蒸気供給設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	蒸気供給設備の系統構成について説明する	○	蒸気供給設備の系統構成について説明する	—
		6.7.6						分析設備	分析設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	分析設備の系統構成について説明する	○	分析設備の系統構成について説明する	—
		6.7.7						化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	化学薬品貯蔵供給設備の系統構成について説明する	○	化学薬品貯蔵供給設備の系統構成について説明する	—
		6.7.8						火災防護設備	火災防護設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	火災防護設備の系統構成について説明する	○	火災防護設備の系統構成について説明する	○	火災防護設備の系統構成について説明する	—
		6.7.9						竜巻防護対策設備	竜巻防護対策設備の健全性に関する事項	○	竜巻防護設備の系統構成について説明	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—
		6.7.10						溢水防護設備	溢水防護設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	溢水防護設備の系統構成について説明する	—
		6.7.11						化学薬品防護設備	化学薬品防護設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	化学薬品防護設備の系統構成について説明する	—
		6.7.12						補機駆動用燃料補給設備	補機駆動用燃料補給設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	補機駆動用燃料補給設備の系統構成について説明する	—
		6.7.13						放出抑制設備	放出抑制設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	放出抑制設備の系統構成について説明する	—
		6.7.14						緊急時対策所	緊急時対策所の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	緊急時対策所の系統構成について説明する	—
		6.7.15						通信連絡設備	通信連絡設備の健全性に関する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	通信連絡設備の系統構成について説明する	—
							別紙1	安全上重要な施設の説明書	・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。 ・安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更する施設について説明する。	○	・安全上重要な施設の種類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。	—	対象となる施設がないため記載事項なし	○	・第2Gr申請対象設備のうち、安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更する施設について説明を追加。	○	・第3Gr申請対象設備のうち、安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更する施設について説明を追加。	1. 分離設備 臨界関係計装及び遮断弁 2. プルトニウム精製設備注水槽及び注水槽の液位低警報
							別紙2	重大事故等対処設備の説明書	重大事故等対処設備の一覧表	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	第2Gr申請対象設備の重大事故等対処設備の一覧を示す。	○	第3Gr申請対象設備の重大事故等対処設備の一覧を示す。	—
							別添1	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び保管場所から設置場所、接続場所まで運搬するための経路並びに他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセスルート」という。）について、設計上考慮する事項	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	アクセスルートの設計上考慮する事項の説明	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	—
							別添2	可搬型重大事故等対処設備の設計方針	可搬型重大事故等対処設備の設備分類、要求機能及び性能目標	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	搬型重大事故等対処設備の設備分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各設備の機能要求の説明	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	—
VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書																		
1.								概要	本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第16条第4項に基づき、重量物落下及び回転機器の損壊による飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）により再処理施設の安全機能を損なわない設計とすることについて説明するとともに、技術基準規則第36条第1項第6号に基づき、悪影響防止として回転機器が飛散物とならないことについて説明するものである	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第16条第4項に基づき、重量物落下及び回転機器の損壊による飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）により再処理施設の安全機能を損なわない設計とすることについて説明するとともに、技術基準規則第36条第1項第6号に基づき、悪影響防止として回転機器が飛散物とならないことについて説明するものである	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	—

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次						補足説明資料			
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr(貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr(主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要	
2.								基本方針	安全機能を有する施設は、内部発生飛散物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全機能を有する施設は、内部発生飛散物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
3.								評価	重量物の落下については、重量物を搬送する設備そのものが落下しないこと及び搬送する重量物の落下を防止できることを評価する。また、回転機器については損壊に伴う飛散物とならないことを評価する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重量物の落下については、重量物を搬送する設備そのものが落下しないこと及び搬送する重量物の落下を防止できることを評価する。また、回転機器については損壊に伴う飛散物とならないことを評価する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
		3.1						重量物の落下による飛散物											
			3.1.1					評価方針	クレーン等は、製品の品質管理、規則等に基づき安全設計及び定期検査によりクレーン等の損壊防止を図ること及び通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーン等の機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーン等の機器の落下防止対策を設けることにより重量物の落下による飛散物防止対策が十分実施される。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	クレーン等は、製品の品質管理、規則等に基づき安全設計及び定期検査によりクレーン等の損壊防止を図ること及び通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーン等の機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーン等の機器の落下防止対策を設けることにより重量物の落下による飛散物防止対策が十分実施される。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
			3.1.2					評価内容	内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する重量物の落下防止対策について必要に応じ設計上考慮する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する重量物の落下防止対策について必要に応じ設計上考慮する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
			3.1.3					評価結果	重量物の落下による飛散物に関して「3.1.2.評価内容」により評価した結果、つり荷の落下を防止していること及びクレーン等の本体の落下を防止していることから、重量物が落下することはなく、落下による飛散物は発生しない。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	重量物の落下による飛散物に関して「3.1.2.評価内容」により評価した結果、つり荷の落下を防止していること及びクレーン等の本体の落下を防止していることから、重量物が落下することはなく、落下による飛散物は発生しない。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
		3.2						回転機器の損壊による飛散物											
			3.2.1					評価方針	ポンプ、ファン等の回転機器は、製品の品質管理、規格等に基づき安全設計及び定期検査により損壊防止を図ること及びディーゼル駆動補機については、回転機器を停止する機構として调速装置及び非常调速装置等を設けることにより損壊防止対策が十分実施される。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	ポンプ、ファン等の回転機器は、製品の品質管理、規格等に基づき安全設計及び定期検査により損壊防止を図ること及びディーゼル駆動補機については、回転機器を停止する機構として调速装置及び非常调速装置等を設けることにより損壊防止対策が十分実施される。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
			3.2.2					評価内容	内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれ回転速度の上昇に対する損壊防止について必要に応じ設計上考慮する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれ回転速度の上昇に対する損壊防止について必要に応じ設計上考慮する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
			3.2.3					評価結果	内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれ回転速度の上昇に対する損壊防止について必要に応じ設計上考慮する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置する回転機器については、機器毎に駆動源が異なるため、それぞれ回転速度の上昇に対する損壊防止について必要に応じ設計上考慮する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
			(1)					電力を駆動源とするもの	力駆動の回転機器は、誘導電動機により供給側の電源周波数が一定であり、負荷が喪失しても、電流が変動するのみで回転速度は一定を維持し、回転速度の上昇とならないため、設計上考慮する必要はない。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	力駆動の回転機器は、誘導電動機により供給側の電源周波数が一定であり、負荷が喪失しても、電流が変動するのみで回転速度は一定を維持し、回転速度の上昇とならないため、設計上考慮する必要はない。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	-	
			(2)					電力を駆動源としないもの	ディーゼル機関を駆動源とする機器には、调速装置及び保護装置として非常调速装置等を設け回転速度の上昇に起因する機器の損壊を防止する設計とする。 また、各機器については非常调速装置が実作動するまでの回転速度の上昇状態においても構造上十分な機械的強度を有する設計とし、非常调速装置については、作動確認を行い、装置の健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	ディーゼル機関を駆動源とする機器には、调速装置及び保護装置として非常调速装置等を設け回転速度の上昇に起因する機器の損壊を防止する設計とする。 また、各機器については非常调速装置が実作動するまでの回転速度の上昇状態においても構造上十分な機械的強度を有する設計とし、非常调速装置については、作動確認を行い、装置の健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。	△	第2Grで全て説明されるため追加事項なし	回転機器の调速装置の構造等について	
							別紙1	内部発生飛散物防護対象設備について	・安全上重要な構築物及び系統・機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれのあるものを内部発生飛散物の防護対象設備とする。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	・安全上重要な構築物及び系統・機器のうち、内部発生飛散物の発生要因となる機器と同室にあり、内部発生飛散物によって、当該施設の安全機能を損なうおそれのあるものを内部発生飛散物の防護対象設備とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	-	



## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（1/169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第9条，第14条，第15条（第1項及び第3項を除く。），第32条第3項，第38条第2項，第44条第1項第5号及び第54条（第2項第1号及び第3項第1号を除く。）及び第59条から第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき，安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>今回は，健全性として，機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して，「多重性又は多様性及び独立性に係る要求事項を含めた多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散に関する事項（技術基準規則第9条，第14条第1項，第54条第2項第3号，第3項第3号，第5号，第7号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」という。），「共用化による他号機への悪影響も含めた，機器相互の悪影響（技術基準規則第15条第4項，第5項，第6項，第54条第1項第5号，第2項第2号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「悪影響防止」とい</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は，「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第15条（安全上重要な施設），第16条（安全機能を有する施設），<del>第23条第2項（制御室等）及び第36条（第1項第1号を除く。）（重大事故等対処設備）及び第38条（臨界事故の拡大を防止するための設備）から第51条（通信連絡を行うために必要な設備）</del>に基づき，安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</p> <p>健全性としては，機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して，「多重性又は多様性及び独立性に係る要求事項を含めた多様性，位置的分散等に関する事項（技術基準規則第15条，<del>第36条第2項，第3項第2号，第4号，第6号及び第38条から第51条</del>）」（以下「多様性，位置的分散等」という。），<del>「共用化による他施設への悪影響も含めた，機器相互の悪影響（技術基準規則第16条第4項，第5項，第36条第1項第6号及び第38条から第51条）」（以下「悪影響防止」という。）</del>，「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第16条第1項，<del>第</del></p>	<p>第1 Gr. に係らない事項に関する記載を削除。</p> <p>第1 Gr. に係らない事項に関する記載を削除。</p> <p>第1 Gr. に係らない</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（2/169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>う。），「安全設備及び重大事故等対処設備に想定される事故時の環境条件（使用条件含む。）等における機器の健全性（技術基準規則第14条第2項，第32条第3項，第44条第1項第5号，第54条第1項第1号，第6号，第3項第4号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「環境条件等」という。）及び「要求される機能を達成するために必要な操作性，試験・検査性，保守点検性等（技術基準規則第15条第2項，第38条第2項及び第54条第1項第2号，第3号，第4号，第3項第2号，第6号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈）」（以下「操作性及び試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>健全性を要求する対象設備については，技術基準規則及びその解釈だけでなく，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）及びその解釈も踏まえて，重大事故等対処設備は全てを対象とし，安全設備を含む設計基準対象施設は以下のとおり対象を明確にして説明する。</p> <p>「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」については，技術基準規則第14条第1項及びその解釈にて安全設備に対して要求されていること，設置許可基準規則第12条第2項及び</p>	<p><del>36条第1項第2号，第7号，第3項第3号及び第38条から第51条</del>」（以下「環境条件等」という。）及び「要求される機能を達成するために必要な操作性，試験・検査性，保守点検性等（技術基準規則第16条第2項，第3項，<del>第23条第2項及び第36条第1項第3号，第4号，第5号，第3項第1号，第5号及び第38条から第51条</del>）」（以下「操作性及び試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p><del>なお、「個数及び容量に関する事項（技術基準規則第36条第1項第1号及びその解釈）」については、「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。</del></p> <p>健全性を要求する対象設備については，技術基準規則だけでなく，「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）及びその解釈も踏まえて，重大事故等対処設備は全てを対象とし，安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設は以下のとおり対象を明確にして説明する。</p> <p>「多様性，位置的分散等」のうち多重性については，技術基準規則第15条にて安全上重要な施設に対して要求されていることから，安全上重要な施設を対象とする。</p>	<p>事項に関する記載を削除。</p> <p>第1Gr.に係らない事項に関する記載を削除。</p> <p>第1Gr.に係らない事項に関する記載を削除。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（3／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>その解釈にて安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの（以下「重要施設」という。）に対しても要求されていることから，安全設備を含めた重要施設を対象とする。</p> <p><u>人の不法な侵入等の防止の考慮については，技術基準規則第9条及びその解釈にて発電用原子炉施設に対して要求されていることから，重大事故等対処設備を含む発電用原子炉施設を対象とする。</u></p> <p>「悪影響防止」のうち，内部発生飛散物の考慮は，技術基準規則第15条第4項及びその解釈にて設計基準対象施設に属する設備に対して要求されていることから，安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。共用又は相互接続の禁止に対する考慮は，技術基準規則第15条第5項及びその解釈にて，安全設備に対して要求されていること，設置許可基準規則第12条第6項及びその解釈にて重要安全施設に対して要求されていることから，安全設備を含めた重要安全施設を対象とする。共用又は相互接続による安全性の考慮は，技術基準規則第15条第6項及びその解釈にて安全機能を有する構築物，系統及び機器（以下「安全施設」という。）に対して要求されているため，安全設備を含めた安</p>	<p><del>「悪影響防止」のうち，想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）の考慮は，技術基準規則第16条第4項及びその解釈にて安全機能を有する施設に属する設備であって内部発生飛散物により損傷を受け再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものに対して要求されていることから，安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。共用による安全性の考慮は，技術基準規則第16条第5項にて安全機能を有する施設に対して要求されているため，安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。</del></p>	<p>不法侵入に係る説明については，「VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書」にて展開する。</p> <p>第1 Gr. に係らない条文に関する記載を削除。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（4/169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>全施設を対象とする。</p> <p>「環境条件等」については，設計が技術基準規則第14条第2項及びその解釈にて安全施設に対して要求されているため，安全設備を含めた安全施設を対象とする。</p> <p>「操作性及び試験・検査性」のうち，操作性の考慮は，技術基準規則第38条第2項及びその解釈にて中央制御室での操作に対する考慮が要求されており，その操作対象を考慮して安全設備を含めた安全施設を対象とする。試験・検査性，保守点検性等の考慮は技術基準規則第15条第2項及びその解釈にて設計基準対象施設に対して要求されており，安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。</p> <p>2. 基本方針</p>	<p>「環境条件等」については，技術基準規則第16条第1項にて安全機能を有する施設に対して要求されているため，安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。</p> <p>「操作性及び試験・検査性」のうち，操作性の考慮は，技術基準規則第23条第2項にて制御室での操作に対する考慮が要求されており，その操作対象を考慮して安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。試験・検査性，保守点検性等の考慮は技術基準規則第16条第2項，第3項にて安全機能を有する施設に対して要求されており，安全上重要な施設を含めた安全機能を有する施設を対象とする。</p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</u></p> <p><u>再処理施設のうち，安全機能を有する構築物，系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</u></p> <p><u>また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害</u></p>	<p>分割申請計画を踏まえ，DB と SA で個別に項を設ける。</p> <p>再処理施設に係る定義や基本的な設計方針を示すものであり，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（5／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><u>を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。</u></p> <p><u>安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が確保されたものとするとともに，以下の設計を満足するものとする。</u></p> <p><u>(1) 安全上重要な施設については，構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</u></p> <p><u>(2) 安全上重要な施設は，設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力，温度，湿度，線量等各種の環境条件において，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止等の安全機能を発揮することができる設計とする。</u></p> <p><u>安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは環境条件による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を発揮することがで</u></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（6／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><u>きる設計とする。</u></p> <p><u>(3) 安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。また，安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</u></p> <p><del><u>(4) 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって，その安全機能を損なわない設計とする。</u></del></p> <p><del><u>安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設として，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を抽出し，内部発生飛散物により冷却，水素掃気，火災・爆発の防止，臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。</u></del></p> <p><del><u>その他の安全機能を有する施設については，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計と</u></del></p>	<p>第1Gr. に係らない条文に関する記載を削除。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（7／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>する。</del></p> <p><del>（5）安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設等と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</del></p> <p>上記の設計のうち、(1)については、「3.1 多様性，位置的分散等」において、安全上重要な施設を構成する動的機器の単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たすための設計方針を示す。</p> <p><del>（5）については、「3.2 悪影響防止等」において、共用により施設に悪影響を与えないための設計方針を示す。</del></p> <p><del>（2）及び（4）</del>については、「3.3 環境条件等」において、常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線，荷重，自然現象，人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮しても期待されている安全機能を発揮するための設計方針を示す。</p> <p>（3）については、「3.4 操作性及び試験・検査性」においてそれぞれ詳細な設計方針を示す。</p>	<p>安全機能を有する施設に対する要求事項に対する基本設計方針がどの位置に書かれているか明確化。</p> <p>第1Gr.に係らない条文に関する記載を削除。</p>



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（8/169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因</del></p>	<p>重大事故等対処施設については、第1Gr.の申請対象外と整理するため、削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（9／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について，以下の4項目に分け説明する。</p> <p>2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</p> <p>重要施設は，単一故障が発生した場合でもその機能を達成できるように，十分高い信頼性を確保し，かつ維持し得る設計とし，原則，多重性又は多様性及び独立性を備える設計とする。</p> <p>多重性又は多様性及び独立性を備える設計と</p>	<p><del>とする重大事故等に対処するものについて，それぞれに常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設重大事故等対処設備という。</del></p> <p><u>安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について，以下の4項目に分類して示す。</u></p> <p>3.1 多様性、位置的分散等</p> <p>3.1.1 <u>安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</u></p> <p>安全上重要な施設については，構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</p>	<p>P7 の修正（記載箇所の明確化）を受け，削除。</p> <p>分割申請計画を踏まえ，DB と SA で個別に項を設ける。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（10／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>することにより，単一故障，環境条件，自然現象，発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。），溢水，火災等により安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお，自然現象のうち地震に対する設計については，添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。地震を除く自然現象及び人為事象に対する設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。溢水に対する設計については，添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。火災に対する設計については，添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方</p>	<p><u>ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</u></p> <p>また，自然現象のうち地震に対する設計については，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。地震を除く自然現象及び人為事象に対する設計については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。<del>溢水に対する設計については，添付書類「VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-6-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。化学薬品漏えいに対する設計については，添付書類「VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」の</del></p>	<p>第1Gr.に係らない条文に関する記載を削除。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（11／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>針」に基づき実施する。また，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計上の考慮等については，別添3「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について」に基づき実施する。</p> <p><u>重要施設は，当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障，長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障が発生した場合で，外部電源が利用できない場合においても，系統の安全機能が達成できるよう，原則として，多重性又は多様性及び独立性を持つ設計とする。</u></p> <p><u>短期間と長期間の境界は24時間とする。</u></p> <p><u>重要施設のうち，単一設計で安全機能を達成できるものについては，その設計上の考慮を「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</u></p>	<p><del>うち添付書類「VI-1-1-7-1 化学薬品の漏えいによる損傷の防止の基本方針」に基づき実施する。</del></p> <p><del>火災に対する設計については，添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。</del></p>	<p>再処理事業指定基準規則において規定される単一故障は「動的機器の単一故障」に限定されるため、記載しない。</p> <p>短期間と長期間の境界については、事業指定基準規則では規定されないため、記載しない。</p> <p>添付資料の構成に係る記載であるため、記載の際により新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（12／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>重大事故防止設備については，設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性及び独立性を有し，位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>ただし，重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替するもののうち，非常用ディーゼル発電機等のように，多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備がないものは，多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，共通</p>	<p><del>常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>ただし，重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替せず，多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故に対処するための設備がないものは，多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は適用しない。</del></p> <p><del>重要代替監視パラメータを計測する重大事故等対処設備は，重要監視パラメータを計測する重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる物理量の計測又は計測方式により換算表等を用いて推定することで，重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を有する設計とする。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（13／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性及び独立性を有し，位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備のうち，計装設備については，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難になった場合に，当該パラメータを推定するために必要なパラメータを異なる物理量又は測定原理とする等，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な限り多様性を有する方法により計測できる設計とするとともに，可能な限り位置的分散を図る設計とする。重大事故等対処設備の補助パラメータは，代替する機能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性及び独立性を有し，位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞ</p>	<p><del>必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <p><del>また，一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（14／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>れ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また，一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設け，状況に応じてそれぞれの系統に必要な流量を同時に供給できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波（基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）を含む。），その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性を有し，位置的分散を図ることを考慮する。</p> <p>原子炉建屋（原子炉棟及び付属棟），緊急時対策所建屋，常設代替高圧電源装置置場，格納容器圧力逃がし装置格納槽，常設低圧代替注水系ポンプ室，緊急用海水ポンプピット，常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部），常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部），常設代替高圧電源装置用カルバート（カルバート部），格納容器圧力逃がし装置用配管カルバート，常設低圧代替注水系配管カルバート及び緊急用海水系配管カルバート（以下「建</p>	<p><del>重大事故等対処設備は，共通要因として，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。</del></p> <p><del>以下(1)～(4)に重大事故等における条件を除く考慮事項に対する設計上の考慮を示す。なお，重大事故等における条件として，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重その他の使用条件において，重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とすることを，「2.3 環境条件等」に示</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（15／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>屋等」という。)は，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>共通要因としては，環境条件，自然現象，発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。），溢水，火災及びサポート系の故障を考慮し，以下(1)～(5)に環境条件を除く考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。なお，環境条件については，事故等時の温度，放射線，荷重その他の使用条件において，重要施設及び重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とすることを，「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備等，常設重大事故防止設備及び可搬型重大事故等対処設備について，その機能と，多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</p> <p>(1) 自然現象 重大事故等対処設備の共通要因のうち，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮の事象</p>	<p><del>す。</del></p> <p><del>設計基準事故に対処するための設備，常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備について，その機能と，多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</del></p> <p><del>(1) 自然現象</del> <del>重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（16／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>を考慮する。このうち，降水及び凍結は屋外の天候による影響として，地震による影響は地震荷重として，津波（敷地に遡上する津波を含む。）による影響は津波荷重として，風（台風）及び竜巻による影響は風荷重として，積雪による影響は積雪荷重として並びに火山による影響は降灰荷重として「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。）を含む自然現象の組合せの考え方については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。</p> <p>a. 地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。）</p> <p>地震及び津波（敷地に遡上する津波を含む。）に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重大事故防止設備は，技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置する。</li> <li>・常設重大事故防止設備は，地震に対しては技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とし，津波に対しては二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計と</li> </ul>	<p><del>自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。</del></p> <p><del>自然現象の組合せの考え方については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。</del></p> <p><del>a. 地震，津波</del></p> <p><del>地震及び津波に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</del></p> <p><del>(a) 常設重大事故等対処設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></li> <li><del>・常設重大事故等対処設備は，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地</del></li> </ul>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（17／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による共通要因故障の特性は，設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による低耐震クラス設備からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように，可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</li> <li>津波（敷地に遡上する津波を含む。）による共通要因故障の特性は，津波の流入，浸入，引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように，可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</li> <li>地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建屋等内に保管する。</li> <li>屋外の可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する又は必要により固縛等の処置をするとともに，地震によ</li> </ul>	<p><del>盤に設置する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>常設重大事故等対処設備は，地震に対しては，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。</del></li> <li><del>地震及び津波に対して常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> </ul> <p>(b) <del>可搬型重大事故等対処設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></li> <li><del>地震に対して，屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋内に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。</del></li> <li><del>地震に対して，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の処置をするとともに，</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（18／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>り生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備は，地震に対しては技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」にて考慮された設計とし，津波に対しては二次的影響も含めて技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</li> <li>屋外の可搬型重大事故等対処設備は，津波（敷地に遡上する津波を含む。）による影響を考慮して高台及び水密区画に保管する。</li> <li>地震による共通要因故障の特性は，設備等に発生する地震力（設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。）又は地震による低耐震クラス設備からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，複数箇所に分散して保管する。</li> </ul>	<p><del>地震により生じる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>可搬型重大事故等対処設備は，地震を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，地震に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> </ul> <p>(c) <del>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（19／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波（敷地に遡上する津波を含む。）による共通要因故障の特性は，津波の流入，浸入，引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を図る。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計とする。また，敷地に遡上する津波を考慮して，位置的分散を図る設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建屋等内又は建屋等壁面の適切に隔離した隣接しない位置に複数箇所設置する。また，接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については，常設重大事故等対処設備として設計する。</li> </ul> <p>これらの設計のうち，常設重大事故等対</p>	<p><del>処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</del></li> <li>・<del>地震に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，添付書類「IV-耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。</del></li> <li>・<del>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，地震に対しては，添付書類「IV-耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。</del></li> <li>・<del>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> </ul> <p><del>上記(a)～(e)の設計のうち，可搬型重大事故等対処設備の保管場所において周辺斜面が崩壊しないことの考慮等については，別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。耐震設計を含めた自然現象，外部人為事象，溢水，化学薬品漏えい及び火災に対する位置的分散が図られた可搬型重大事故等対処設備の機能保持</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（20／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>処設備が設置される地盤の評価及び位置的分散が図られた常設重大事故等対処設備の耐震設計については，添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。また，可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいて周辺斜面が崩壊しないことの考慮等については，別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。耐震設計を含めた自然現象，外部人為事象，溢水及び火災に対する位置的分散が図られた可搬型重大事故等対処設備の機能保持に係る設計については，別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。位置的分散を図った重大事故等対処設備の耐津波設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>b. 風（台風），竜巻，落雷，生物学的事象，森林火災及び高潮風（台風），竜巻，落雷，生物学的事象，森林火災及び高潮に対して，重大</p>	<p><del>に係る設計については，別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。</del></p> <p><del>b. 風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（21／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>事故等対処設備は以下の設計とする。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）による共通要因故障の特性は，風（台風）による荷重（風圧力，気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り，屋外に設置する。</li> <li>・竜巻による共通要因故障の特性は，竜巻による荷重（風圧力，気圧差，飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</li> <li>・落雷による共通要因故障の特性は，雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時</li> </ul>	<p><del>風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</del></p> <p><del>(a) 常設重大事故等対処設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></li> <li><del>・風（台風）に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></li> <li><del>・竜巻に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（22／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り，屋外に設置する。また，常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置は，避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要因故障の特性は，電気盤内での地絡・短絡により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，屋外の常設重大事故防止設備は，侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とするか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</li> <li>生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は，海水ポンプの閉塞等により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は，侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3—環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</li> <li>高温に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3—環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</li> <li>降水に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3—環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</li> <li>積雪に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3—環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(23/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林火災による共通要因故障の特性は，熱損傷，ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</li> <li>高潮による共通要因故障の特性は，没水，被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備（非常用取水設備は除く。）は，高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</li> <li>高潮に対する考慮は，高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず</del>に発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備は，<del>設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に發揮するための設計とする。</del></li> <li>・<del>火山の影響に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に發揮するための設計とする。</del></li> <li>・<del>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に發揮するための設計とする。</del></li> <li>・<del>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための</del></li> </ul>	



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（24／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>の設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・塩害に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></li> <li><del>・ただし，内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻，落雷及び火山の影響による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。また，上記機能が確保できない場合に備え，関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。</del></li> <li><del>・また，森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための可搬型重大事故等対処設備を確</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (25/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風（台風）による共通要因故障の特性は，風（台風）による荷重（風圧力，気圧差）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</li> <li>竜巻による共通要因故障の特性は，竜巻による荷重（風圧力，気圧差，飛来物の衝撃荷重）により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準</li> </ul>	<p><del>保しているものは，可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに，損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定める。</del></p> <p><del>(b) 可搬型重大事故等対処設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></li> <li><del>可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（26／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷による共通要因故障の特性は，雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</li> <li>生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は，海水ポンプの閉塞等により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，クラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は，予備を有する設計とする。</li> <li>森林火災による共通要因故障の特性は，熱損傷，ばい煙により同じ機能を有する</li> </ul>	<p><del>能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>・風（台風）に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li><del>・可搬型重大事故等対処設備は，竜巻を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，竜巻に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋</del></li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（27／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高潮による共通要因故障の特性は，没水，被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</li> <li>高潮に対する考慮は，高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</li> </ul>	<p><del>等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，竜巻に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>竜巻に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li><del>可搬型重大事故等対処設備は，凍結を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（28／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，凍結に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></li> <li>・<del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，凍結に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li>・<del>凍結に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li>・<del>可搬型重大事故等対処設備は，高温を</del></li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（29／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，高温に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，高温に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>・高温に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確保</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (30/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>に発揮するための設計方針については、「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・可搬型重大事故等対処設備は，降水を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，降水に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，降水に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (31/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <del>降水に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については、「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li>• <del>可搬型重大事故等対処設備は，積雪を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li>• <del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，積雪に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></li> <li>• <del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，積雪に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管すること</del>で位</li> </ul>	



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (32/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <del>積雪に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li>• <del>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備以外の可搬型重大事故等対処設備は，落雷を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li>• <del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，落雷に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></li> <li>• <del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，落雷に対して，設計基準事故</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (33/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・落雷に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li><del>・可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (34/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>所に保管する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li>• <del>火山の影響に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li>• <del>可搬型重大事故等対処設備は，生物学的事象を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li>• <del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，生物学的事象に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な</del></li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（35／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，生物学的事象に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>・生物学的事象に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li><del>・可搬型重大事故等対処設備は，森林火災を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，森林火災に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (36/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，森林火災に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>・森林火災に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> <li><del>・可搬型重大事故等対処設備は，塩害を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (37/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，塩害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></li> <li><del>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，塩害に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></li> <li><del>・塩害に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（38／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また，接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については，常設重大事故等対処設備として設計する。</li> <li>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は，開口部の閉止により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</li> <li>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，高潮の影響を受けない位置に設置する。</li> <li>高潮に対する考慮は，高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</li> </ul> <p>上記(a)～(c)の設計のうち，外部からの衝撃として風（台風），竜巻，落雷，生物学的事象，森林火災及び高潮に対する位置的分散</p>	<p><del>(e) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></li> <li><del>接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害に対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</del></li> <li><del>風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></li> </ul> <p><del>上記(a)～(e)の設計については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (39/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>を凶る重大事故等対処設備の設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。なお，保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいては，風（台風），竜巻，落雷，生物学的事象，森林火災及び高潮に対する考慮について，別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p> <p>(2) 外部人為事象</p> <p>重大事故等対処設備の共通要因のうち，外部人為事象については，飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。なお，電磁的障害については，「2.3 環境条件等」にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>a. 爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突</p> <p>爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載</li> </ul>	<p><del>「VI-1-1-1-1-1再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</del></p> <p><del>なお，保管場所に対する，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害の考慮について，別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</del></p> <p><del>(2) 人為事象</del></p> <p><del>人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。</del></p> <p><del>a. 有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発</del></p> <p><del>有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</del></p>	



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（40／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>した車両及び有毒ガスによる共通要因故障の特性は，熱損傷，ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り，屋外に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の衝突による共通要因故障の特性は，取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか，又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り，屋外に設置する。</li> <li>爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両及び有毒ガスによる共通要因故障の特性は，熱損傷，ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準事故対処設備等及び常</li> </ul>	<p><del>(a) 常設重大事故等対処設備</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>有毒ガスに対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するた</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（41／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所分散して保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の衝突による共通要因故障の特性は，取水路閉塞により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか，又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</li> <li>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また，接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については，常設重大事故等対処設備として設計する。</li> </ul> <p>これらの設計のうち，外部からの衝撃として，爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突に対する位置的分散を図る重大事故等対処設備の</p>	<p><del>めの設計とする。</del></p> <p><del>近隣工場等の火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>爆発に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>(b) 可搬型重大事故等対処設備</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，有毒ガスを考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（42／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</p>	<p><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，有毒ガスに対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，有毒ガスに対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <p><del>有毒ガスに対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，敷地内における化学物質の漏えいを考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（43／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，敷地内における化学物質の漏えいに対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，敷地内における化学物質の漏えいに対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <p><del>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，電磁的障</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（44／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>害を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <p><del>電磁的障害に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については、「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（45／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <p>近隣工場等の火災に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針につ</p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（46／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p>いては、「2.3 環境条件等」に記載する。</p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，爆発を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，爆発に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <p><del>爆発に対して屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については、「2.3</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（47／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>(e) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</del></p> <p><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <p><del>接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場の火災及び爆発に対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</del></p> <p><del>有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場の火災及び爆発に対して接続口がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>上記(a)～(e)の設計については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</del></p>	



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（48／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>b. 飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</p> <p>(a) 飛来物（航空機落下）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飛来物（航空機落下）による共通要因故障の特性は，衝突荷重により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。</li> <li>飛来物（航空機落下）による共通要因故障の特性は，衝突荷重により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，「(b) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」に対する設計上の考慮と同様の設計上の考慮を行う。</li> </ul> <p>(b) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては，可搬型重大事故等</li> </ul>	<p><del>b. 航空機落下</del> <del>航空機落下に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。なお，故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</del></p> <p><del>(a) 常設重大事故等対処設備</del> <del>常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>航空機落下に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>ただし，内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，航空機落下による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（49／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>対処設備による対策を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内の可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，複数箇所分散して保管する設計とする。</li> <li>・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，原子炉建屋，常設代替高圧電源装置置場，常設低圧代替注水系ポンプ室，格納容器圧力逃がし装置格納槽，緊急用海水ポンプピット，海水ポンプエリアから100 m以上の離隔距離を確保するとともに，当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100 m以上の離隔距離を確保した上で，複数箇所分散して保管する設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また，接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については，常設重大事故等対処設備として設計する。</li> <li>・発電用原子炉施設のうち重大事故等対処設備は，人の不法な侵入等の防止対策を講じた設計とする。具体的には，別添3</li> </ul>	<p><del>応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。また，上記機能が確保できない場合に備え，関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。</del></p> <p><del>(b) 可搬型重大事故等対処設備</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>また，可搬型重大事故等対処設備は，航空機落下を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，航空機落下に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（50／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について」に基づき設計上の考慮を行う。</p> <p>(3) 溢水          溢水に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備に期待する機能については，溢水影響を受けて設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないよう，被水及び蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り，没水の影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</li> <li>溢水による共通要因故障の特性は，没水，被水，蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故等対処設備は，可能な限り多様性を有し，位置的分散を図ることで，想定される溢水水位に対して設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうことのない設計とする。</li> <li>溢水による共通要因故障の特性は，没水，被水，蒸気の流出により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損</li> </ul>	<p><del>又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，航空機落下に対して，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</del></p> <p><del>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</del></p> <p><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <p><del>接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて航空機落下に対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</del></p> <p><del>航空機落下に対して接続口は，設計基準事故に対処するための設備と同時に</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（51／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，複数箇所分散して保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</li> <li>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また，接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については，常設重大事故等対処設備として設計する。</li> </ul> <p>重大事故等対処設備の溢水防護設計については，添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>(4) 火災</p> <p>火災に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設重大事故防止設備は，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</li> <li>内部火災による共通要因故障の特性は，熱損傷により同じ機能を有する設備が同</li> </ul>	<p><del>機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>(3) 周辺機器等からの影響</del></p> <p><del>周辺機器等からの影響に対して，重大事故等対処設備は以下の設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</del></li> <li><del>a. 常設重大事故等対処設備</del></li> </ul> <p><del>常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う。</del></p> <p><del>溢水に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（52／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>時に機能喪失に至ることであることから，常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように，可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備は，火災防護対策を火災防護計画に策定する。</li> <li>内部火災による共通要因故障の特性は，熱損傷により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから，可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り，複数箇所分散して保管する。</li> <li>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</li> <li>可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は，建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また，接続口から建屋等内に水又は電力を供給する経路については，常設重大事故等対処設備として設計する。</li> </ul>	<p><del>に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>火災に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（53／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>これらの設計のうち，位置的分散が図られた常設重大事故等対処設備の火災防護設計については，添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本設計」に基づき実施する。位置的分散が図られた可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については，添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>(5) サポート系の故障</p> <p>重大事故等対処設備において系統又は機器に供給される電力，空気，油，冷却水を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等と可能な限り系統としての多重性又は多様性及び独立性を図る設計とするが，サポート系に対しても，可能な限り多様性を図るため，以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか，駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段による対応が可能な設計とする。</li> <li>・常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備は，設計基準</li> </ul>	<p><del>散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。また，上記機能が確保できない場合に備え，関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。</del></p> <p><del>b. 可搬型重大事故等対処設備</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，周辺機器等からの影響として地震を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る。また，可搬型重大事故等対処設備は，周辺機器等からの影響として溢水を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（54／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか，駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段による対応が可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</li> </ul>	<p><del>化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る。また，可搬型重大事故等対処設備は，周辺機器等からの影響として化学薬品漏えいを考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備と同時に機能が損なわれないように，設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づきその機能を確実に発揮するための設計とする。</del></p> <p><del>内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，位置的分散を図る。また，可搬型重大事故等対処設備は，周辺機器等からの影響として内部発生飛散物を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>e. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</del></p> <p><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（55／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <p><del>溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <p><del>上記a.～e.の設計のうち，地震に対する設計については，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。重大事故等対処設備の溢水防護設計については，添付書類「VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-6-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。化学薬品漏えいに対する設計については，添付書類「VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-7-1 化学薬品の漏えいによる損傷の防止の基本方針」に基づき実施する。火災に対する設計については，添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。悪影響防止を含めた安全機能を有する施設の内部発生飛散物による影響及び重大事故等対処設備の内部発生飛散物に</del></p>	



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（56／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>よる影響の考慮の考慮については、添付書類「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</del></p> <p><del>(4) 設計基準より厳しい条件</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内の事象として配管の全周破断を考慮する。</del></p> <p><del>a. 常設重大事故等対処設備</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については、「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（57／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止すること等を保安規定に定める。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（フィルタの目詰まり）に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、フィルタ交換、清掃及び除灰することを保安規定に定める。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち森林火災に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定める。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち草原火災に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定める。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（58／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち積雪に対して，常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，除雪を行うことを保安規定に定める。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち干ばつに対して，常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定める。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち湖若しくは川の水位低下に対して，常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定める。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる内の事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか，又は「2.3 環境条件等」に基づく設計とする。</del></p> <p>b. <del>可搬型重大事故等対処設備</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (59/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象として，地震を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象として，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては，損傷防止措置として</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（60／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>実施する除灰を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</del></p> <p><del>また，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換，清掃，除灰及び可搬型重大事故等対処設備の屋内への配備をすることを保安規定に定める。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象として，森林火災を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>また，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち森林火災に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，可搬型重大事故等対処設備は，森林火災に対しては消防車による初期消火を行うことを保安規定に定める。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象として，草原火災を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（61／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>また，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち草原火災に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，可搬型重大事故等対処設備は，草原火災に対しては消防車による初期消火を行うことを保安規定に定める。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象として，積雪を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち積雪に対しては，損傷防止措置として実施する除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</del></p> <p><del>また，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち積雪に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，可搬型重大事故等対処設備は，積雪に対しては除雪することを保安規定に定める。</del></p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象として，内の事象として配管の全周破断を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる内の事象の配管の全周破断に対して可搬型重</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（62／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図る。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象の地震，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの日詰まり等），森林火災，草原火災及び積雪並びに内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」に記載する。</del></p> <p><del>e. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</del></p> <p><del>建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち地震に対して接続口は，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。</del></p> <p><del>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して接続口がその機能を確実に発揮するための設計方針については，「2.3 環境条件等」</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（63／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>2.2 悪影響防止</p> <p>設計基準対象施設は，他の設備から悪影響を受け，安全性を損なわないよう，配置上の考慮又は多重性を考慮する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は発電用原子炉施設（隣接する発電用原子炉施設を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては，重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。），設備兼用時の容量に関する影響，地震，火災，溢水，風（台風）及び竜巻による影響，タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響並びに共用を考慮し，以下に重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。），</p>	<p><del>に記載する。</del></p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.1 <u>安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</u></p> <p>安全機能を有する施設<del>及び重大事故等対処設備</del>は，他の設備から悪影響を受け，安全性を損なわないよう，配置上の考慮又は多重性を考慮する設計とする。</p> <p><del>安全機能を有する施設は，内部発生飛散物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために，内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</del></p> <p><del>他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。），内部発生飛散物並びに竜巻（風（台風））により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響，地震，火災，溢水及び化学</del></p>	<p>備考</p> <p>分割申請計画を踏まえ，DB と SA で個別に項を設ける。</p> <p>内部発生飛散物は第 2 Gr. 以降で説明するため，削除。</p> <p>重大事故等対処施設については，第 1 Gr. の申請対象外と整理するため，削除する。</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（64／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響並びに共用に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>なお，設備兼用時の容量に関する影響については，複数の機能を兼用する設備について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を添付書類「V-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。また，設計基準対象施設に考慮すべき地震，火災，溢水，風（台風），竜巻による他設備からの悪影響については，これらの波及的影響により安全施設の機能を損なわないことを「2.3 環境条件等」に示す。重大事故等対処設備に考慮すべき地震，火災，溢水，風（台風），竜巻による他設備への影響については，これらの波及的影響により他設備の機能を損なわないことを「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統的な影響に対して重大事故等対処設備は，弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独</li> </ul>	<p><del>薬品漏えいによる他設備への悪影響については，これら波及的影響により他設備の機能を損なわないことを添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」及び「2.3 環境条件等」に示す。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（65／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>立して単独で使用可能なこと，又は設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放水砲による建屋への放水により，放水砲の使用を想定する重大事故等において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</li> </ul> <p>(2) 内部発生飛散物による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設に属する設備は，蒸気タービン，発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断，高速回転機器の破損に伴う飛散物により安全性を損なわないように設計する。</li> <li>重大事故等対処設備は，内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断，高速回転機器の破損，ガス爆発並びに重量機器の落下を慮し，重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。悪影響防止を含めた設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の内部発生飛散物による影響の考慮については，添付書類「V-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸気タービ</li> </ul>	<p><del>(1) 内部発生飛散物による影響</del></p> <p><del>安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設として，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を抽出し，内部発生飛散物により冷却，水素掃気，火災・爆発の防止，臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>その他の安全機能を有する施設については，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。</del></p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物</p>	<p>内部発生飛散物は第2 Gr. 以降で説明するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（66／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>ン，ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書」に示す。</p> <p>(3) 共用 安全施設及び常設重大事故等対処設備の共用については，以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要安全施設は，東海発電所との間で原則共用又は相互に接続しない設計とするが，安全性が向上する場合は，共用又は相互に接続できる設計とする。なお，東海発電所と共用又は相互に接続する重要安全施設はないことから，共用又は相互に接続することを考慮する必要はない。</li> <li>重要安全施設以外の安全施設は，東海発電所との間で共用又は相互に接続する場合には，発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。ただし，重要安全施設以外の安全施設は，東海発電所と相互に接続しない設計とする。</li> <li>常設重大事故等対処設備は，一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉</li> </ul>	<p><del>による影響については，高速回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</del></p> <p><del>悪影響防止を含めた安全機能を有する施設の内部発生飛散物による影響及び重大事故等対処設備の内部発生飛散物による影響の考慮については，添付書類「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</del></p> <p><del>(2) 共用</del></p> <p><del>安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設等との共用については，以下の設計とする。</del></p> <p><del>安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設等と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備を共用する場合には，MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に</del></p>	<p>共用については第2 Gr. 以降で説明するため，削除。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（67／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>施設において共用しない設計とする。ただし，共用対象の施設毎に要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ，東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することによって，安全性が向上する場合であって，さらに東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は，共用できる設計とする。</p> <p>安全施設及び常設重大事故等対処設備のうち，共用する機器については，「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</p>	<p><del>発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</del></p> <p><del>安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備のうち，共用する機器については，「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</del></p> <p><del>(3) 重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等</del></p> <p><del>・系統的な影響について重大事故等対処設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により，他の設備に悪影響を及ぼ</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（68／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>2.3 環境条件等</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備は，想定される環境条件において，その機能を発揮できる設計とする。</p> <p>安全施設の設計条件を設定するに当たっては，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線量等各種の環境条件を考慮し，十分安全側の条件を与えることにより，これらの条件下において</p>	<p><del>さない設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・可搬型放水砲については，建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</del></li> <li><del>・竜巻（風（台風））により飛来物となる影響を考慮する重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする，又は風荷重を考慮し，屋外に保管し使用する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</del></li> </ul> <p>3.3 環境条件等</p> <p><u>3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設</u></p> <p>安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，放射線，荷重，自然現象，人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し，十分安全側の</p>	<p>分割申請計画を踏まえ，DB と SA で個別に項を設ける</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(69/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>も期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p><u>安全施設の環境条件には，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力，温度，湿度，放射線のみならず，荷重，屋外の天候による影響（凍結及び降水），海水を通水する系統への影響，電磁的障害，周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮する。</u></p> <p>重大事故等対処設備は，重大事故等時の温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。重大事故等発生時の環境条件については，温度（環境温度及び使用温度），放射線，荷重のみならず，その他の使用条件とし</p>	<p>条件を与えることにより，これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p><u>上記に含まれない安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を発揮することができる設計とする。</u></p> <p><del>重大事故等対処設備は，内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計</del></p>	<p>備考</p> <p>屋外の天候等による影響については、「第八条：外部からの衝撃による損傷の防止」に係る資料で説明を展開する。</p> <p>事業許可変更申請書にて説明済みの事項のため，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（70／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>て，環境圧力，湿度による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水），重大事故等時に海水を通水する系統への影響，電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響を考慮する。</p> <p>荷重としては，重大事故等時の機械的荷重に加えて，環境圧力，温度及び自然現象（地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，積雪，火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備について，これらの環境条件の考慮事項毎に，環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水），荷重，海水を通水する系統への影響，電磁的障害，周辺機器等からの悪影響，冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響並びに設置場所における放射線の影響に分け，以下(1)から(6)に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。</p>	<p><del>とする。</del></p> <p><del>重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力及び環境湿度による影響，自然現象による影響，人為事象の影響，汽水を供給する系統への影響，周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。</del></p> <p><del>荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し，系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</del></p> <p><del>自然現象については，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。このうち地震，津波，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響については，自然現象により発生する荷重を考慮する。また，自然現象により発生する荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（71／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>人為事象については，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。</del></p> <p><del>周辺機器等からの影響としては，地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</del></p> <p><del>重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象については，外的事象として，地震，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの日詰まり等），森林火災，草原火災及び積雪を考慮する。また，内的事象として，配管の全周破断を考慮する。</del></p> <p><del>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して，常設重大事故等対処設備は，</del></p>	



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（72／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(1) 環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，<u>屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全施設は，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境条件を考慮した設計とする。</li> <li>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は，重大事故等時の原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室から可能な設計とする。また，地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とする。</li> <li>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処</li> </ul>	<p><del>系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度，圧力及び湿度に対して，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p>(1) 圧力，温度及び湿度による影響，放射線による影響</p> <p>安全上重要な施設は，設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される圧力，温度，湿度，線量等各種の環境条件において，冷却，水素掃気，火災及び爆発の防止，臨界防止等の安全機能を発揮することができる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは環境条件による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を発揮することができる設計とする。</p> <p><del>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるように，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びT B P等</del></p>	<p>備考</p> <p>圧力，温度，湿度及び放射線以外の環境条件に関する説明は「(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響」にて記載する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（73／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>設備は，重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室，異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また，横滑りも含めて地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とするとともに，可搬型重大事故等対処設備については，必要により当該設備の落下防止，転倒防止及び固縛の措置をとる。このうち，インターフェイスシステムLOCA時，使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備については，これらの環境条件を考慮した設計とするか，これらの環境影響を受けない区画等に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋付属棟内（中央制御室含む。），緊急時対策所建屋内，常設代替高圧電源装置置場（地下階）内，格納容器圧力逃がし装置格納槽内，常設低圧代替注水系ポンプ室内，緊急用海水ポンプピット内及び立坑内の重大事故等対処設備は，重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室，異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また，横滑りを含めて地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設</li> </ul>	<p><del>の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して，常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度，圧力及び湿度に対して，機能を損なわない設計とする。</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（74／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>計とするとともに，可搬型重大事故等対処設備については，必要により当該設備の落下防止，転倒防止及び固縛の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外及び常設代替高圧電源装置置場（地上階）の重大事故等対処設備は，重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は，中央制御室，離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また，横滑りを含めて地震による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とするとともに，可搬型重大事故等対処設備については，地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。さらに，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して，浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突して損傷することを防止するとともに，積雪及び火山の影響を考慮して，必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</li> <li>・屋外の重大事故等対処設備は，重大事故等時において，万が一使用中に機能を喪失した場合であっても，可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるよう，位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(75/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>・原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は，設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力，温度等に対し，格納容器スプレイ水による影響を考慮しても，その機能を発揮できる設計とする。</p> <p>・安全施設及び重大事故等対処設備において，主たる流路の機能を維持できるよう，主たる流路に影響を与える範囲について，主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。</p> <p>a. 環境圧力</p> <p><u>原子炉格納容器外の安全施設及び重大事故等対処設備については，事故時に想定される環境圧力が，原子炉建屋原子炉棟内は事故時に作動するブローアウトパネル開放設定値を考慮して大気圧相当，原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内並びに屋外は大気圧であり，大気圧にて機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備については，使用時に想定される環境圧力が加わっても，機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>原子炉格納施設内の安全施設に対しては，発電用原子炉設置変更許可申請書「<u>発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の</u></u></p>	<p>a. 圧力</p> <p><u>安全機能を有する施設は，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</u></p> <p><del>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における圧力を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びTBP等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する圧力の影響により必要な機能を損なわない設</del></p>	<p>施設の構成が異なるため，記載の展開は必要なく，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（76／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</u>（以下「許可申請書十号」という。）ロ.において評価した設計基準事故の中で，原子炉格納容器内の圧力が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を包絡する圧力として，0.31 MPa [gage]を設定する。原子炉格納施設内の重大事故等対処設備に対しては，「許可申請書十号」ハ.において評価した重大事故等の中で，原子炉格納容器内の圧力が最も高くなる「大破断 L O C A + 高压炉心冷却失敗 + 低压炉心冷却失敗（+全交流動力電源喪失）」を包絡する圧力として，原則として，0.62 MPa [gage]を設定する。</p> <p><u>ただし，重大事故等発生初期に機能が求められるものは，機能が求められるときの環境圧力を考慮して，環境圧力を設定する。</u></p> <p><u>設定した環境圧力に対して機器が機能を損なわないように，耐圧部にあっては，機器が使用される環境圧力下において，部材に発生する応力に耐えられることとする。耐圧部以外の部分にあっては，絶縁や回転等の機能が阻害される圧力に到達しないことを確認する。</u></p> <p><u>原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については，環境圧力において</u></p>	<p><del>計とする。</del></p> <p><del>同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して，常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による圧力に対して，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>圧力に対する重大事故等対処設備の耐環境性については，「V—強度に関する説明書」に示す。</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（77／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>吹出が確保できる設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリに属する逃がし安全弁は，サプレッション・チェンバからの背圧の影響を受けないようベローズと補助背圧平衡ピストンを備えたバネ式の平衡形安全弁とし，吹出量に係る設計については，添付書類「V-4-1 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書」に示す。</u></p> <p><u>確認の方法としては，環境圧力と機器の最高使用圧力との比較の他，環境圧力を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</u></p> <p>b. 環境温度及び湿度による影響 安全施設及び重大事故等対処設備は，それぞれ事故時に想定される環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。</p>	<p>b. 温度及び湿度による影響 安全機能を有する施設は，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における温度及び湿度を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p><del>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度及び湿度を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</del></p> <p>常設重大事故等対処設備は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びT</p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（78／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>環境温度及び湿度については，設備の設置場所の適切な区分（原子炉格納容器内，建屋内，屋外）毎に想定事故時に到達する最高値とし，区分毎の環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を機器仕様として設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器内の安全施設に対しては，「許可申請書十号」ロ.において評価した設計基準事故の中で，原子炉格納容器</u></p>	<p><del>B-P等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器について，瞬間的に上昇する温度の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して，常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び湿度に対して，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>環境温度及び湿度に対する重大事故等対処設備の耐環境性については，「別添4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の温度」及び「別添5 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の湿度」にて各区域の温度及び湿度を示す。</del></p> <p><u>温度に対する安全機能を有する施設の耐環境性に関して，「別添4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の温度」にて各区域の温度を示す。</u></p> <p><u>また，安全機能を有する施設は，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における湿度を100%と設定し，その機能が有効に発揮できるように，湿度に対してその設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を</u></p>	<p>湿度の設定条件に係る記載の見直しにより，削除。</p> <p>温度及び湿度の設定に関する説明の方法が異なるものであり，記載の展開は必要なく，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（79／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>内の温度が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を包絡する温度及び湿度として，温度は171℃，湿度は100％（蒸気）を設定する。原子炉格納容器内の重大事故等対処設備に対しては，「許可申請書十号」ハ.において評価した重大事故等の中で，原子炉格納容器内の温度が最も高くなる「大破断LOCA＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗（＋全交流動力電源喪失）」を包絡する温度及び湿度として，原則として，温度は200℃（最高235℃），湿度は100％（蒸気）を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の安全施設に対しては，原子炉建屋原子炉棟内の温度が最も高くなる「主蒸気管破断」を考慮し，事故等時の設備の使用状態に応じて，原則として，温度は65.6℃（事象初期：100℃），湿度は90％（事象初期：100％（蒸気））を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の重大事故等対処設備に対しては，原則として，温度は65.6℃，湿度は100％を設定する。その他，「許可申請書十号」ハ.において評価した重大事故等の中で，エリアの温度が上昇する事象を選定する。</u></p> <p><u>「格納容器バイパス（インターフェイス</u></p>	<p><u>有する設計とする。</u></p>	



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（80／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>システムLOCA）」時に使用する重大事故等対処設備に対しては，耐火壁により東側区分と西側区分に分離されており，機能が期待される区分は高温水及び蒸気による影響が小さく，温度は65.6℃，湿度は100％に包絡される。</u></p> <p><u>「使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故」時に使用する重大事故等対処設備に対しては，使用済燃料プール水の沸騰の可能性を考慮して，温度は100℃，湿度は100％（蒸気）を設定する。</u></p> <p><u>「主蒸気管破断事故起因の重大事故等」時に使用する原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備に対しては，主蒸気管から原子炉棟への蒸気の流出を考慮し，原則として，温度は65.6℃（事象初期：100℃），湿度100％（事象初期：100％（蒸気））を設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）の安全施設及び重大事故等対処設備に対しては，原則として，温度は40℃，湿度は90％を設定する。</u></p> <p><u>屋外の安全施設及び重大事故等対処設備に対しては，夏季を考慮して温度は40℃，湿度は100％を設定する。</u></p> <p><u>環境温度及び湿度以上の最高使用温度等</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（81／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>を設定できない機器については，その設備の機能が求められる事故に応じて，サポート系による設備の冷却や，熱源からの距離等を考慮して環境温度及び湿度を設定する。</u></p> <p><u>なお，環境温度を考慮し，耐環境性向上を図る設計を行っている機器については，「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示す。</u></p> <p><u>設定した環境温度に対して機器が機能を損なわないように，耐圧部にあつては，機器が使用される環境温度下において，部材に発生する応力に耐えられることとする。</u></p> <p><u>耐圧部以外の部分にあつては，絶縁や回転等の機能が阻害される温度に到達しないこととする。</u></p> <p><u>環境温度に対する確認の方法としては，環境温度と機器の最高使用温度との比較，規格等に基づく温度評価の他，環境温度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</u></p> <p><u>また，設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように，耐圧部にあつては，当該構造部が気密性・水密性を有し，一定の肉厚を有する金属製の構造とすること</u> <u>で，湿度の環境下であっても耐圧機能が維持される設計とする。</u>耐圧部以外の部分にあつては，機器の外装を気密性の高い構造</p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（82／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>とし，機器内部を周囲の空気から分離することや，機器の内部にヒーターを設置し，内部で空気を加温して相対湿度を低下させること等により，絶縁や導通等の機能が阻害される湿度に到達しないこととする。</u></p> <p><u>湿度に対する確認の方法としては，環境湿度と機器仕様の比較の他，環境湿度を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によるものとする。</u></p> <p>c. 放射線による影響</p> <p>安全施設及び重大事故等対処設備は，それぞれ事故時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。放射線については，設備の設置場所の適切な区分（原子炉格納容器内，建屋内，屋外）毎に想定事故時に到達する最大線量とし，区分毎の放射線量に対して，遮蔽等の効果を考慮して，機能を損なわない材料，構造，原理等を用いる設計とする。</p> <p>安全施設に対しては，「許可申請書十号」ロ. において評価した設計基準事故の中で，原子炉格納容器内の線量が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を選定し，その最大放射線量を包絡する線量として，原子炉格納容器内は260 kGy/6ヶ月を設定する。原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の安</p>	<p>c. 放射線による影響</p> <p>安全機能を有する施設は，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における放射線を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p><u>放射線に対する安全機能を有する施設の耐環境性については，「別添3 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の線量率」にて各区域の放射線を示す。</u></p> <p><del>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮</del></p>	<p>備考</p> <p>安全機能を有する施設に係る線量率の設定方法に係る記載を追記。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（83／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>全施設に対しては，原則として，1.7 kGy/6ヶ月を設定する。</p> <p>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）の安全施設に対しては，屋外と同程度の放射線量として1 mGy/h以下を設定する。</p> <p>ただし，放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては，遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮して放射線量を設定する。</p> <p>屋外の安全施設に対しては，1 mGy/h以下を設定する。</p> <p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備に対しては，「許可申請書十号」ハ.において評価した重大事故等の中で，原子炉格納容器内の線量が最も高くなる事象として，「大破断LOCA＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗（＋全交流動力電源喪失）」での最大放射線量を包絡する線量として，原則として，640 kGy/7日間を設定する。</p> <p>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）の重大事故等対処設備に対しては，原則として，1.7 kGy/7日間を設定する。</p> <p>「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」時に使用する重大事故等対処設備に対しては，最大放射線量は1.7 kGy/7日間に包絡される。</p>	<p><del>し，その機能が有効に発揮できるように，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。――</del></p> <p><del>放射線に対する重大事故等対処設備の耐環境性については，「別添3 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の線量率」にて各区域の放射線を示す。――</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（84／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>「使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故」時に使用する重大事故等対処設備に対しては，使用済燃料プール水位が低下することで生じる燃料からの直接線とその散乱線が想定されるが，当該影響は小さいため，最大放射線量は1.7 kGy/7日間に包絡される。</p> <p>原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）の重大事故等対処設備に対しては，原則として，屋外と同程度の放射線量として3 Gy/7日間を設定する。</p> <p>ただし，放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては，遮蔽等の効果や放射線源からの距離等を考慮して放射線量を設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備に対しては，原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線，原子炉格納容器から漏えいした放射性物質によるクラウドシャイン線及びグラウンドシャイン線を考慮し，「許可申請書十号」ハ．において評価した重大事故等の中で，「大破断LOCA＋高圧炉心冷却失敗＋低圧炉心冷却失敗（＋全交流動力電源喪失）」での最大放射線量を包絡する線量として，3 Gy/7日間を設定する。</p> <p>表2-1-1～表2-1-6にこれらの放射線量評価に用いた評価条件等を示す。</p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（85／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように，耐圧部にあつては，耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含めた耐圧部を構成する部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しないこと，耐圧部以外の部分にあつては，電気絶縁や電気信号の伝送・表示等の機能が阻害される放射線量に到達しないこととする。</p> <p>確認の方法としては，環境放射線を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等により得られた機器等の機能が維持される積算線量を機器の放射線に対する耐性値とし，環境放射線条件と比較することとする。耐性値に有意な照射速度依存性がある場合には，実証試験の際の照射速度に応じて，機器の耐性値を補正することとする。</p> <p>環境放射線条件との比較のため，機器の耐性値を機器が照射下にあると評価される期間で除算して線量率に換算することとする。なお，原子炉施設の通常運転中に有意な放射線環境に置かれる機器にあつては，通常運転時などの事故等以前の状態において受ける放射線量分を事故等時の線量率に割増すること等により，事故等以前の放射線の影響を評価することとする。</p> <p>放射線の影響の考慮として，原子炉压力容器は中性子照射の影響を受けるため，設計基</p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（86／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>準事故時等及び重大事故等時に想定される環境において脆性破壊を防止することにより，その機能を発揮できる設計とする。原子炉圧力容器は最低使用温度を21℃に設定し，関連温度（初期）を-12℃以下に管理することで脆性破壊が生じない設計とする。原子炉圧力容器の破壊靱性に対する評価については，添付書類「V-1-2-2 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書」に示す。</p> <p>放射線に対して中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽は，想定事故時においても，遮蔽装置としての機能を損なわない設計とする。中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計及び評価については，添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</p> <p>d. 屋外の天候による影響（凍結及び降水） 屋外の安全施設及び常設重大事故等対処設備については，屋外の天候による影響（凍結及び降水）により機能を損なわないよう防水対策及び凍結防止対策を行う設計とする。</p> <p>e. 荷重 安全施設及び常設重大事故等対処設備については，自然現象（地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響）による荷重の評価を行い，それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（87／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>可搬型重大事故等対処設備については，自然現象（地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響）によって機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は，地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用する場合には，その機能を有効に発揮するために，横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計にするとともに，地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備については，風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については，地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合には，風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し，風荷重を考慮すること，又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により機能が損なわない設計とする。悪影響防止のための固縛については，位置的分散とあいまって，浮き上がり荷重及び横滑り荷重による荷重が作用する場合には設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し，損傷さ</p>		



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（88／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>せることのない設計とする。また，積雪及び火山の影響を考慮して，必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</p> <p>組み合わせる荷重の考え方については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に示す。</p> <p>安全施設及び常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については，添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。また，地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計を含めた自然現象，外部人為事象，溢水及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備の機能保持に係る設計については，別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。また，屋外の重大事故等対処設備の地震以外の荷重及び地震以外の荷</p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（89／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>重の組合せに対する設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</p>	<p>(2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響</p> <p>a. 自然現象による影響</p> <p>安全機能を有する施設は，凍結，高温，降水，火山の影響（フィルタの目詰まり等），生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>また，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）については，b. に記載する。</p> <p>凍結，降水に対して屋外の安全機能を有する施設は，凍結防止対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</p> <p><del>凍結，高温，降水，火山の影響（フィルタの目詰まり等），生物学的事象及び森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，建屋等に設置し，外部からの衝撃による損傷を防止</del></p>	<p>圧力，温度，湿度及び放射線以外の環境条件に関する説明を記載。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理す</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（90／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>できる設計とする。地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）については、b. に記載する。</del></p> <p><del>凍結，高温，降水，火山の影響（フィルタの目詰まり等），生物学的事象及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，建屋等に保管し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</del></p> <p><del>凍結，高温及び降水に対して屋外の重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>火山の影響（フィルタの目詰まり等）に対して屋外の重大事故等対処設備は，フィルタ交換及び清掃することを保安規定に定める。</del></p> <p><del>生物学的事象に対して屋外の重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</del></p> <p><del>森林火災に対して屋外の重大事故等対処設備は，防火帯の内側に設置することにより，機能を損なわない設計とする。また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対</del></p>	<p>るため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 (91/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>塩害に対して屋外の重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，塩害に対して屋内の重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>落雷に対して重大事故等対処設備は，直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</del></p> <p><del>全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，直撃雷に対して，当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置，保管する。</del></p> <p><del>また，全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，間接雷に対して，当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計と</del></p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（92／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>する。</del></p> <p><del>ただし，内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。</del></p> <p><del>自然現象に対して内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，当該設備が凍結，高温，降水，火山の影響（フィルタの目詰まり等），生物学的事象，森林火災，落雷又は塩害により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。また，上記機能が確保できない場合に備え，関連する工程を停止することを保安規定に定める。</del></p> <p>凍結，高温，降水，落雷，火山の影響（フィルタの目詰まり等），生物学的事象，森林火災及び塩害に対する安全機能を有する施設</p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(93/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>及び重大事故等対処設備</del>の設計については、添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p>b. 自然現象により発生する荷重による影響 安全機能を有する施設 <del>及び重大事故等対処設備</del>については、自然現象（地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重））による荷重の評価を行い，それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</p> <p><del>地震に対して重大事故等対処設備は，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>津波については，津波による影響を受けない標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの位置に設置，保管することから，設計上の考慮は不要である。津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定める。</del></p> <p><del>風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響（降</del></p>	<p>重大事故等対処施設については、第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については、第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については、第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(94/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>下火砕物による積載荷重) に対して常設重大事故等対処設備は，建屋等に設置し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</del></p> <p><del>風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して可搬型重大事故等対処設備は，建屋等に保管し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</del></p> <p><del>屋外の重大事故等対処設備については，風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し，風荷重を考慮すること，又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>位置的分散については，風（台風）又は竜巻によって1 台が損傷したとしても必要数を満足し，機能が損なわれることはないよう，同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより，風（台風）又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</del></p> <p><del>運用として，竜巻が襲来して，個々の設備が損傷した場合は，工程の停止を含めた対応を速やかにとることとし，この運用について，保安規定に定める。</del></p> <p><del>また，屋外の重大事故等対処設備は，風（台</del></p>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（95／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>風）及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって，設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し，損傷させることのない設計とする。</del></p> <p><del>屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</del></p> <p><del>積雪及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>屋外の可搬型重大事故等対処設備は，積雪に対して除雪，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰することを保安規定に定める。</del></p> <p>安全機能を有する施設の地震荷重に対する設計については，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>地震以外の荷重に対する設計については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」</p>	



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】(96/169)

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p>に基づき実施する。</p> <p>組み合わせる荷重の考え方については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に示す。</p> <p>地震荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の設計については，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</p> <p>また，地震以外の荷重の組合せに対する安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の設計については，添付書類「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</p> <p><del>可搬型重大事故等対処設備の保管場所に対する自然現象の考慮については，「別添1-可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1 Gr. の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr. の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr. の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（97／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(2) <u>海水を通水する系統への影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>常時海水を通水する，海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水する機器については，耐腐食性向上として炭素鋼内面にライニング又は塗装を行う設計とする。ただし，安全施設及び重大事故等対処設備のうち，常時海水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。</u></li> <li>・<u>原則，淡水を通水するが，海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は，可能な限り淡水を優先し海水通水を短期間とすることで，海水の影響を考慮した設計とする。また，海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</u></li> </ul> <p>(3) <u>電磁的障害</u></p>	<p>(3) <u>人為事象による影響</u></p> <p><u>安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備については，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発の評価を行い，それぞれの影響に対して機能を有効に発揮できる設</u></p>	<p>再処理施設の安全機能を有する施設には，常時海水を通水する設備がないため，記載の際により，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr. の申請対象外と整理するため，記載の展開は必要ない。</p> <p>事業変更許可申請書に基づき，電磁的障害以外の事象に係る設計を記載したものであり，</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（98／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><u>計とする。</u></p> <p><del>航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して常設重大事故等対処設備は，建屋等に設置し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</del></p> <p><del>航空機落下に対して屋外の重大事故等対処設備は，航空機落下によって1台が損傷したとしても必要数を満足し，機能が損なわれることはないよう，同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより，航空機落下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</del></p> <p><del>有毒ガスについては，再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとして，六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮する。しかし，重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから，有毒ガスに対して屋外の常設重大事故等対処設備に対する設計上の考慮は不要である。</del></p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについて</p>	<p>記載の差異により，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（99／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>・安全施設と重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，事故等 時においても，電磁波によりその機能が損なわれないよう，ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する，又は鋼製管体や金属シールド付ケーブルを適用し電磁波の侵入を防止する等の措置を講じた設計とする。</p>	<p><del>は，屋外の重大事故等対処設備は，機能を損なわれない高さへの設置，被液防護を行うことにより，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>近隣工場の火災及び爆発については，石油備蓄基地火災，MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫の爆発を考慮する。しかし，石油備蓄基地火災の影響は小さいこと，MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫からの離隔距離が確保されていることから，近隣工場等の火災及び爆発に対して屋外の常設重大事故等対処設備に対する設計上の考慮は不要とする。</del></p> <p><del>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</del></p> <p>計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</p>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（100／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，発電用原子炉施</li> </ul>	<p><u>安全上重要な施設以外の計測制御設備については，その機能の喪失を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，代替設備による機能の確保ができない場合，当該機能を必要とする運転を停止すること，安全上支障の生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><del>(4) 汽水を供給する系統への影響</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンタリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。</del></li> <li><del>・重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</del></li> </ul> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p>安全機能を有する施設は，地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮し，他設備からの悪影響により</p>	<p>事業変更許可申請書に基づき，安全上重要な施設以外の計測制御設備に係る電磁的障害に関する設計について記載したものであり，記載の差異により，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（101／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p>・ <u>重大事故等対処設備は，事故対応のために設置・配備している自主対策設備や風（台風）及び竜巻等を考慮して当該設備に対し必要により講じた落下防止，転倒防止，固縛などの措置を含む周辺機器等からの悪影響により，重大事故等に対処するために必要な機能を失うおそれがない設計とする。</u></p> <p>・ <u>重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては，自然現象，外部人為事象，火災及び溢水による波及的影響を考慮する。屋外の重大事故等対処設備は，地震以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により，重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないように，常設重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置し，可搬型重大事故等対処設備は，</u></p>	<p>再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><del>地震に対して重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う。</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，記載の展開は必要ない。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（102／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに，その機能に応じて，全てを一つの保管場所に保管することなく，一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。また，重大事故等対処設備及び資機材等は，竜巻による風荷重が作用する場合においても，設計基準事故及び重大事故等に対処するための必要な機能に悪影響を及ぼさないように，浮き上がり又は横滑りにより飛散しない設計とする</u></p> <p><u>か，設計基準事故対処設備等及び当該保管エリア以外の重大事故等対処設備に衝突し，損傷させない位置に保管する設計とする。位置的分散については，「2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」に示す。</u></p> <p><u>・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように，常設重大事故等対処設備は，地震については技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とし，津波（敷地に遡上する津波を含む。）については漂流物対策等を実施する設計とする。可搬型重大事故等対処設備は，地震の波及的影響により，重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないように，設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（103／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>位置的分散を図り，その機能に応じて，全てを一つの保管場所に保管することなく，複数の保管場所に分散配置する。位置的分散については，「2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」に示す。また，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，油内包機器による地震随伴火災の有無や，水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮して保管するとともに，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，地震により生じる敷地下斜面のすべり，液状化及び揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の崩壊等を受けない位置に保管する。</u></p> <p>・<u>重大事故等対処設備は，地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし，また，地震による火災源又は溢水源とならない設計とする。常設重大事故等対処設備については技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備については，横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また，可搬型重大事故等対処設備は，設置場所でアウトリガの設置，車輪止め等による固定又は固縛が可</u></p>		



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（104／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>能な設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように，常設重大事故等対処設備は，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備は，火災防護対策を火災防護計画に策定する。</u></li> <li>・<u>重大事故等対処設備は，地震起因以外の火災により他の設備に悪影響を及ぼさないよう，火災発生防止，感知，消火による火災防護を行う。常設重大事故等対処設備は，技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可搬型重大事故等対処設備は，火災防護対策を火災防護計画に策定する。</u></li> <li>・<u>溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように，重大事故等対処設備は，想定される溢水により機能を損なわないように，重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</u></li> <li>・<u>重大事故等対処設備は，地震起因以外の溢水により他の設備に悪影響を及ぼさないよう，想定する重大事故等対処設備の破損等により，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（105／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた地震，火災，溢水以外の自然現象及び人為事象に対する安全施設及び重大事故等対処設備の設計については，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。</u></p> <p>波及的影響及び悪影響防止を含めた安全施設及び常設重大事故等対処設備の耐震設計については，添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」に基づき実施する。</p> <p><u>波及的影響及び悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備の保管場所における考慮については，別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</u></p>	<p>地震による波及的影響を考慮した安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備の耐震設計については，添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づき実施する。</p> <p><del>想定する溢水量に対して重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護を行うことにより，機能を損なわない設計とする。</del></p>	<p>地震，火災等に係る設計に関する添付資料については，後掲する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr.の申請対象外と整理するため，記載の展開は必要ない</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr.の申請対象外と整理す</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（106／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>波及的影響及び悪影響防止を含めた発電用原子炉施設で火災が発生する場合を考慮した安全施設及び常設重大事故等対処設備の火災防護設計については，添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。波及的影響及び悪影響防止を含めた可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については，添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する。</p> <p>波及的影響及び悪影響防止を含めた発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響評価を踏まえた安全施設及び重大事故等対処設備の溢水防護設計については，添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</p>	<p><del>溢水による波及的影響を考慮した安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備の溢水防護設計については，添付書類「VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-6-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。</del></p> <p><del>化学薬品の漏えいについては，屋外の重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，機能を損なわ</del></p>	<p>るため，削除する。</p> <p>火災に関する設計の説明については後掲する。</p> <p>溢水による波及的影響については，第2 Gr.以降で説明するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr.</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（107／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>ない設計とする。化学薬品漏えいに対して屋内の重大事故等対処設備は，想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう，化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管，被液防護を行うことにより，機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>化学薬品漏えいによる波及的影響を考慮した安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備の化学薬品漏えい防護設計については，添付書類「VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-7-1 化学薬品の漏えいに損傷の防止の基本方針」に基づき実施する。</del></p> <p><del>火災に対して重大事故等対処設備は，添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。</del></p> <p><del>火災による波及的影響を考慮した安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処設備の火災防護設計については，添付書類「III 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。</del></p>	<p>の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>化学薬品漏えいによる波及的影響については，第2 Gr. 以降で説明するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1 Gr. の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>火災による波及的影響については，第2 Gr. 以降で説明するため，削除する。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（108／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<p><del>また，可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については，添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき策定する。</del></p> <p><del>内部発生飛散物に対して重大事故等対処設備は，当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置，保管することにより機能を損なわない設計とする。</del></p> <p><del>安全機能を有する施設の内部発生飛散物による影響及び重大事故等対処設備の内部発生飛散物による影響の考慮については，添付書類「VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。</del></p> <p><del>ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，化学薬品漏えい及び火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることで，重大事故等に対処するための機能を損なわない設</del></p>	<p>重大事故等対処施設については、第1 Gr. の申請対象外と整理するため、削除する。</p> <p>内部発生飛散物は第2 Gr. 以降で説明するため、削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については、第1 Gr. の申請対象外と整理するため、削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（109／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>(5) 冷却材の性状（冷却材中の破損物等の異物を含む。）の影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>安全施設は，日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」（J S M E S O 1 2－1998）による規定に基づく評価を行い，配管内円柱状構造物が流体振動により破損物として冷却材に流入しない設計とする。</u></li> <li>・<u>安全施設は，水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防止する設計とする。</u></li> <li>・<u>安全施設及び重大事故等対処設備は，系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては，ストレーナ等を設置することにより，その機能を有効に発揮できる設計とする。</u></li> <li>・<u>安全施設及び重大事故等対処設備は，原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響により想定される最も小さい有効吸込</u></li> </ul>	<p><del>計とする。</del></p> <p><del>また、重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。</del></p>	<p>重大事故等対処施設については、第1Gr.の申請対象外と整理するため、削除する。</p> <p>発電炉固有の設計であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（110／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>水頭において，の機能を有効に発揮できる設計とする。</u></p> <p><u>配管内円柱状構造物の流力振動評価については，添付書類「V-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書」に示す。</u></p> <p><u>想定される最も小さい有効吸込水頭において，ポンプが正常に機能することについては，添付書類「V-1-4-3 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書」及び添付書類「V-1-8-4 圧力低減設備その他安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書」に示す。</u></p>	<p><del>(6) 設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響</del></p> <p><del>外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は，添付書類「IV-耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。</del></p> <p><del>常設重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（フィルタの目詰まり）に対してフィルタ交換，清掃及び除灰することを保安規定に定める。</del></p> <p><del>また，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等），森</del></p>	<p>重大事故等対処施設については、第1Gr.の申請対象外と整理するため、削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（111／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(6) 設置場所における放射線の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は，事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の</li> </ul>	<p><del>林火災，草原火災，積雪に対して設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう，可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの日詰まり等）に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰，森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火，積雪に対しては除雪することを保安規定に定める。</del></p> <p>また，可搬型重大事故等対処設備は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち，配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 設置場所における放射線の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全機能を有する施設及び<b>重大事故等対処設</b>の設置場所は，事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能な設</li> </ul>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（112/169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>・可搬型重大事故等対処設備の設置場所は，重大事故等時においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより，当該設備の設置，及び常設重大事故等対処設備との接続が可能な設計とする。</p> <p><u>設備の操作場所は，「(1)c. 放射線による影響」にて設定した事故時の線源，線源からの距離，遮蔽効果，操作場所での操作時間（移動時間を含む。）を考慮し，選定する。</u></p>	<p>計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。</p> <p><del>・可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>設備の操作場所における放射線の影響に係る説明については，「別添3 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の線量率」にて展開する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（113／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>遮蔽のうち一時的に設置する遮蔽を除く生体遮蔽装置の遮蔽設計及び評価については，添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。</u></p> <p><u>中央制御室における放射線の影響として，居住性を確保する設計については，添付書類「V-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書」に示す。緊急時対策所における放射線の影響として，居住性を確保する設計については，添付書類「V-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す。</u></p> <p>2.4 操作性及び試験・検査性 安全施設は，誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とし，重大事故等対処設備は，確実に操作できる設計とする。</p>	<p>3.4 操作性及び試験・検査性 安全機能を有する施設は，誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。<del>し，重大事故等対処設備は，確実に操作できる設計とする。</del></p>	<p>遮へいに関する設計については「添付書類Ⅱ放射線による被ばくの防止に関する説明書」に記載されるものであり，記載の展開は必要なく，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>中央制御室における線量については，「別添3 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される各区域の線量率」にて展開する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理す</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（114／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は，健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とし，構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。</p> <p>なお，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は，使用前検査，施設定期検査，定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え，保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は，原則として，系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については，テストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とす</u></p>	<p>安全機能を有する施設<b>及び重大事故等対処設備</b>は，健全性及び能力を確認するため，再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とし，構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。</p> <p>なお，機能・性能の確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設<b>及び重大事故等対処設備</b>は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等に加え，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p>	<p>るため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>発電炉固有の設計であり，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（115／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>る。</u></p> <p>また，悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは，他の系統と独立して機能・性能確認（特性確認を含む。）が可能な設計とする。</p> <p>以下に操作性及び試験・検査性に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>(1) 操作性 安全施設及び重大事故等対処設備は，操作性を考慮して以下の設計とする。</p> <p>・安全施設は，プラントの安全上重要な機能を損なうおそれがある機器・弁等に対して，色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置，中央監視操作の盤面配置，理解しやすい表示方法により発電用原子炉施設の状態が正確，かつ迅速に把握できる設計とするとともに施錠管理を行い，運転員の誤操作を防止する設計とする。また，保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。中央制御室制御盤は，盤面器具（指示計，記録計，操作器具，表示装置，警</p>	<p>また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>以下に操作性及び試験・検査性に対する設計上の考慮を説明する。</p> <p>(1) 操作性 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備は，操作性を考慮して以下の設計とする。</p> <p>・安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，弁等に対して，誤操作を防止するための措置を講ずることにより，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p> <p>・安全機能を有する施設の操作器具及び機器，弁等は，系統等による色分けや銘板取り付けによる識別表示を講ずることに加</p>	<p>事業変更許可申請書に基づいた誤操作防止に係る設計について示しているため，記載に差異が生じているが，新たな論点が生じるものではない。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（116／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>報表示）を系統毎にグループ化して中央制御室操作盤に集約し，操作器具の統一化（色，形状，大きさ等の視覚的要素での識別），操作器具の操作方法に統一性を持たせること等により，通常運転，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。</u></p>	<p><u>え、保守点検においても，点検状態を示す札掛けを行うとともに，必要に応じて施錠することにより，誤りを生じにくいよう留意した設計とする</u></p> <p><del>・安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤並びに監視制御盤は，操作性，視認性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した盤の配置，操作器具の配置，計器の配置及び警報表示器具の配置を行い，操作性及び視認性に留意するとともに，再処理施設の状態を正確，かつ，迅速に把握できる設計とする。</del></p> <p><del>・安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤は，多重化を行い分離配置するとともに，系統ごとにグループ化して集約した操作器具を盤面上に配置し，操作性及び視認性に留意した設計とする。</del></p> <p><del>・安全機能を有する施設のうち，中央制御室の監視制御盤は，施設ごとにエリアを分けて配置する設計とする。</del></p> <p><del>・安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は，監視操作を行う画面を系統ごとにグループ化して集約し，操作性及び視認性に留意した設計とする。</del></p>	<p>制御室に関する設計方針については，第2 Gr.以降で説明するため削除。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（117／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤の操作器具は，誤接触による誤動作を防止するため，誤操作防止カバーを設置し，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。また，安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全系監視制御盤の操作器具は，形状による区別を行うとともに，必要により鍵付スイッチを採用することにより，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</del></li> <li>・<del>安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤の画面上の操作スイッチは，タッチオペレーション式によるダブルアクション操作及び，通常時操作と機器単体保守時の操作を制限する施錠機能により，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</del></li> <li>・<del>安全機能を有する施設のうち，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は，警報の重要度ごとに色分けによる識別表示をすることにより，正確，かつ，迅速に状況を把握できるよう留意した設計とする。</del></li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（118/169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>・当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震，内部火災，内部溢水，外部電源喪失並びに燃焼ガスやばい煙，有毒ガス，降下火砕物及び凍結による操作雰囲気悪化）を想定しても，運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において操作に必要な照明の確保等により容易に操作することができる設計とするとともに，現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し，適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</p>	<p><del>当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震，内部火災，内部溢水，外部電源喪失並びに燃焼ガスやばい煙，有毒ガス，降下火砕物及び凍結による操作雰囲気悪化）を想定しても，運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において操作に必要な照明の確保等により容易に操作することができる設計とするとともに，現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し，適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</del></p> <p><del>なお，中央制御室で操作を行う安全機能を有する施設の操作性については，添付書類「VI-1-3-1 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書」に示す。</del></p>	<p>制御室に関する設計方針については，第2 Gr.以降で説明するため削除。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（119／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>・重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，重大事故等時においても，操作環境，操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき，「許可申請書十号」ハ. で考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて管理する。</p> <p>以下a. からf. に安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に係る考慮事項を説明する。</p> <p>なお，中央制御室で操作を行う安全施設の操作性については，添付書類「V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書」に示す。</p> <p>a. 操作環境</p> <p>・重大事故等対処設備は，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。</p>	<p><del>・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。</del></p> <p><del>以下a. からf. に重大事故等対処設備の操作性に係る考慮事項を説明する。</del></p> <p><del>a. 操作環境</del></p> <p><del>・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所にお</del></p>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p> <p>「再処理施設」欄における制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書の呼び込みについては，前頁参照。</p> <p>重大事故等対処施設に</p>



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（120／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>・防護具，可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。 操作環境における被ばく影響については，「2.3 環境条件等」に示す。</p> <p>b. 操作準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備は，現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。</li> <li>・工具は，作業場所の近傍又はアクセスルート近傍に保管できる設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備の運搬，設置が確実にできるような，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</li> </ul> <p>c. 操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場のスイッチは，運転員等の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。</li> <li>・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は，感電防止のため充電露出部への近</li> </ul>	<p><del>いて操作が可能な設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具及び可搬型照明等は，重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</del></li> </ul> <p><del>b. 操作準備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。</del></li> <li><del>工具は，作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。</del></li> <li>・<del>可搬型重大事故等対処設備は，運搬・設置が確実にできるような，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>e. 操作内容</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>現場の操作スイッチは，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</del></li> </ul>	<p>については、第1Gr.の申請対象外と整理するため、削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（121／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>接防止を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生時に現場で操作を行う弁は，手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。</li> <li>重大事故等発生時の現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又は簡便な接続規格等，接続規格を統一することにより，確実に接続が可能な設計とする。</li> <li>重大事故等に対処するため迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。中央制御室の制御盤のスイッチは，運転員等の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。</li> <li>重大事故等時において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については，その作動状態の確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>d. 切替性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備のうち，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。</li> <li>重大事故等対処設備のうち，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>現場において人力で操作を行う弁は，手動操作が可能な設計とする。</del></li> <li><del>現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</del></li> <li><del>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</del></li> <li><del>重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は，非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</del></li> <li><del>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>d. 切替性</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（122／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>ために使用する設備はない。</p> <p>e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続できるように，原則として，ケーブルはボルト，ネジ又は，より簡便な接続方式のコネクタ等を用い，配管は配管径や内部流体の圧力によって，大口徑配管又は高圧環境においてはフランジを用い，小口径配管かつ低圧環境においては，フランジ又は，より簡便な接続方式の迅速流体継手等を用いる設計とする。</li> <li>同一ポンプを接続する系統は，口径を統一することにより，複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</li> </ul> <p>f. アクセスルート</p> <p>アクセスルートは，重大事故等時において，可搬型重大事故等対処設備が移動・運搬できるため，又は他の設備の被害状況を把握するため，発電所内の道路及び通路が確保できるよう，以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内及び屋外において，アクセスルートは，自然現象，外部人為事象，溢水及び火災を想定しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮し</li> </ul>	<p><del>e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</del></li> <li><del>また，同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</del></li> </ul> <p><del>f. アクセスルート</del></p> <p><del>想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況の把握のため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含めて自然現象，人為事象，</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（123／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>て複数のアクセスルートを確認する。なお，屋外アクセスルートは，基準津波の影響を受けない防潮堤内に，基準地震動 <math>S_s</math> 及び敷地に遡上する津波の影響を受けないルートを少なくとも1 つ確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外及び屋内アクセスルートは，自然現象に対して，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を考慮し，外部人為事象に対して飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</li> <li>・アクセスルート及び火災防護に関する運用については，保安規定に定める。</li> <li>・屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり），その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物，積雪，火山の影響）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを1セット2 台使用する</li> </ul>	<p><del>溢水，化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数確保する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。</del></li> <li>・<del>アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダム崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</del></li> <li>・<del>上記のうち，洪水，ダム崩壊及び船舶</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（124／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>る。ホイールローダの保有数は，1 セット2 台，故障時及び保守点検による待機除外時の予備として3 台の合計5 台を分散して保管する設計とする。なお，東海発電所の排気筒の短尺化及びサービス建屋減築等によりアクセスルートへの影響を防止する設計とする。また，降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• アクセスルートは，敷地に遡上する津波による遡上高さに対して十分余裕を見た高さに高所のアクセスルートを確認する設計とする。また，高潮に対して，通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する設計とする。</li> <li>• 自然現象のうち凍結及び森林火災，外部人為事象のうち飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては，迂回路を考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷及び電磁的障害に対しては，道路路面が直接影響を受けることはないため，さらに生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへ</li> </ul>	<p><del>の衝突については，立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <del>屋外のアクセスルートは，添付書類「IV-耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路路面のすべり），その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下，爆発）を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確認するため，障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは，必要数として3台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台，合計7台を保有数とし，分散して保管する設計とする。</del></li> <li>• <del>尾駱沼取水場所A，尾駱沼取水場所B又は二又川取水場所Aの取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。</del></li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（125／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>の影響はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外のアクセスルートは，地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで，通行性を確保できる設計とする。また，不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策等を行う設計とする。</li> <li>屋外アクセスルートは，自然現象のうち凍結及び積雪に対して，道路については融雪剤を配備し，車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</li> <li>屋内アクセスルートは，津波（敷地に遡上する津波を含む。），その他の自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災及び高潮）及び外部人為事象（飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災，危険物を搭載した車両，有毒ガス及び船舶の衝突）に対しては，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</li> <li>屋内アクセスルートの設定に当たっては，油内包機器及び水素内包機器による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋外のアクセスルートは，添付書類「IV-耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。また，不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とし，ホイールローダにより復旧する。</del></li> <li><del>・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，道路については融雪剤を配備し，車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては，必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</del></li> <li><del>・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対して，消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。</del></li> <li><del>・アクセスルートの確保について，周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</del></li> <li><del>・屋外のアクセスルートの地震発生時にお</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（126／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>地震随伴火災の影響や，水又は蒸気内包溢水の影響を考慮するとともに，別ルートも考慮した複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>アクセスルートの確保について，周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</p>	<p><del>ける火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については，「火災防護計画」に定める。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋内のアクセスルートは，添付書類「IV-耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</del></li> <li><del>・屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する地震，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，火山の影響，森林火災，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</del></li> <li><del>・屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</del></li> <li><del>・屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（127／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>(2) 試験・検査性</p> <p>設計基準対象施設は，その健全性及び能力を確認するために，発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造であり，かつ，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。</p>	<p><del>り越える。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</del></li> <li><del>・自然現象及び人為事象に対して，アクセスルートを確認するための運用については，保安規定に定める。</del></li> <li><del>・屋外アクセスルート及び屋内アクセスルートに対する自然現象の考慮については，別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。</del></li> </ul> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p><del>安全上重要な機器等の健全性を確認するため，セル壁に貫通口を設ける設計とすることに加え，安全上重要な機器等の安全機能を維持するために，必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。</del></p>	<p>第1Gr. 申請対象設</p>



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（128／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>また，設計基準対象施設は，使用前検査，溶接安全管理検査，施設定期検査，定期安全管理検査並びに技術基準規則に定められた試験及び検査ができるように以下について考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子炉の運転中に待機状態にある設計基準対象施設は，試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，運転中に定期的に試験及び検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては，その健全性並びに多様性又は多重性を確認するため，各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</li> <li>・設計基準対象施設のうち構造，強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	<p><del>また，多量の放射性物質を内包する機器については，必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により，それらへの接近可能性も配慮した設計とする。</del></p> <p>安全機能を有する施設の試験及び検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等に加え，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある安全機能を有する施設は，試験又は検査によって再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては，各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについて，外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>備には，セル内設置機器はないため，削除する。</p> <p>第1Gr. 申請対象設備には，セル内設置機器はないため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（129／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>重大事故等対処設備は，設計基準対象施設と同様な設計に加えて，以下について考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備のうち代替電源設備は，電気系統の重要な部分として適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</li> </ul> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は，具体的に以下の機器区分毎に示す試験・検査が実施可能な設計とし，その設計に該当しない設備は個別の設計とする。</p> <p>a. ポンプ，ファン，圧縮機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに，これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計</li> </ul>	<p><del>重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設と同様な設計に加えて，以下について考慮した設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>重大事故等対処設備は，健全性及び能力を確認するため，再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守，試験又は検査を実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。</del></li> <li><del>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については，点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため，同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお，点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。</del></li> <li><del>安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備は，具体的に以下の機器区分毎に示す試験・検査が実施可能な設計とし，その設計に該当しない設備は個別の設計とする。</del></li> </ul> <p><del>a. ポンプ，ファン，圧縮機</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>分解が可能な設計とする。また，所定の機能・性能の確認が可能な設計とする。これらの確認にあたっては，他の系統</del></li> </ul>	<p>重大事故等対処施設については，第1Gr.の申請対象外と整理するため，削除する。</p>

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（130／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分解が可能な設計とする。ただし，可搬型設備は，分解又は取替が可能な設計とする。</li> <li>ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>b. 弁（手動弁，電動弁，空気作動弁，安全弁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに，これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>分解が可能な設計とする。</li> <li>人力による手動開閉機構を有する弁は，規定トルクによる開閉確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>c. 容器（タンク類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに，これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>内部確認が可能なよう，マンホール等を設ける，又は外観の確認が可能な設計とする。</li> <li>原子炉格納容器は，全体漏えい率試験が可能な設計とする。</li> </ul>	<p><del>へ悪影響を及ぼさない設計とする。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>可搬型設備については，分解又は取替が可能な設計とする。</del></li> <li><del>ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>b. 弁（手動弁，電動弁，空気作動弁，安全弁）</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>分解が可能な設計とする。また，所定の機能・性能の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。これらの確認にあたっては，他の系統へ悪影響を及ぼさない設計とする。</del></li> <li><del>可搬型設備については，分解又は取替が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>c. 容器類（タンク類，凝縮器）</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>漏えいの有無の確認が可能な設計とする。この確認にあたっては，他の系統へ悪影響を及ぼさない設計とする。</del></li> <li><del>ポンプ等の圧力容器については，規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</del></li> <li><del>軽油，重油貯蔵タンクは，油量を確認できる設計とする。</del></li> <li><del>タンクローリは，車両としての運転状態</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（131／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボンベは規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> <li>・ ほう酸水貯蔵タンクは，ほう酸濃度及びタンク水位を確認できる設計とする。</li> <li>・ よう素フィルタは，銀ゼオライトの性能試験が可能な設計とする。</li> <li>・ 軽油貯蔵タンク等は，油量を確認できる設計とする。</li> <li>・ タンクローリは，車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>d. 熱交換器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とするとともに，これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・ 分解が可能な設計とする。</li> </ul> <p>e. 空調ユニット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能・性能の確認が可能な設計とするとともに，これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・ フィルタを設置するものは，差圧確認が可能な設計とする。また，内部確認が可能なように，点検口を設けるとともに，性能の確認が可能なように，フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</li> </ul>	<p><del>の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</del></p> <p><del>d. 熱交換器</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ 開放により内部の確認が可能な設計とし，他の系統へ悪影響を及ぼさない設計とする。</del></li> </ul> <p><del>e. フィルタ類</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ 機能・性能の確認が可能な設計とする。</del></li> <li><del>・ 可搬型設備については，分解又は取替が可能な設計とする。</del></li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（132／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分解又は取替が可能な設計とする。</li> <li>f. 流路               <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに，これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・熱交換器を流路とするものは，熱交換器の設計方針に従う。</li> </ul> </li> <li>g. 内燃機関               <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能の確認が可能なように，発電機側の負荷を用いる試験系統等により，機能・性能確認ができる系統設計とする。</li> <li>・分解が可能な設計とする。ただし，可搬型設備は，分解又は取替が可能な設計とする。</li> </ul> </li> <li>h. 発電機               <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能の確認が可能なように，各種負荷（ポンプ負荷，系統負荷，模擬負荷）により機能・性能確認ができる系統設計とする。</li> <li>・分解が可能な設計とする。ただし，可搬型設備は，分解又は取替が可能な設計とする。</li> <li>・電源車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>f. 流路</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・外観の確認が可能な設計とする。流路(バルブ等含む)を構成するポンプ，弁等についても同様の設計とする。これらの確認にあたっては，他の系統へ悪影響を及ぼさない設計とする。</del></li> </ul> </li> <li><del>g. その他静的機器</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・外観の確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> </li> <li><del>h. 発電機(内燃機関含む)</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・分解が可能な設計とする。また，所定の負荷により機能・性能の確認が可能な設計とする。</del></li> <li><del>・可搬型設備については，分解又は取替が可能な設計とする。</del></li> </ul> </li> </ul>	

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（133／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>i. その他電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種負荷（系統負荷，模擬負荷），絶縁抵抗測定，弁の開閉又は試験装置により，機能・性能の確認ができる系統設計とする。</li> <li>・鉛蓄電池は，電圧測定が可能な系統設計とする。ただし，鉛蓄電池（ベント型）は電圧及び比重測定が可能な系統設計とする。</li> </ul> <p>j. 計測制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模擬入力により機能・性能の確認（特性確認又は設定値確認）及び校正が可能な設計とする。</li> <li>・論理回路を有する設備は，模擬入力による機能確認として，論理回路作動確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>k. 遮蔽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計とする。</li> <li>・外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul> <p>l. 通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	<p><del>i. その他電源設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・所定の負荷，絶縁抵抗測定により，機能・性能の確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>j. 計測制御設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・模擬入力等による機能・性能の確認及び校正が可能な設計とする。</del></li> <li><del>・論理回路を有する設備は，模擬入力による機能確認として，論理回路作動確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>k. 通信連絡設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p><del>l. 放射線関係設備</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・模擬入力等による機能・性能の確認及び校正が可能な設計とする。</del></li> </ul>	

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（134／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>3. 系統施設毎の設計上の考慮</p> <p><u>申請範囲における設計基準対象施設と重大事故等対処設備について，系統施設毎の機能と，機能としての健全性を確保するための設備の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散について説明する。あわせて，特に設計上考慮すべき事項について，系統施設毎に以下に示す。</u></p> <p><u>なお，流路を形成する配管及び弁並びに電路を形成するケーブル及び盤等への考慮については，その系統内の動的機器（ポンプ，発電機等）を含めた系統としての機能を維持する設計とする。</u></p>	<p><del>m. 遮蔽</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計とする。</del></li> <li><del>・外観の確認が可能な設計とする。</del></li> </ul> <p>4. 系統施設毎の設計上の考慮</p> <p><u>第1回申請範囲における安全上重要な施設の系統施設毎の機能について説明する。</u></p>	<p>位置的分散等については，第2 Gr. 以降で説明するため，記載の展開は必要ない。</p>

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（135／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>3.1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等において，使用済燃料プールを冷却する機能</u></p> <p><u>b. 通常運転時等において，使用済燃料プールに注水する機能</u></p> <p><u>c. 重大事故等時において，使用済燃料プールの冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水</u></li> <li><u>・常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水</u></li> <li><u>・常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ</u></li> <li><u>・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ</u></li> <li><u>・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズ</u></li> </ul>	<p><u>4.7 その他再処理設備の付属施設</u></p> <p><u>4.7.4 冷却水設備</u></p> <p><u>4.7.4.1 安全機能を有する施設</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p>冷却水設備は，主に以下の機能を有する。</p> <p>a. 再処理施設内の各施設で発生する熱の除去機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各建屋換気空調等で発生する熱の除去</li> <li>・凝縮器等の熱の除去</li> <li>・運転予備用ディーゼル発電機の熱の除去</li> <li>・非常用ディーゼル発電機の熱の除去</li> <li>・崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある機器の崩壊熱の除去</li> <li>・安全圧縮空気系の空気圧縮機の冷却</li> </ul> <p><u>4.7.9 竜巻防護対策設備</u></p> <p><u>4.7.9.1 安全機能を有する施設</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p>竜巻防護対策設備は主に以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計飛来物の衝突に対する竜巻防護対象施設の防護機能</li> </ul>	<p>発電炉と再処理施設の設備構成の違いにより記載が異なっているが，新たな論点が生じるものではない。</p>



## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（136／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>ル）を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大気への放射性物質の拡散抑制</u></li> <li>・ <u>代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却（原子炉冷却系統施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>使用済燃料プールの監視（放射線管理施設と兼用）</u></li> </ul> <p>d. <u>工場等外への放射線物質の拡散を抑制する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大気への放射性物質の拡散抑制（原子炉格納施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>海洋への放射性物質の拡散抑制（原子炉格納施設と兼用）</u></li> </ul> <p>e. <u>重大事故等の収束に必要となる水を供給する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重大事故等収束のための水源（原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>水の供給（原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></li> </ul> <p>f. <u>重大事故等時における計測制御機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用済燃料プールの監視（放射線管理施設と兼用）</u></li> </ul> <p>g. <u>重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（原子炉冷却系統施設，計測制御系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></p> <p>h. <u>アクセスルート確保（原子炉冷却系統</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（137／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>施設に同じ）</u>  <u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>  <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-1-1 に示す。</u>  <u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u>  <u>(3) 環境条件等</u>  <u>a. 使用済燃料プール監視カメラ</u>  <u>使用済燃料プール周辺において，使用済燃料に係る重大事故等の対処に使用するため，その環境影響を考慮して，耐環境性向上を図る設計とする。</u>  <u>使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置より，使用済燃料プール監視カメラへ空気を供給し冷却することで，使用済燃料プールに係る重大事故等時における高温の環境下においても，使用済燃料プール監視カメラが機能維持できる設計とする。</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（138／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>3.2 原子炉冷却系統施設</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>原子炉冷却系統施設は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等において，適切に炉心を冷却する機能（原子炉圧力容器及び一次冷却材設備）</u></p> <p><u>b. 設計基準事故時等において，炉心を冷却する機能（非常用炉心冷却系）</u></p> <p><u>c. 設計基準事故時等において，原子炉圧力容器に注水し，水位を維持する機能（原子炉隔離時冷却系）</u></p> <p><u>d. 通常運転時等において，炉心崩壊熱及び残留熱の除去，炉心を冷却する機能（残留熱除去系）</u></p> <p><u>e. 通常運転時等において，残留熱除去設備，非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を冷却除去する機能（残留熱除去系海水系）</u></p> <p><u>f. 重大事故等時において，原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 高圧代替注水系による原子炉注水</u></li> <li><u>・ 原子炉隔離時冷却系による原子炉注水</u></li> <li><u>・ 高圧炉心スプレイ系による原子炉注水</u></li> <li><u>・ ほう酸水注入系による原子炉注水（ほう酸水注入）</u></li> </ul>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（139／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力上昇抑制</u></li> <li>g. <u>重大事故等時において，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する機能</u></li> <li>・<u>逃がし安全弁</u></li> <li>・<u>インターフェイスシステムLOCA隔離弁</u></li> <li>h. <u>重大事故等時において，原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する機能</u></li> <li>・<u>低圧代替注水系（常設）による原子炉注水</u></li> <li>・<u>低圧代替注水系（常設）による残存溶融炉心の冷却</u></li> <li>・<u>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水</u></li> <li>・<u>低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却</u></li> <li>・<u>代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却</u></li> <li>・<u>残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉注水</u></li> <li>・<u>低圧炉心スプレイ系による原子炉注水</u></li> <li>・<u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱</u></li> <li>・<u>緊急用海水系</u></li> <li>・<u>残留熱除去系海水系</u></li> <li>i. <u>通常運転時等において，最終ヒートシ</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（140／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>ンクへ熱を輸送する機能（残留熱除去系海水系）</u></p> <p>j. <u>重大事故等時において，最終ヒートシ</u> <u>ンクへ熱を輸送する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（放射線管理施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> <li>・ <u>耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）によるサプレッション・プール水の除熱</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内の除熱</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系海水系による除熱</u></li> <li>・ <u>緊急用海水系による除熱</u></li> </ul> <p>k. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器内の冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急用海水系</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系海水系</u></li> </ul> <p>l. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉格納施設と兼用）</u></li> </ul>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（141／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>m. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>溶融炉心の落下遅延及び防止（原子炉格納施設と兼用）</u></li> </ul> <p>n. <u>重大事故等時において，使用済燃料プールの冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></li> </ul> <p>o. <u>重大事故等の収束に必要な水を供給する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>重大事故等収束のための水源（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></li> <li>・<u>水の供給（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></li> </ul> <p>p. <u>重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設，計測制御系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></p> <p>q. <u>アクセスルート確保</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u></p> <p><u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-2-1 に示す。</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（142／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>3.3 計測制御系統施設</u>  <u>(1) 機能</u>  <u>計測制御系統施設は主に以下の機能を有する。</u></p> <p>a. <u>通常運転時等における計測制御機能</u>  b. <u>重大事故等時における計測制御機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉圧力容器内の温度</u></li> <li>・<u>原子炉圧力容器内の圧力</u></li> <li>・<u>原子炉圧力容器内の水位</u></li> <li>・<u>原子炉圧力容器への注水量</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器への注水量</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器内の温度</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器内の圧力</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器内の水位</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器内の水素濃度</u></li> <li>・<u>未臨界の維持又は監視</u></li> <li>・<u>最終ヒートシンクの確保（代替循環冷却系）</u></li> <li>・<u>最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）（放射線管理施設と兼用）</u></li> <li>・<u>最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）</u></li> <li>・<u>格納容器バイパスの監視（原子炉圧力容</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（143／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>器内の状態</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器バイパスの監視（原子炉格納容器内の状態）</u></li> <li>・ <u>格納容器バイパスの監視（原子炉建屋内の状態）</u></li> <li>・ <u>水源の確保</u></li> <li>・ <u>原子炉建屋内の水素濃度</u></li> <li>・ <u>原子炉格納容器内の酸素濃度</u></li> <li>・ <u>発電所内の通信連絡</u></li> <li>・ <u>温度，圧力，水位，注水量の計測・監視</u></li> <li>・ <u>圧力，水位，注水量の計測・監視</u></li> <li>・ <u>その他</u></li> </ul> <p>c. <u>通常運転時等における原子炉制御室機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>反応度制御系（原子炉停止系を含む。）に係る設備及び非常用炉心冷却系等非常時に原子炉の安全を確保するための設備を操作する機能</u></li> <li>・ <u>発電用原子炉施設の主要な系統の運転・制御に必要な監視及び制御機能</u></li> <li>・ <u>その他の発電用原子炉施設を安全に運転するために必要な機能</u></li> <li>・ <u>中央制御室の居住性の確保</u></li> </ul> <p>d. <u>重大事故等時における原子炉制御室機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中央制御室にて操作を行う重大事故等対処設備を操作する機能</u></li> <li>・ <u>中央制御室にて操作を行う重大事故等対</u></li> </ul>		



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（144／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>処設備の監視及び制御機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>その他の重大事故等に対処するために必要な機能</u></li> <li>・ <u>中央制御室待避室による居住性の確保（放射線管理施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>可搬型照明（S A）による居住性の確保</u></li> <li>・ <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保</u></li> <li>・ <u>チェンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止</u></li> </ul> <p>e. <u>重大事故等時において，緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にする機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</u></li> <li>・ <u>再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制</u></li> <li>・ <u>ほう酸水注入</u></li> <li>・ <u>自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止</u></li> </ul> <p>f. <u>重大事故等時において，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉減圧の自動化</u></li> <li>・ <u>非常用窒素供給系による窒素確保</u></li> <li>・ <u>非常用逃がし安全弁駆動系による原子炉減圧</u></li> </ul> <p>g. <u>重大事故等時において，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内水素濃度（S A）及び格納容</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（145／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>器内酸素濃度（S A）による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（放射線管理施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> </ul> <p><u>h. 重大事故等時において，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制（原子炉格納施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>原子炉建屋内の水素濃度監視</u></li> </ul> <p><u>i. 重大事故等時における緊急時対策所機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>必要な情報の把握</u></li> <li>・ <u>通信連絡</u></li> </ul> <p><u>j. 通信連絡を行うために必要な機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>発電所内の通信連絡</u></li> <li>・ <u>発電所外（社内外）の通信連絡</u></li> </ul> <p><u>k. 重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設，原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></p> <p><u>l. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u></p> <p><u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（146／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-3-1 に示す。</u></p> <p><u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>また，計測機器の故障等により，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，当該パラメータを推定するための多様性を有したパラメータについて，表3-3-2 及び表3-3-3 に示す。</u></p> <p><u>表3-3-2 及び表3-3-3 で示すパラメータは，以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・重要監視パラメータ</u> <p><u>主要パラメータのうち，耐震性，耐環境性を有し，重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1 つ以上有するパラメータをいう。</u></p> </li> <li><u>・有効監視パラメータ</u> <p><u>主要パラメータのうち，自主対策設備*の計器のみで計測されるが，計測することが困難になった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラ</u></p> </li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（147／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>メータをいう。</u></p> <p>・<u>重要代替監視パラメータ</u>  <u>主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</u></p> <p>・<u>常用代替監視パラメータ</u>  <u>主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備*の計器のみで計測されるパラメータをいう。</u></p> <p><u>注記 *：自主対策設備とは，技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが，プラント状況によっては，事故対応に有効な設備をいう。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p><u>a. 共用</u>  <u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 通信連絡設備</u>  <u>重要安全施設以外の安全施設として，通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX），テレビ会議システム</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（148／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>（社内），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX），加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））は，東海発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とすることで，安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備として，通信連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，同一の端末を使用することにより，端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ，安全性の向上が図れることから，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，共用により悪影響を及ぼさないよう，東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（149／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>3.4 放射性廃棄物の廃棄施設</u>  <u>(1) 機能</u>  <u>放射性廃棄物の廃棄施設は主に以下の機能を有する。</u>  <u>a. 廃棄物の種類に応じて，処理又は貯蔵保管する機能</u></p> <p><u>3.5 放射線管理施設</u>  <u>(1) 機能</u>  <u>放射線管理施設は主に以下の機能を有する。</u>  <u>a. 通常運転時等における原子炉制御室機能</u>  <u>・中央制御室の居住性の確保</u>  <u>・モニタリング・ポストによる放射線量の測定</u>  <u>・放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</u>  <u>・気象観測設備による気象観測項目の測定</u>  <u>b. 重大事故等時における原子炉制御室機能</u>  <u>・中央制御室換気系による居住性の確保</u>  <u>・中央制御室待避室による居住性の確保</u>  <u>（計測制御系統施設と兼用）</u>  <u>c. 重大事故等時において，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能</u>  <u>・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（150／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u></p> <p>d. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> </ul> <p>e. <u>重大事故等時において，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（計測制御系統施設，原子炉格納施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> </ul> <p>f. <u>重大事故等時において，使用済燃料プールの冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用済燃料プールの監視（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></li> </ul> <p>g. <u>重大事故等時における計測制御機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉格納容器内の放射線量率</u></li> <li>・ <u>最終ヒートシンクの確保（格納容器圧力逃がし装置）（計測制御系統施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>最終ヒートシンクの確保（耐圧強化ベント系）</u></li> <li>・ <u>使用済燃料プールの監視（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></li> </ul> <p>h. <u>重大事故等時における監視測定機能</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（151／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p> <u>・放射線量の代替測定</u>  <u>・放射能観測車の代替測定</u>  <u>・気象観測設備の代替測定</u>  <u>・放射線量の測定</u>  <u>・放射性物質濃度（空气中・水中・土壤中）及び海上モニタリング</u>  <u>i. 重大事故等時における緊急時対策所機能</u>  <u>・緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護</u>  <u>・放射線量の測定</u>  <u>j. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u>   <u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>  <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-4-1 に示す。</u>  <u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u>  <u>a. 単一設計</u>  <u>(a) 中央制御室換気系</u>  <u>設計基準事故が発生した場合に長期間</u> </p>		



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（152／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>にわたって機能が要求される静的機器のうち，単一設計とする中央制御室換気系のダクトの一部については，当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能が喪失する単一故障のうち，想定される最も過酷な条件として，ダクトの全周破断を想定しても，安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし，その単一故障を仮定しない。</u></p> <p><u>想定される単一故障の発生に伴う中央制御室の運転員の被ばく量は，設計基準事故時に，ダクトの全周破断に伴う漏えいを考慮し，保守的に単一故障を除去又は修復ができない場合で評価したとしても，緊急作業時に係る線源強度を下回ることを確認した。</u></p> <p><u>単一設計における主要解析条件の比較を表3-7-1 に，ダクト全周破断時の影響評価を表3-7-2 に示す。</u></p> <p><u>また，単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する2 日間を考慮し，修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系のうち単一設計とするダクトの一部の設計に当たっては，想定される単一故障の除去又は修復</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（153／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>のためのアクセスが可能であり，かつ，補修作業が容易となる設計とし，修復作業に係る従事者の被ばく線量を緊急時作業にかかる線量強度に照らしても十分小さくなるよう保安規定に基づき管理する。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p><u>a. 共用</u></p> <p><u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所用差圧計</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備として，緊急時対策所は，事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため，緊急時対策所を共用化し，事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所非常用換気設備（緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置）及び緊急時対策所用差圧計を設置する。共用により，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで，安全性の向上が図れることか</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（154／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>ら，東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>各設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>3.6 原子炉格納施設</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>原子炉格納施設は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における原子炉格納容器バウンダリ機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時において，最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設，放射線管理施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> </ul> <p><u>c. 重大事故等時において，原子炉格納容器内の冷却等を行う機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却</u></li> <li><u>・代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却</u></li> <li><u>・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内の除熱</u></li> <li><u>・残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）によるサプレッション・プール</u></li> </ul>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（155／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>水の除熱</u></p> <p>d. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設と兼用）</u></li> <li>・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（放射線管理施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> </ul> <p>e. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</u></li> <li>・<u>格納容器下部注水系（可搬型）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</u></li> <li>・<u>熔融炉心の落下遅延及び防止（原子炉冷却系統施設と兼用）</u></li> </ul> <p>f. <u>重大事故等時において，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化（非常用電源設備と兼用）</u></li> <li>・<u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（計測制御系統施設，放射線管理施設及び非常用電源設備と兼用）</u></li> </ul> <p>g. <u>重大事故等時において，水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する機能</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（156／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉建屋ガス処理系による水素排出</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制（計測制御系統施設と兼用）</u></li> <li>h. <u>工場等外への放射性物質の拡散を抑制する機能</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大気への放射性物質の拡散抑制（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>海洋への放射性物質の拡散抑制（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>航空機燃料火災への泡消火</u></li> </ul> </li> <li>i. <u>重大事故等の収束に必要となる水を供給する機能</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重大事故等収束のための水源（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉冷却系統施設と兼用）</u></li> <li>・ <u>水の供給（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設及び原子炉冷却系統施設と兼用）</u></li> </ul> </li> <li>j. <u>重大事故等時における原子炉制御室機能</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保</u></li> <li>・ <u>原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住性の確保</u></li> </ul> </li> <li>k. <u>重大事故等時に対処するための流路，注水先，注入先，排出元等（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設，原子炉冷却系統施設及び計測制御系統施設と兼用）</u></li> <li>l. <u>アクセスルート確保（原子炉冷却系統</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（157／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>施設に同じ）</u>  <u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>  <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-5-1 に示す。</u>  <u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7 その他発電用原子炉の附属施設」の「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u>  <u>a. 単一設計</u>  <u>(a) 原子炉建屋ガス処理系</u>  <u>設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち，単一設計とする原子炉建屋ガス処理系の配管の一部については，当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出た場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が喪失する単一故障のうち，想定される最も過酷な条件として，配管の全周破断を想定しても，安全上支障のない期間に単一故障を確実に除去又は修復できる設計とし，その単一故障を仮定しない。</u>  <u>想定される単一故障の発生に伴う周辺</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（158／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>公衆に対する放射線被ばくは，設計基準事故時に，配管の全周破断に伴う漏えいを考慮し，保守的に単一故障を除去又は修復ができない場合で評価したとしても，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に示された設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認した。</u></p> <p><u>単一設計における主要解析条件の比較を表3-7-3 及び表3-7-4 に，配管全周破断時の影響評価を表3-7-5 及び表3-7-6 に示す。</u></p> <p><u>また，単一故障の除去又は修復のための作業期間として想定する屋外の場合4日間，屋内の場合2日間を考慮し，修復作業に係る従事者の被ばく線量は緊急時作業に係る線量限度に照らしても十分小さくする設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系のうち単一設計とする配管の一部の設計に当たっては，想定される単一故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり，かつ，補修作業が容易となる設計とし，修復作業に係る従事者の被ばく線量を緊急時作業にかかる線量強度に照らしても十分小さくなるよう保安規定に基づき管理する。</u></p> <p>(b) 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却</p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（159／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>系）</u>  <u>設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち，単一設計とする残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）のスプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）については，想定される最も過酷な単一故障の条件として，配管1箇所全周破断を想定した場合においても，原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計とする。</u>  <u>また，静的機器の単一故障としてスプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）の全周破断を仮定しても，残留熱除去系2系統にてドライウェルスプレイを行うか，又は1系統をドライウェルスプレイ，もう1系統を残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）で運転することで原子炉格納容器の冷却機能を代替できる設計とする。</u>  <u>単一設計における主要解析条件の比較を表3-7-7に，スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）全周破断時の影響評価を表3-7-8に示す。なお，評価に当たっては，本来は残留熱除去系2系統の作動に期待できるものの，保守的に残留熱除去系1系統の作動に期待し，破断口から注水される水がサブプレッション・チェンバの冷却に寄与しないものとし</u></p>		



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（160／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>た。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p><u>a. 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）</u></p> <p><u>(a) ブローアウトパネル閉止装置</u>  <u>原子炉建屋外側ブローアウトパネルは，誤開放しない設計又は開放した場合においても閉止できる若しくはブローアウトパネル閉止装置にて開口部を速やかに閉止できる設計とし，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>  <u>悪影響防止を含めた原子炉建屋外側ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置等の機能要求に対する設計については，別添4「ブローアウトパネル関連設備の設計方針」に示す。</u></p> <p><u>3.7 その他発電用原子炉の附属施設</u></p> <p><u>3.7.1 非常用電源設備</u></p> <p><u>(1) 機能</u>  <u>非常用電源設備は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における非常用電源機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時における非常用電源機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・常設代替交流電源設備による給電</u></li> <li><u>・可搬型代替交流電源設備による給電</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（161／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所内常設直流電源設備による給電</u></li> <li>・ <u>可搬型代替直流電源設備による給電</u></li> <li>・ <u>代替所内電気設備による給電</u></li> <li>・ <u>非常用交流電源設備</u></li> <li>・ <u>非常用直流電源設備</u></li> <li>・ <u>燃料給油設備による給油（補機駆動用燃料設備と兼用）</u></li> <li>c. <u>重大事故等時において，原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する機能</u></li> <li>・ <u>可搬型代替直流電源設備による逃がし安全弁機能回復</u></li> <li>・ <u>逃がし安全弁用可搬型蓄電池による逃がし安全弁機能回復</u></li> <li>d. <u>重大事故等時において，最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能</u></li> <li>・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（原子炉冷却系統施設，放射線管理施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></li> <li>e. <u>重大事故等時において，原子炉格納容器の過圧破損を防止する機能</u></li> <li>・ <u>格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（放射線管理施設及び原子炉格納施設と兼用）</u></li> <li>f. <u>重大事故等時において，水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する機能</u></li> <li>・ <u>可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化（原子炉格納施設と兼</u></li> </ul>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（162／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p>用)</p> <p>・格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出（計測制御系統施設，放射線管理施設及び原子炉格納施設と兼用）</p> <p>g. 重大事故等時における緊急時対策所機能</p> <p>・緊急時対策所用代替電源設備による給電</p> <p>h. アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設と同じ）</p> <p>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</p> <p>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-6-1に示す。</p> <p>a. 非常用の計測制御用電源設備</p> <p>非常用の計測制御用電源設備は，計装用主母線2 母線及び計装用分電盤3 母線で構成する。計装用分電盤 2 A及び2 Bは，2 系統に分離独立する設計とし，それぞれ非常用無停電電源装置から給電することで，多重性及び独立性を図った設計とする。</p> <p>(3) 悪影響防止</p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（163／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>a. 共用</u>  <u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u>  <u>(a) 緊急時対策所用代替電源設備</u>  <u>常設重大事故等対処設備として，緊急時対策所は，事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため，緊急時対策所を共用化し，事故収束に必要な緊急時対策所用代替電源設備（緊急時対策所用発電機，緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ）を設置する。共用により，必要な（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで，安全性の向上が図れることから，東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。</u>  <u>各設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>3.7.2 常用電源設備</u>  <u>(1) 機能</u>  <u>常用電源設備は主に以下の機能を有す</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（164／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>る。</u></p> <p>a. <u>通常運転時等における保安電源機能</u></p> <p><u>3.7.3 補助ボイラー</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>補助ボイラーは主に以下の機能を有する。</u></p> <p>a. <u>タービンのグラント蒸気，廃棄物処理系の濃縮器，屋外タンク配管の保温及び各種建屋等の暖房用の蒸気供給機能</u></p> <p><u>3.7.4 火災防護設備</u></p> <p><u>火災防護設備は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p>a. <u>火災の発生防止，感知，消火，影響軽減機能</u></p> <p><u>(2) 悪影響防止</u></p> <p>a. <u>共用</u></p> <p><u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 火災感知設備</u></p> <p><u>重要安全施設以外の安全施設として，火災防護設備である火災感知設備の一部は，共用する火災区域に設け，中央制御室での監視を可能とすることで，共用に</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（165／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>より発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>(b) 消火系</u></p> <p><u>重要安全施設以外の安全施設として，火災防護設備である消火系のうち電動機駆動消火ポンプ，構内消火用ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動構内消火ポンプ，ろ過水貯蔵タンク，原水タンク及び多目的タンクは，必要な容量をそれぞれ確保するとともに，接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで，安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>(c) 火災区域構造物</u></p> <p><u>重要安全施設以外の安全施設として，火災防護設備である火災区域構造物のうち固体廃棄物作業建屋及び固体廃棄物貯蔵庫は，共用する火災区域に必要な構造物により構成し，共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>3.7.5 浸水防護施設</u></p> <p><u>浸水防護施設は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>a. 津波防護機能</u></p> <p><u>b. 浸水防止機能</u></p> <p><u>c. 津波監視機能</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（166／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>3.7.6 補機駆動用燃料設備</u></p> <p><u>(1) 機能</u>  <u>補機駆動用燃料設備は主に以下の機能を有する。</u></p> <p>a. <u>重大事故等時における補機駆動用燃料の供給機能</u></p> <p>b. <u>アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>  <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-6-2 に示す。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p>a. <u>共用</u>  <u>以下の設備については，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク</u>  <u>重要安全施設以外の安全施設として，ディーゼル駆動消火ポンプ燃料タンクは，ディーゼル駆動消火ポンプの機能を</u></p>		

発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（167／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>達成するために必要となる容量を有することで，共用により発電用原子炉の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>3.7.7 非常用取水設備</u>  <u>非常用取水設備は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>(1) 機能</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における流路としての機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時における流路としての機能</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>  <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-6-3 に示す。</u></p> <p><u>3.7.8 緊急時対策所</u>  <u>(1) 機能</u>  <u>緊急時対策所は主に以下の機能を有する。</u></p> <p><u>a. 通常運転時等における緊急時対策所機能</u></p> <p><u>b. 重大事故等時における緊急時対策所機能</u></p>		



発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（168／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護（放射線管理施設）</u></li> <li>・<u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</u></li> <li>・<u>放射線量の測定（放射線管理施設）</u></li> <li>・<u>必要な情報の把握（計測制御系統施設）</u></li> <li>・<u>通信連絡（計測制御系統施設）</u></li> <li>・<u>緊急時対策所用代替電源設備による給電（非常用電源設備）</u></li> </ul> <p>c. <u>アクセスルート確保（原子炉冷却系統施設に同じ）</u></p> <p><u>(2) 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>  <u>「(1) 機能」を考慮して，重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備等の多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を，表3-6-4に示す。</u>  <u>なお，当該設備のうち電源設備については，「3.7.1 非常用電源設備」にて整理するものを含む。</u></p> <p><u>(3) 悪影響防止</u></p> <p>a. <u>共用</u>  <u>以下の設備については，東海発電所及</u></p>		

## 発電炉工認（東海第二）－再処理施設設工認 記載比較

【VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】（169／169）

発電炉（東海第二）	再処理施設	備考
<p><u>び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>(a) 緊急時対策所</u></p> <p><u>重要安全施設以外の安全施設として，緊急時対策所は，東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで，安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>常設重大事故等対処設備として，緊急時対策所は，事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため，緊急時対策所を共用化し，事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽，緊急時対策所非常用換気設備等を設置する。共用により，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで，安全性の向上が図れることから，東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。</u></p> <p><u>各設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p>		

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
<p>9. 設備に対する要求事項 9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備 9.1.1 一般要求事項 再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p>	-	-	※補足すべき事項の対象なし
<p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 再処理施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。	<p>&lt;安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠&gt; 安全上重要な施設から安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に変更した設備の説明をする。 [補足安有1]安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠に関する説明書</p>
<p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p>			<p>&lt;安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の健全性評価&gt; 第16条（安全機能を有する施設）に対する安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の適合性を、整理表として補足説明する。 [補足安有2]第16条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価）</p>
<p>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。</p>			
<p>安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p>			
<p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 せん断処理するまでの冷却期間：4年以上</p>			
<p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。</p>	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.2 重大事故等対処設備】 ・再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。 ・重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。 ・重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	<p>&lt;重大事故等対処設備&gt; 重大事故等対処設備を一覧表として補足説明する。 ・[補足重事1]「再処理施設の技術基準に関する規則」の第36条及び第38条から51条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表</p>
<p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。</p>			<p>&lt;重大事故等対処設備の健全性評価&gt; 第36条（重大事故等対処設備）に対する各重大事故等対処設備の適合性を、整理表として補足説明する。 ・[補足重事2]第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）</p>
<p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>			
<p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p>			
<p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p>			
<p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p>			
<p>なお、重大事故等対処設備の安全設計においては、放射線量、発熱量等に基づいた対策の優先順位、対処の手順等の検討が重要となるため、現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。  再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：概ね12年（冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・UPr未満、それ以外は冷却期間12年以上） せん断処理するまでの冷却期間：15年</p>			

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
14	<p>9.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び位置的分散 安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</p>	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【3.1.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全上重要な施設については、構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
15	<p>重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、再処理事業所の敷地周辺で想定される自然現象及び人為事象、周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。</p>	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	<p>【3.1.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、共通要因として、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 ・重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。 ・重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。 ・人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。 ・周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 ・設計基準より厳しい条件の要因となる事象として、外的事象として地震、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。 ・建屋等については、地震、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。</p>	<p>&lt;重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等に対する考慮&gt; 重大事故等対処設備の保管場所及び配置場所を示す。 [補足重事3] 可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所</p>
16	<p>共通要因のうち重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p>			
17	<p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p>		<p>・常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 ・ただし、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替せず、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故に対処するための設備がないものは、多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は適用しない。</p>	
18	<p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>		<p>・可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。 ・また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</p>	
19	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p>			
20	<p>共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。</p>			
21	<p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位低下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位低下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>		<p>・可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を考慮して設置される建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。 ・また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する。</p>	
22	<p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。</p>			
23	<p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、常設重大事故等対処設備として設計する。</p>		<p>・建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>	
24	<p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。また、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。</p>			

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
25 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
26 常設重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。		
27 重大事故等における条件における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。		
28 常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。		
29 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	【3.1.2 重大事故等対処設備 (1)自然現象】 ・重大事故等対処設備の共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。 ・地震に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。 ・風（台風）に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。 ・常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因（風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害）によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 風（台風）に対して、常設重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき、建屋等に設置し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、または風荷重の影響に対し機能を損なわない設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備と位置的分散を図る。 ・地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋内に保管し、かつ、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、その機能を確実に発揮できるよう、地震に対して転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・風（台風）に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、「3.3 環境条件等」に基づき建屋等に保管し外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とするか、又は風荷重の影響に対し転倒防止又は固縛により機能を損なわない設計とした上で設計基準事故に対処するための設備の安全機能もしくは常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。 ・地震に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、地震に対しては、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とした上で、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤上の建屋等内に複数箇所設置する。また、複数のアクセスルートを踏まえて地震に対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。	
30 周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。		
31 また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。		
32 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。		
33 また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止することを保安規定に定めて管理する。		
34 周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	【3.1.2 重大事故等対処設備 (2)人為事象】 ・人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
35	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、周辺機器等からの影響のうち火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
36	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。	<p>【3.1.2 重大事故等対処設備 (3)周辺機器等からの悪影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</li> <li>・地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</li> <li>・没水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、没水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。</li> <li>・配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</li> <li>・火災に対して、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できるよう、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とした上で、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。</li> <li>・没水に対して、外的要因により発生を想定する重大事故等の対処のための常設重大事故等対処設備については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置することで、没水影響により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とする。</li> <li>・配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は「3.3 環境条件等」に基づき、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</li> <li>・没水に対して、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備との接続口については、「3.3 環境条件等」に基づき、溢水水位を踏まえた位置に設置した上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</li> <li>・複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</li> </ul> <p>蒸気の流出に対して、重大事故等対処設備については、位置的分散により設計基準事故に対処するための設備と同時に機能を損なうおそれがない設計とした上で、複数のアクセスルートを踏まえてそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p>	
37	また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止することを保安規定に定めて管理する。		
38	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又はこれらに対して健全性を確保する設計とする。		
39	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。		
40	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。		
41	また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止することを保安規定に定めて管理する。		
42	自然現象のうち森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定めて管理する。		
43	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽根の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。		
44	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。		
45	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。		
46	また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止することを保安規定に定めて管理する。		

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
47 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
48 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象、人為事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。		
49 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。		
50 重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。		
51 自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。		
52 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。		
53 また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。		
54 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。		
55 また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。		
56 自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。		
57 周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。		
58 周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。		
59 周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。		



基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
60	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
61	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。			
62	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。			
63	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。			
64	可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。			
65	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口  建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。			
66	接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。			
67	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋内に複数箇所設置する設計とする。			
68	周辺機器等からの影響のうち溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水及び化学薬品漏えいに対して、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する設計とする。			
69	接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。			
70	(2) 単一故障 安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.2 悪影響防止 3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設として、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
		VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【2.基本方針】 安安全機能を有する施設は、内部発生飛散物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
71	9.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物による影響 安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）の影響を受けける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。		【2.基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	<核物質防護対策として設ける設備の悪影響防止> 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の安全機能が核物質防護対策として設ける設備からの悪影響により損なわれないことについて補足説明する。 ・【補足安有3】核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
72	安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
73	その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。		※補足すべき事項の対象なし
74	a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。		※補足すべき事項の対象なし
75	(a) 爆発による飛散物 爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の爆発並びにT B P等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。		※補足すべき事項の対象なし
76	(b) 重量物の落下による飛散物 重量物の落下に起因して生じる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。		※補足すべき事項の対象なし
77	(c) 回転機器の損壊による飛散物 回転機器の損壊に起因して生じる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。		※補足すべき事項の対象なし
78	ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。		※補足すべき事項の対象なし
79	b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。		※補足すべき事項の対象なし
80	ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。		※補足すべき事項の対象なし
81	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 イ. つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		※補足すべき事項の対象なし
82	ロ. つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		※補足すべき事項の対象なし
83	ハ. 逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。		※補足すべき事項の対象なし
		【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。  【3. 評価】 再処理施設の安全機能を損なうことが想定される要因として、以下のものが考えられる。  【1. 概要】 なお、爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、「第1章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」に示す通り、爆発の発生を防止する設計としていることから、考慮しない。  【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。  【3. 評価】 内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される、ポンプ等の回転機器を示す。  【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することが保安規定に定められることを考慮する。  【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.1 評価方針】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合に、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることが保安規定に定められることを考慮する。  【2. 基本方針】 内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を内部発生飛散物防護対象設備とし、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。  【別紙 内部発生飛散物防護対象設備に関する説明書】 ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。  【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。  【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。  【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.2 評価内容】 逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。	

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
84	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 イ. 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。		【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
85	ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.2 評価内容】 力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。	<飛散物による損傷防護> 回転数及び加速度トリップ速度並びに調速装置の構造について説明する。 〔補足安有8〕 飛散物による損傷防護
86	d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することとし、その旨を保安規定に定めて、管理する。		【3.1 重量物の落下による飛散物 3.1.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、重量物の落下による飛散物は発生しない。	※補足すべき事項の対象なし
87	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		【3.2 回転機器の損壊による飛散物 3.2.3 評価結果】 通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、保安規定に基づき、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業をすることから、回転速度の上昇に起因する機器の損壊による飛散物は発生しない。	※補足すべき事項の対象なし
88	(2) 共用 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.2.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設 (2) 共用】 安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	<共用する設備の個数・容量の妥当性> 他施設（MOX燃料加工施設）と供用する設備について、個数及び容量の妥当性を補足説明する。 ・〔補足安有3〕〔補足重事3〕共用設備について
89	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する設計とする。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。		【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する設計とする。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	<核物質防護対策として設ける設備の悪影響防止> 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の安全機能が核物質防護対策として設ける設備からの悪影響により損なわれないことについて補足説明する。 ・〔補足安有4〕〔補足重事4〕核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について
90	(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。） 他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		<自主対策設備の悪影響防止> 自主対策設備が再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさないことを補足説明する。 ・〔補足重事5〕自主対策設備の悪影響防止について
91	系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		【3.2.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 ・重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。	
92	地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）】 ・系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ・地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
93	地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		・地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
94	その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「9.1.4 個数及び容量」に示す。			

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
95	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		ない設計とする。 ・竜巻（風（台風））により飛来物となる影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管し、使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、屋外に保管し使用する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
96	竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3)内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
97	竜巻（風（台風））に対して健全性を確保するための設計方針については、「9.1.5 環境条件等」に記載する。		
98	9.1.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
99	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。		
100	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。		【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
101	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。		
102	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。		
103	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。		
104	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。		
105	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
106	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンペ容量、計測器の計測範囲等とする。		※補足すべき事項の対象なし
107	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。		
108	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。		
109	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。		
110	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。		
111	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。		【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
112	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。		

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
113	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。			
114	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。			
115	9.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、自然現象、人為事象並びに周辺機器等からの悪影響を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 上記に含まれない安全機能を有する施設は、環境条件に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を発揮することができる設計とする。	<環境条件の設定> 環境条件（放射線、温度、湿度、圧力）に対して安全機能を有する施設及び安全上重要な施設が健全性を有することを示すために、環境条件（放射線、温度、湿度、圧力）の設定について補足説明する。 ・[補足安有6] 設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項
116	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。			<可搬型空冷ユニット用冷却装置> 重大事故時の環境条件を踏まえて、可搬型空冷ユニット用冷却装置が可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却が可能であることについて補足説明する。 ・[補足重事6] 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却のための可搬型空冷ユニット用冷却装置について
117	重大事故等時の環境条件等としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響、周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。		【3.3.2 重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするともに、操作が可能な設計とする。 ・重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による周囲の環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力及び環境湿度による影響、自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。 ・荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による影響、人為事象の影響、汽水を供給する系統への影響、周辺機器等からの影響並びに設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響を考慮する。 ・自然現象については、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。	<環境条件の設定> 環境条件（放射線、温度、湿度、圧力）に対して重大事故等対処設備が健全性を有することを示すために、環境条件（放射線、温度、湿度、圧力）の設定について補足説明する。 ・[補足重事7] 設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項
118	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。			<環境条件に対する機器の健全性評価> 環境条件（放射線、温度、湿度、圧力）に対して重大事故等対処設備が健全性を有することを示すために、健全性評価の手法について補足説明する。 ・[補足重事8] 環境条件における機器の健全性評価の手法
119	自然現象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮し、重大事故等対処設備は津波による影響を受けない設計とする。			<重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価> 重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価として、事故収束により影響がないことを補足説明する。 ・[補足重事9] 重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について
120	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。			
121	人為事象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害及び敷地内における化学物質の漏えいを考慮する。			
122	設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。			
123	また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。			
124	周辺機器等からの影響として、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。			
125	(1) 環境圧力、環境温度及び湿度、放射線、自然現象、人為事象、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件並びに荷重による影響 a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。 自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。		【3.3.2 重大事故等対処設備 (1) 圧力による影響、温度及び湿度による影響、放射線による影響】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びT B P等の錯体の急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・また、同一建屋内において同時に発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮し、系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。 ・重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けても機能を喪失しない設計とする。	

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
126	b. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。		
127	常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びT B P等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
128	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。		
129	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (2)自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。</li> <li>・屋内の常設重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置することで、機能を損なわない設計とする。</li> <li>・屋外の常設重大事故等対処設備に地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが作用する場合には、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対し、風荷重を考慮することにより機能が損なわない設計とする。また、積雪及び火山の影響を考慮して、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。</li> <li>・落雷に対して常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。</li> <li>・また、全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。</li> <li>・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</li> <li>・自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</li> <li>・森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</li> <li>・塩害に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</li> </ul>	
130	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。		
131	常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。		
132	自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。		
133	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。		
134	地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。		
135	また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。		
136	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		
137	周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う設計とする。		
138	周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う設計とする。		
139	周辺機器等からの影響のうち火災に対して常設重大事故等対処設備は、「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく設計とする。		
140	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。		
141	自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。		
142	自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。		

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
143	自然現象のうち風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）、森林火災及び生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</li> <li>・自然現象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、当該設備が凍結、高温、降水、火山の影響（フィルタの目詰まり等）、森林火災、塩害、落雷又は生物学的事象により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止することを保安規定に定める。</li> <li>・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</li> </ul> <p>・凍結、高温、降水、火山の影響（降下火砕物によるフィルタの目詰まり等）及び森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内の可搬型重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管することで、機能を損なわない設計とする。</li> <li>・位置的分散については、風（台風）又は竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風（台風）又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</li> <li>・ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</li> <li>・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。</li> <li>・森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</li> <li>・また、塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</li> <li>・悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</li> </ul> <p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (3)人為事象による影響】 敷地内における化学物質の漏えいに対しては、屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない設計とする。</p>	
144	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。		
145	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		
146	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。		
147	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する設計とする。		
148	間接雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。		
149	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		
150	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。		
151	自然現象のうち森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。		
152	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。		
153	自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
154	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
155	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。		
156	人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。		
157	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。		
158	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。		
159	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。		
160	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。		

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
<p>161 c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p>	<p>・敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>・電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>・電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p>	
<p>162 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p>	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>	
<p>163 同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して、可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響】</p> <p>・重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>・重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	
<p>164 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】</p> <p>・地震に対して重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。</p> <p>・ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	
<p>165 可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p>		
<p>166 自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」及び「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p>		
<p>167 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>		
<p>168 また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>		
<p>169 周辺機器等からの影響のうち想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う設計とする。</p>		
<p>170 周辺機器等からの影響のうち化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う設計とする。</p>		
<p>171 周辺機器等からの影響のうち火災に対して可搬型重大事故等対処設備は「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。</p>		
<p>172 自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>		
<p>173 自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>		
<p>174 自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。</p>		
<p>175 位置的分散については、風（台風）又は竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風（台風）又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</p>		
<p>176 ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から100 m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p>		
<p>177 運用として、竜巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。</p>		
<p>178 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p>		
<p>179 悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p>		
<p>180 なお、固縛が必要とされた屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないことがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設計基準より厳しい条件の要因となる事象による影響】</p> <p>・外的事象の地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備は、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」に基づく設計とする。</p> <p>・設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル又はグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p>	



基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
181	自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対して除雪、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してフィルタ交換、清掃及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
182	自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。		
183	自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。		
184	直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設ける設計とする。		
185	自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。		
186	自然現象のうち森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。		
187	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。		
188	自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
189	また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		
190	人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。		
191	人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。		
192	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。		
193	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。		
194	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。		
195	(3)設置場所における放射線 a.安全機能を有する施設 安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.3.2 重大事故等対処設備 (7)設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設重大事故等対処設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。
196	b.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。		※補足すべき事項の対象なし
197	c.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。		
198	9.1.6 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<誤操作防止対策> 安全機能を有する施設の誤操作に関する設計方針、中央監視室における誤操作防止対策、中央監視室以外における誤操作防止対策について、説明する。 [補足安有7]誤操作防止対策について
		【3.4.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とし、重大事故等対処設備は、確実に操作できる設計とする。 安全機能を有する施設は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則	

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
199	また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。		
200	安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。		
201	重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<重大事故等時における現場操作の成立性> 要員、操作時間、操作環境、連絡手段、操作性を踏まえて、重大事故等時においても現場操作が成立することを補足説明する。 ・[補足重事10]重大事故等時における現場操作の成立性について
202	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。		
203	重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。		
204	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。		
205	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。		
206	現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。		
207	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。		
208	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。		
209	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。		
210	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。		
211	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。		
212	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。		
		<p>として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とする。 なお、機能・性能の確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 安全機能を有する施設は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 a. 操作環境】 ・重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具及び可搬型照明等は、重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 b. 操作準備】 ・現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。 工具は、作業場所の近傍又は再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）の近傍に保管できる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 c. 操作内容】 ・現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。 ・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 d. 切替性】 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性】 ・可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。 また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p>	

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
213	また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。			

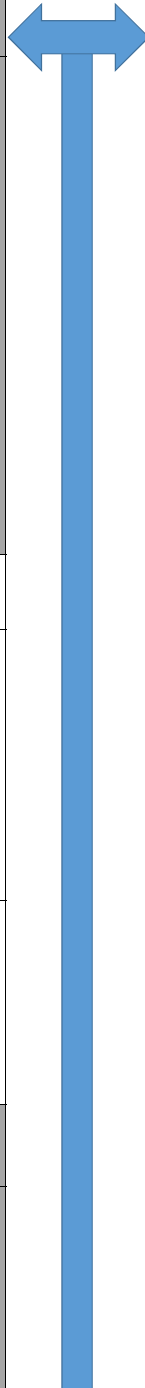
基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
214	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	<アクセスルートの健全性説明> 環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動が可能であることを補足説明する。 ・[補足重事11]可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート
215	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。		
216	アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を考慮する。		
217	アクセスルートに対する人為事象について、ダム崩壊及び船舶衝突は立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を与えるおそれのある人為事象として航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。		
218	屋外のアクセスルートに対する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。		
219	地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所アクセスルートを確保する設計とする。		
220	尾駈沼取水場所A、尾駈沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて、管理する。		
221	屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保する。		
222	また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保する。		
223	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。		
224	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。		
225	屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて、管理する。		
226	屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災発生源の把握、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。		
227	屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。		
228	屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。		
229	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。		
230	屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。		
231	また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。		
232	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて、管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。		

【3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性 f. アクセスルート】  
 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。  
 ・アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する。  
 ・アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。  
 ・アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。  
 ・上記のうち、洪水、ダム崩壊及び船舶衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。  
 ・屋外のアクセスルートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。  
 ・尾駈沼取水場所A、尾駈沼取水場所B又は二又川取水場所Aの取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。  
 ・屋外のアクセスルートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧するか又は迂回路を確保する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。  
 ・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。  
 ・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対して、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。  
 ・アクセスルートの確保について、周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。  
 ・屋外のアクセスルートの地震発生時における火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。  
 ・屋内のアクセスルートは、添付書類「IV 耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。  
 ・屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、森林火災、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。  
 ・屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。  
 ・屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。  
 ・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。  
 ・自然現象及び人為事象に対して、アクセスルートを確保するための運用については、保安規定に定める。

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項		
233	(2) 試験・検査性 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書  【3.4】 ・安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とすることに加え、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。 ・安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とすることに加え、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル等を設ける設計とする。 また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。 ・安全機能を有する施設の試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。 再処理施設の運転中に待機状態にある安全機能を有する施設は、試験又は検査によって再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。 ・安全機能を有する施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについて、外観の確認が可能な設計とする。 重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同様な設計に加えて、以下について考慮した設計とする。 ・重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。 ・可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。	※補足すべき事項の対象なし		
234	なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。				
235	安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。				
236	なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。				
237	また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。				
238	重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。				
239	試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。				
240	重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。				
241	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。 また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。				
242	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。				
243	可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて、管理する。				
244	(3) 維持管理 再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書  【3.4.3 維持管理】 再処理施設の維持管理にあたっては再処理施設保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	※補足すべき事項の対象なし		
245	9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。				
246	a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、核燃料物質を内包する機器において未臨界を維持すること、貯蔵するガラス固化体の崩壊熱を除去すること及び放射性物質を機器内に保持することのために、未臨界維持機能、落下・転倒防止機能、崩壊熱除去機能及び放射性物質の保持機能の必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。				
247	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、崩壊熱除去や水素掃気重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。				
248	また、a. 及びb. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を1.2倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。				
249	具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。				
250	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。				
				【4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 ・基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。 ・選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれることによって重大事故等の発生のおそれがないように設計する。 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。	※補足すべき事項の対象なし

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
<p>251 9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p>	<p>VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【5.可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第3項第6号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</li> <li>・重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</li> <li>・敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</li> <li>・風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</li> <li>・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</li> <li>・津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</li> <li>・したがって、再処理施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</li> <li>・火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</li> <li>・消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</li> <li>・消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</li> <li>・火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。</li> <li>・重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</li> <li>・屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</li> <li>・火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</li> </ul>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>
<p>252 (1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p>		
<p>253 重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発生する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</p>		
<p>254 (2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>		
<p>255 (3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>		
<p>256 風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p>		
<p>257 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p>		
<p>258 津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p>		
<p>259 したがって、再処理施設で火災が発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>		
<p>260 (4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>		
<p>261 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</p>		
<p>262 消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p>		
<p>263 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p>		
<p>264 火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。</p>		
<p>265 重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</p>		
<p>266 可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p>		
<p>267 屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p>		
<p>268 (5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>		

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
V-1-1-4 安全機能を有する施設及び 重大事故等対処設備が使用 される条件の下における健全 性に関する説明書	【2. 基本方針 2.1 安全機能を有する施設 及び安全上重要な施設】	<安全上重要な施設から安全上重 要な施設と同等の信頼性を維持す る施設に変更した設備に係る説明 >	[補足安有1] 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠に關 する説明書
		<安全機能を有する施設及び安全 上重要な施設の健全性>	[補足安有2] 第16条に対する適合性の整理表（安全上重要な施設を含む安全機 能を有する施設の健全性評価）
【2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備】	<重大事故等対処設備>		[補足重事1] 「再処理施設の技術基準に関する規則」の第36条及び第38条から 51条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表
	<重大事故等対処設備の健全性評 価>		[補足重事2] 第36条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評 価）
【3. 健全性確保のための設 計方針 3.1 多様性、位置的分散 等】 【3.1.1 重大事故等対処設 備】	<重大事故等対処設備の多様性、 位置的分散等に対する考慮>		[補足重事3] 可搬型重大事故等対処設備の保管・配置場所
【3. 健全性確保のための設 計方針 3.2 悪影響防止】 【3.2.1 安全機能を有する 施設及び安全上重要な施設 (1) 共用 (2) 内部発生飛散物による 影響】	<安全機能を有する施設及び安全 上重要な施設の悪影響防止>		[補足安有3] 共用設備について
			[補足安有4] 核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重 大事故等対処設備への波及的影響の防止について
			[補足安有5] 自主対策設備の悪影響防止について
【3. 健全性確保のための設 計方針 3.2 悪影響防止】 【3.2.2 重大事故等対処設 備 (1) 内部発生飛散物による 影響 (2) 共用 (3) 重大事故等対処設備使 用時及び通常待機時の系統 的な影響（電氣的な影響を 含む。）】	<重大事故等対処設備の悪影響防 止>		[補足重事3] 共用設備について
			[補足重事4] 核物質防護対策として設ける設備の安全機能を有する施設及び重 大事故等対処設備への波及的影響の防止について



発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-40-2 第14, 15, 38 条に対する適 合性の整理表（安全設備 を含む設計基準対象施設 の健全性評価）	表 東海第二発電所 第14, 15, 38 条に対する適合性の整理表	○	
補足-40-10【「実用発電 用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規 則」の第54条及び第59条 から77条に基づく主要な 重大事故等対処設備一覧 表】	表 主要な重大事故等対処設備一覧表	○	
補足-40-1【第54条に対 する適合性の整理表（重 大事故等対処設備の健全 性評価）】	表 重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領	○	
補足-40-7【可搬型重大 事故等対処設備の保管場 所及びアクセスルート】	1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	○	
	表 可搬型重大事故等対処設備一覧表	○	
	図 可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	○	
	2. 保管場所における不等沈下について	○	
	2.1 評価手法	○	
	2.2 評価結果	○	
	3. 保管場所の路面補強について	○	
	3.1 保管場所（保管エリア）の路面補強の概要	○	
	3.2 鉄筋コンクリート床版の設計	○	
	3.3 鉄筋コンクリート床版の液状化に伴う不等沈下低減対策	○	
	3.4 鉄筋コンクリート床版の仕様	○	
	4. 保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量について	○	
4-1表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧	○		
4-2表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	○		
補足-40-5【共用・相互接 統設備について】	(2) 安全施設（重要安全施設以外）	○	
補足-40-8【核物質防護設 備の安全設備及び重大事 故等対処設備への波及的 影響の防止について】	1 はじめに	○	
	2 波及的影響評価について	○	
	(1) 地震	○	
	(2) 火災	○	
	(3) 溢水	○	
	(4) 竜巻	○	
	(6) 積雪・火山	○	
添付-1 核物質防護設備の波及的影響評価について	○		
補足-40-13【自主対策設 備の悪影響防止につい て】	1. はじめに	○	
	2. 想定される悪影響について	○	
	3. 自主対策設備の悪影響防止	○	
	3.1 自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	○	
表1. 自主対策設備の分類	○		
表2. 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果	○		
補足-40-5【共用・相互接 統設備について】	(3) 重大事故等対処設備	○	
補足-40-8【核物質防護設 備の安全設備及び重大事 故等対処設備への波及的 影響の防止について】	1 はじめに	○	
	2 波及的影響評価について	○	
	(1) 地震	○	
	(2) 火災	○	
	(3) 溢水	○	
(4) 竜巻	○		

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
			[補足重事5] 自主対策設備の悪影響防止について
【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件】 【3.3.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】	<安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の環境条件等>	[補足重事6]	設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項
【3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件】 【3.3.2 重大事故等対処設備】	<重大事故等対処設備の環境条件等>	[補足重事6]	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却のための可搬型空冷ユニット用冷却装置について
		[補足重事7]	設定する環境条件及び環境条件の設定に係る考慮事項
		[補足重事8]	環境条件に対する健全性評価手法
		[補足重事9]	重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について
【3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性】 【3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性】	<重大事故等対処設備の操作性>	[補足重事10]	重大事故等時における現場操作の成立性について
	<重大事故等対処に係るアクセスルート>	[補足重事11]	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
(6) 積雪・火山	○	
添付-1 核物質防護設備の波及的影響評価について	○	
補足-40-13【自主対策設備の悪影響防止について】	○	
1. はじめに	○	
2. 想定される悪影響について	○	
3. 自主対策設備の悪影響防止	○	
3.1 自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	○	
表1. 自主対策設備の分類	○	
表2. 自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果	○	
補足-40-12【安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について】	○	
1. はじめに	○	
2. 安全施設の環境条件について	○	
2.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	○	
2.2 安全施設の個別で設定する環境条件の考慮事項	○	
補足-40-4 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置について	○	
1. 概要	○	
2. 使用済燃料プール監視カメラ用冷却装置の容量と冷却能力	○	
3. 評価条件及び算出方法	○	
3.1 評価条件	○	
3.2 適用規格	○	
3.3 評価方法	○	
3.4 算出方法	○	
4. 使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について	○	
5. 使用済燃料プール監視カメラ空冷装置冷却器の性能試験について	○	
6. 使用済燃料プール監視カメラ空冷装置の配管について	○	
7. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の操作性	○	
補足-40-12【安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について】	○	
1. はじめに	○	
3. 重大事故等対処設備の環境条件について	○	
3.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	○	
3.2 重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件の考慮事項	○	
表 重大事故等対処設備の環境条件の設定	○	
図 重大事故等対処設備の環境条件の設定	○	
4. 添付資料	○	
参考資料	○	
補足-40-3【環境条件における機器の健全性評価の手法について】	○	
1. 概要	○	
2. 圧力に係る適合性評価手法	○	
3. 温度に係る適合性評価手法	○	
4. 湿度に係る適合性評価手法	○	
5. 放射線に係る適合性評価手法	○	
別紙-1 重大事故等における健全性評価に用いた実証実験	○	
補足-40-14【重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について】	○	
1. 概要	○	
4. 事故後8 日以降の放射線に対する評価	○	
補足-40-15【重大事故等時における現場操作の成立性について】	○	
1. はじめに	○	
2. 操作性・操作環境	○	
表 重大事故等対策（現場）の成立性確認	○	
添付1 「添付資料1.3.4 重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果について」	○	
補足-40-7【可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】	○	
6. がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	○	
6.1 作業体制	○	
6.2 ホイールローダ仕様	○	
6.3 がれき撤去速度の算出	○	
7. 屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	○	
8. 構造物損壊により発生するがれき及び崩壊土砂の撤去について	○	
12. 保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	○	
12.1 保管場所の評価対象斜面の抽出について	○	
12.2 アクセスルートの評価対象斜面の抽出について	○	
14. 屋内外アクセスルート確保のための対策について	○	
16. 森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	○	



基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
	【3.4.1(1) 操作性】	<誤操作防止対策>	[補足安有7] 誤操作防止対策について
VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書	【3. 施設の詳細設計方針】 【3.2 回転機器の損壊による飛散物】 【3.2.2 評価内容】 (2) 電力を駆動源とせず駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器	<回転機器における飛散物防止対策及び評価結果>	[補足安有8] ・回転機器の対策種別の説明、過回転防止速度の説明及び調速装置の構造

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
	16.1 森林火災による影響	○	
	16.2 防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響	○	
補足240-4 中央制御室の機能に関する説明書に係る補足説明資料	2. 誤操作防止対策	○	
	2.1 中央制御室の誤操作防止対策	○	
	2.2 中央制御室以外の誤操作防止対策	○	
【100-1】発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	1. 配管破損防護対策について	○	
	2. ディーゼル駆動補機及びタービン駆動補機の評価対象並びに過速度トリップ設定値について	○	
	3. 常設高圧代替注水系ポンプの構造及び調速装置・非常調速装置の作動方式について	—	常設高圧代替注水系ポンプが再処理施設には存在しないため
補足-40-5【共用・相互接続設備について】	(1) 重要安全施設	—	再処理施設に同様の設備がないため。
補足-40-6【基準規則で規定される施設・設備の整理】	—	—	再処理施設の施設・設備は安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処施設の3分類のみで、煩雑でないため。
補足-40-7【可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】	5. 斜面崩壊後の土砂堆積の設定における考え方について	—	再処理施設のアクセスルートの敷設において考慮すべき事項出ないため。
	9. アクセスルートの段差対策について	—	同上
	10. 地下水位について	—	同上
	11. 相対密度の設定について	—	同上
	11.1敷地の地質・地質構造	—	同上
	11.2保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定	—	同上
	11.3相対密度の場所的変化の確認	—	同上
	13. 使用済燃料乾式貯蔵建屋の西側斜面の安定性評価について	—	同上
	15. 盛土（改良土）の仕様について	—	同上
	15.1盛土（改良土）の設計方針について	—	同上
	15.2盛土（改良土）の設計仕様	—	同上
	17. 原子炉建屋付属棟（鉄骨造部）の波及的影響について	—	再処理施設に同様の設備がないため。
	18. 廃棄物処理建屋固体廃棄物搬出入設備の波及的影響について	—	同上
補足-40-8【核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について】	(5) 津波	—	再処理施設は津波の影響がないことを評価しているため。
補足-40-9【原子炉格納容器内に使用されるテフロン材の事故時環境下における影響について】	—	—	再処理施設の事故時の放射線環境は、通常時と大きく変わらないことから、テフロン材に対する影響に注視する必要がないため。
補足-40-11【逃がし安全弁の環境条件の設定について】	—	—	再処理施設に同様の設備がないため。
補足-40-12【安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について】	添付1 環境放射線の設定方法について	—	添付資料については、補足-40-3にて必要な説明資料を添付するため。
	参考資料	—	同上
	添付2 耐火壁の溢水防止機能について	—	同上
	添付3 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時を考慮した場合の環境条件について	—	同上
	添付4 その他建屋の環境条件について	—	同上
	添付5 格納容器雰囲気放射線モニタの環境条件の設定方法について	—	同上
	添付6 熱収支等により環境温度を設定するエリアの設定方法について	—	同上
	図1 空調設備に期待する設備及びエリア	—	同上
	表1 重大事故等対処設備の機能維持に必要な空調設備	—	同上
	図2 空調設備に期待するエリア	—	同上
	参考1 格納容器圧力逃がし装置格納槽の室温評価について	—	同上
	添付7 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に期待する設備への対応について	—	同上
	添付8 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置、非常用窒素供給系高圧窒素ポンプ及び非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンプの空調について	—	同上
	添付9 原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋原子炉棟内）において個別に放射線環境条件を設定するエリアの設定方法について	—	同上

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
添付10 原子炉建屋原子炉棟内の計装設備（伝送器）の遮蔽設計及び環境放射線について	—	同上	
添付11 原子炉格納容器外の建屋内（原子炉建屋の原子炉棟外及びその他の建屋内）において個別に放射線環境条件を設定するエリアの設定方法について	—	同上	
添付12 ほう酸水注入系の放射線環境条件設定	—	同上	
添付13 使用済燃料プール監視カメラの放射線環境条件設定	—	同上	
補足-40-13【自主対策設備の悪影響防止について】	3.2 サプレッション・プール水 pH 制御設備	—	再処理施設に同様の設備がないため。
	3.3 格納容器頂部注水系	—	同上
	3.4 バックアップシール材	—	再処理施設はバックアップシールを使用する設備がないため。
	添付資料1. 原子炉格納容器 pH 制御による原子炉格納容器への影響の確認について	—	再処理施設に同様の設備がないため。
補足-40-14【重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について】	2. 事故後8 日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定方法	—	8日以降の評価としては、事故収束により影響がないことを示すものであり、設備の選定は行わないため
	3. 事故後8 日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定結果	—	
補足-40-15【重大事故等時における現場操作の成立性について】	添付2. 「添付資料2.7.2 インターフェイスシステム LOCA 発生時の破断面積及び現場環境等について」	—	同上
	添付3. 「添付資料1.13.4 水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における放射線量等の影響について」	—	同上
	添付4. 「非常用母線接続作業時の被ばく評価について」	—	同上
	添付5. 「別紙17 ベント実施に伴うベント操作時の作業員の被ばく評価」	—	同上
	補足-40-16【ブローアウトパネル関連設備の設計方針】	—	同上
補足240-4 中央制御室の機能に関する説明書に係る補足説明資料	1. 環境条件	—	制御室に係る説明であるため補足説明資料として反映しない。
	2. 3 その他の誤操作防止対策	—	運用に係る記載（操作禁止札による識別）のため、不要。
	3. 中央制御室から外の状況を把握する設備	—	制御室に係る説明であるため補足説明資料として反映しない。
	4. 酸素濃度計等	—	制御室に係る説明であるため補足説明資料として反映しない。

「安全上重要な施設」及び「安全機能を有する施設」に係る補足説明について  
⇒発電炉と比較して不足となる補足説明はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
該当無し	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠について											
—	1. 分離設備 臨界関係計装及び遮断弁	分離設備に係る臨界関係計装及び遮断弁を安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠について説明する。	[補足安重1]	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	分離設備に係る臨界関係計装及び遮断弁を安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠について記載する。	△	前回回次から追加事項はない。	
—	2. プルトニウム精製設備注水槽及び注水槽の液位低警報	プルトニウム精製設備注水槽及び注水槽の液位低警報を安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠について説明する。		—	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし。	○	プルトニウム精製設備注水槽及び注水槽の液位低警報を安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設とした根拠について記載する。	
補足40-1 第54条に対する適合性の整理表 (重大事故等対処設備の健全性評価)	第36条に対する適合性の整理表 (重大事故等対処設備の健全性評価)											
表 重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領		適合性一覧表の記載要領		—	—	—	—	○	適合性一覧表の記載要領	△	前回回次から追加事項はない	
図 常設重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領説明図		適合性一覧表の記載要領	[補足重事1]	—	—	—	—	○	適合性一覧表の記載要領	△	前回回次から追加事項はない	
図 可搬型重大事故等対処設備の適合性一覧表記載要領説明図		適合性一覧表の記載要領		—	—	—	—	○	適合性一覧表の記載要領	△	前回回次から追加事項はない	
表 東海第二発電所 第54条に対する適合性の整理		重大事故等対処設備の適合性一覧表		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備の適合性一覧表	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する	
補足40-2 第14, 15, 38 条に対する適合性の整理表 (安全設備を含む設計基準対象施設の健全性評価)	第16条に対する適合性の整理表 (安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の健全性評価)											
表 安全設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領	表 安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の適合性一覧表記載要領	適合性一覧表の記載要領		○	適合性一覧表の記載要領	—	—	—	—	—	—	
図 安全基準設備を含む設計基準対象施設の適合性一覧表記載要領説明図	図 安全上重要な施設を含む安全機能を有する施設の適合性一覧表記載要領説明図	適合性一覧表の記載要領	[補足安有2]	○	適合性一覧表の記載要領	—	—	—	—	—	—	
表 東海第二発電所 第14, 15, 38 条に対する適合性の整理表	表 MOX燃料加工施設 第14条に対する適合性の整理表	安全機能を有する施設の適合性一覧表		○	適合性一覧表の記載要領	—	—	—	—	—	—	
補足40-3 環境条件における機器の健全性評価の手法について	環境条件における機器の健全性評価の手法について											
1. 概要	1. 概要	資料概要		—	—	—	—	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	
2. 圧力に係る適合性評価手法	2. 圧力に係る適合性評価手法	圧力に係る適合性評価手法		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備に関する圧力に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	
3. 温度に係る適合性評価手法	3. 温度に係る適合性評価手法	温度に係る適合性評価手法		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備に関する温度に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	
4. 湿度に係る適合性評価手法	4. 湿度に係る適合性評価手法	湿度に係る適合性評価手法	[補足重事8]	—	—	—	—	○	重大事故等対処設備に関する湿度に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	
5. 放射線に係る適合性評価手法	5. 放射線に係る適合性評価手法	放射線に係る適合性評価手法		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備に関する放射線に係る適合性評価手法	△	前回回次から追加事項はない	
別紙-1 重大事故等時における健全性評価に用いた実証試験	別紙-1	資料概要		—	—	—	—	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	
表1-1 重大事故等対処設備の圧力設計値(耐性値)設定に用いた実証試験												

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
表1-2	重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験	重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	[補足重事8]	—	—	—	—	○	—	重大事故等対処設備の温度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験結果	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
表1-3	重大事故等対処設備の湿度設計値(耐性値)設定に用いた実証試験											
表1-4	重大事故等対処設備の放射線設計値(耐性値)設定に用いた実証試験											
補足-40-4 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置について	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの冷却のための可搬型空冷ユニット用冷却装置について											
1. 概要	1. 概要	資料概要	[補足重事6]	—	—	—	—	○	—	資料概要	—	—
2. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の容量と冷却能力	2. 可搬型空冷ユニット用冷却装置の容量と冷却能力	可搬型空冷ユニット用冷却装置の容量と冷却能力		—	—	—	—	○	—	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の容量と冷却能力	—	—
3. 評価条件及び算出方法	3. 評価条件及び算出方法	評価条件及び算出方法		—	—	—	—	○	—	評価条件及び算出方法	—	—
3.1 評価条件	3.1 評価条件	評価条件		—	—	—	—	○	—	評価条件	—	—
3.2 適用規格	3.2 適用規格	適用規格		—	—	—	—	○	—	適用規格	—	—
3.3 評価方法	3.3 評価方法	評価方法		—	—	—	—	○	—	評価方法	—	—
3.4 算出方法	3.4 算出方法	算出方法		—	—	—	—	○	—	算出方法	—	—
図 監視カメラ用空冷装置の空気供給概略図	図 可搬型空冷ユニット用冷却装置の空気供給概略図	可搬型空冷ユニット用冷却装置の空気供給概略図		—	—	—	—	○	—	監視カメラ用空冷装置の空気供給概略図	—	—
4. 使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について	4. 可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの耐環境性について	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラの耐環境性について		—	—	—	—	○	—	使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について	—	—
5. 使用済燃料プール監視カメラ空冷装置冷却器の性能試験について	5. 可搬型空冷ユニット用冷却装置の性能試験について	可搬型空冷ユニット用冷却装置の性能試験について		—	—	—	—	○	—	使用済燃料プール監視カメラ空冷装置冷却器の性能試験について	—	—
5.1 冷却器メーカーにおける性能試験結果	5.1 冷却器メーカーにおける性能試験結果	冷却器メーカーにおける性能試験結果	—	—	—	—	○	—	冷却器メーカーにおける性能試験結果	—	—	
5.2 周囲温度の変化による冷却能力の追加試験結果	5.2 周囲温度の変化による冷却能力の追加試験結果	周囲温度の変化による冷却能力の追加試験結果	—	—	—	—	○	—	周囲温度の変化による冷却能力の追加試験結果	—	—	
6. 使用済燃料プール監視カメラ空冷装置の配管について	6. 可搬型空冷ユニット用冷却装置の配管について	可搬型空冷ユニット用冷却装置の配管について	—	—	—	—	○	—	使用済燃料プール監視カメラ空冷装置の配管について	—	—	
7. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の操作性	7. 可搬型空冷ユニット用冷却装置の操作性	可搬型空冷ユニット用冷却装置の操作性	—	—	—	—	○	—	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の操作性	—	—	
補足-40-5 共用・相互接続設備について	共用設備について											
(1) 重要安全施設												
(2) 安全施設(重要安全施設以外)	(1) 安全機能を有する施設	安全機能を有する施設の共用一覧	[補足安有3]	—	—	○	安全機能を有する施設の共用一覧	○	—	第2Gr申請対象設備を一覧に追加する	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
(3) 重大事故対処設備	(2) 重大事故対処設備	重大事故等対処設備の共用一覧	[補足重事3]	—	—	—	—	○	○	重大事故等対処設備の共用一覧	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
—	(3) 共用する設備の範囲(安全機能を有する施設)	共用する設備の範囲を示す	[補足安有3]	—	—	○	共用する設備の範囲を示す	○	○	第2Gr申請対象設備の共用範囲を追加する	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
補足40-6 基準規則で規定される施設・設備の整理												
補足-40-7 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート											
1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	可搬型重大事故等対処設備の保管場所について	可搬型重大事故等対処設備の保管時の位置的分散		—	—	—	—	○	○	可搬型重大事故等対処設備の保管時の位置的分散	△	前回回次から追加事項はない
表 可搬型重大事故等対処設備一覧表	可搬型重大事故等対処設備一覧表	可搬型重大事故等対処設備一覧表		—	—	—	—	○	○	可搬型重大事故等対処設備一覧表	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
図 可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧		—	—	—	—	○	○	可搬型重大事故等対処設備の保管場所一覧	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
2. 保管場所における不等沈下について	保管場所における不等沈下について	保管場所における不等沈下の評価		—	—	—	—	○	○	保管場所における不等沈下の評価	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
2.1 評価方法	評価方法	不等沈下の評価方法		—	—	—	—	○	○	不等沈下の評価方法	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
2.2 評価結果	評価結果	不等沈下の評価結果		—	—	—	—	○	○	不等沈下の評価結果	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
3. 保管場所の路面補強について	保管場所の路面補強について	保管場所の路面補強		—	—	—	—	○	○	保管場所の路面補強	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
3.1 保管場所(保管エリア)の路面補強の概要	保管場所(保管エリア)の路面補強の概要	路面補強の方法及び設計	[補足重事2]	—	—	—	—	○	○	路面補強の方法及び設計	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
3.2 鉄筋コンクリート床版の設計	鉄筋コンクリート床版の設計	地震、竜巻時の可搬型重大事故等対処設備の荷重に対する健全性及び保管場所の降雨の排水		—	—	—	—	○	○	地震、竜巻時の可搬型重大事故等対処設備の荷重に対する健全性及び保管場所の降雨の排水	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
3.3 鉄筋コンクリート床版の液状化に伴う不等沈下低減対策	鉄筋コンクリート床版の液状化に伴う不等沈下低減対策	液状化の分析及び対応方法		—	—	—	—	○	○	液状化の分析及び対応方法	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
3.4 鉄筋コンクリート床版の仕様	鉄筋コンクリート床版の仕様	鉄筋コンクリート床版の仕様図		—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート床版の仕様図	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
4. 保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量について	保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量について	地盤支持力の評価をするための保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量		—	—	—	—	○	○	地盤支持力の評価をするための保管場所における可搬型重大事故等対処設備の重量	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
4-1 表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧表		—	—	—	—	○	○	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備一覧表	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
4-2 表 西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量		—	—	—	—	○	○	西側保管場所及び南側保管場所に配備する可搬型重大事故等対処設備の総重量	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
5. 斜面崩壊後の土砂堆積の設定における考え方について	斜面崩壊後の土砂堆積の設定における考え方について											
6. がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について		—	—	—	—	○	○	がれき撤去時のホイールローダ作業量及び復旧時間について	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
6.1 作業体制	作業体制	ホイールローダ作業時の作業体制		—	—	—	—	○	○	ホイールローダ作業時の作業体制	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次							
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要
6.2	ホイールローダ仕様	ホイールローダ仕様	[補足重要事項10]	—	—	—	—	○	ホイールローダ仕様	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
6.3	がれき撤去速度の算出	がれき撤去速度の算出		—	—	—	—	○	がれき撤去速度の算出	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
7.	屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について		—	—	—	—	○	屋外アクセスルート周辺建屋及び機器の耐震性評価について	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
8.	構造物損壊により発生するがれき及び崩壊土砂の撤去について	構造物損壊により発生するがれき及び崩壊土砂の撤去について		—	—	—	—	○	ホイールローダの最大けん引力及び撤去速度の検証	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
9.	アクセスルートの段差対策について	アクセスルートの段差対策について									
10.	地下水位について	地下水位について									
11.	相対密度の設定について	相対密度の設定について									
11.1	敷地の地質・地質構造	敷地の地質・地質構造									
11.2	保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定	保管場所及びアクセスルートの相対密度の設定									
11.3	相対密度の場所的変化の確認	相対密度の場所的変化の確認									
12.	保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	[補足重要事項10]	—	—	—	—	○	保管場所及びアクセスルートの評価対象斜面の抽出について	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
12.1	保管場所の評価対象斜面の抽出について	保管場所の評価対象斜面の抽出について		—	—	—	—	○	保管場所の評価対象斜面の抽出方法及び抽出結果	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
12.2	アクセスルートの評価対象斜面の抽出について	アクセスルートの評価対象斜面の抽出について		—	—	—	—	○	アクセスルートの評価対象斜面の抽出方法及び抽出結果	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
13.	使用済燃料乾式貯蔵建屋の西側斜面の安定性評価について										
14.	屋内外アクセスルート確保のための対策について	屋内外アクセスルート確保のための対策について	[補足重要事項10]	—	—	—	—	○	燃料加工建屋付属の新設ルート	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
15.	盛土(改良土)の仕様について	盛土(改良土)の仕様について									
15.1	盛土(改良土)の設計方針について	盛土(改良土)の設計方針について									
15.2	盛土(改良土)の設計仕様	盛土(改良土)の設計仕様									
16.	森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	[補足重要事項10]	—	—	—	—	○	森林火災時における保管場所及びアクセスルートへの影響について	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
16.1	森林火災による影響	森林火災による影響		—	—	—	—	○	森林火災時による保管場所及びアクセスルートへの影響評価	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次							
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要
16.2 防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響	防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による影響	防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による保管場所及びアクセスルートへの影響評価		—	—	—	—	○	防火帯内における保管場所等周辺の植生火災による保管場所及びアクセスルートへの影響評価	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
17. 原子炉建屋付属棟（鉄骨造部）の波及的影響について											
18. 廃棄物処理建屋固体廃棄物搬出入設備の波及的影響について											
補足-40-8 核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について	核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について										
1 はじめに	1 はじめに	資料概要	[補足安有4] [補足重事4]	○	資料概要	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
2 波及的影響評価について	2 波及的影響評価について	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する波及的影響評価		○	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
(1) 地震	(1) 地震	地震に対する核物質防護設備の波及的影響の評価		○	地震に対する波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
(2) 火災	(2) 火災	火災に対する核物質防護設備の波及的影響の評価		○	火災に対する波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
(3) 溢水	(3) 溢水	溢水に対する核物質防護設備の波及的影響の評価		○	溢水に対する波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
(4) 竜巻	(4) 竜巻	竜巻に対する核物質防護設備の波及的影響の評価		○	竜巻に対する波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
(5) 津波	(5) 津波										
(6) 積雪・火山	(6) 積雪・火山	積雪・火山に対する核物質防護設備の波及的影響の評価	[補足安有4] [補足重事4]	○	積雪・火山に対する波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
添付-1 核物質防護設備の波及的影響評価について	核物質防護設備の波及的影響評価について	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する防護設備の波及的影響評価		○	地震、火災、溢水、竜巻、積雪・火山に対する防護設備の波及的影響評価	—	—	○	重大事故等対処設備への影響について追加する	△	前回回次から追加事項はない
補足-40-9 原子炉格納容器内に使用されるテフロン材の事故時環境下における影響について											
補足-40-10 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第54条及び第59条から77条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表	「再処理施設の技術基準に関する規則」の第36条及び第38条から51条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表										
表 主要な重大事故等対処設備一覧表	表 主要な重大事故等対処設備一覧表	主要な重大事故等対処設備一覧表	[補足重事1]	—	—	—	—	○	主要な重大事故等対処設備一覧表	○	第3Gr申請対象設備を一覧に追加する
添付資料1 原子炉圧力容器の支持構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリ構成部等の重大事故等時における設計上											
添付資料2 設計基準事故対処設備としての計装設備の個数と設置場所について											
図1 配置図											
補足-40-11 逃がし安全弁の環境条件の設定について											

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
補足-40-12 安全設備及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の環境条件の設定について											
1. はじめに	1. はじめに	資料概要	[補足安有6] [補足重事7]	—	—	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない	
2. 安全施設の環境条件について	2. 安全機能を有する施設の環境条件について	項目のみ		—	—	—	項目のみ	—	—	—	—	
2.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	2.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	安全機能を有する施設の一律で設定する環境条件及びその考慮事項	[補足安有6]	—	—	○	安全機能を有する施設の一律で設定する環境条件及びその考慮事項	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない	
2.2 安全施設の個別で設定する環境条件の考慮事項	2.2 安全機能を有する施設の個別で設定する環境条件の考慮事項	安全機能を有する施設の個別で設定する環境条件、その考慮事項及び対象設備		—	—	○	安全機能を有する施設の個別で設定する環境条件、その考慮事項及び対象設備	○	第2Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
3. 重大事故等対処設備の環境条件について	3. 重大事故等対処設備の環境条件について	項目のみ		—	—	—	—	—	項目のみ	—	—	
3.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	3.1 一律で設定する環境条件の考慮事項	重大事故等対処設備の一律で設定する環境条件及びその考慮事項		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備の一律で設定する環境条件及びその考慮事項	△	前回回次から追加事項はない	
3.2 重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件の考慮事項	3.2 重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件の考慮事項	重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件、その考慮事項及び対象設備	[補足重事7]	—	—	—	—	○	重大事故等対処設備の個別で設定する環境条件、その考慮事項及び対象設備	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
表 重大事故等対処設備の環境条件の設定	表 重大事故等対処設備の環境条件の設定	重大事故等対処設備の環境条件の設定表		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備の環境条件の設定表	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
図 重大事故等対処設備の環境条件の設定	図 重大事故等対処設備の環境条件の設定	重大事故等対処設備の環境条件の設定図		—	—	—	—	○	重大事故等対処設備の環境条件の設定図	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
4. 添付資料	添付資料	添付資料の一覧		—	—	○	添付資料の一覧	○	第2Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
	添付1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される区域の線量率	環境条件（放射線）設定に関する詳細	[補足安有6] [補足重事7]	—	—	○	環境条件（放射線）設定に関する詳細	○	第2Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
	添付2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される区域の温度	環境条件（温度）設定に関する詳細		—	—	○	環境条件（温度）設定に関する詳細	○	第2Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
	添付3 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される区域の圧力	環境条件（圧力）設定に関する詳細		—	—	○	環境条件（圧力）設定に関する詳細	○	第2Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
添付1 環境放射線の設定方法について												
参考資料												
添付2 耐火壁の溢水防止機能について												
添付3 主蒸気管破断事故起因の重大事故等時を考慮した場合の環境条件について												
添付4 その他建屋の環境条件について												
添付5 格納容器雰囲気放射線モニタの環境条件の設定方法について												



東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
添付6												
図1												
表1												
図2												
参考1												
添付7												
添付8												
添付9												
添付10												
添付11												
添付12												
添付13												
補足-40-13	自主対策設備の悪影響防止について											
1.	はじめに	資料概要	[補足安有5] [補足重事5]	-	-	-	-	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	
2.	想定される悪影響について	自主対策設備の直接的・間接的な影響に対する考慮		-	-	-	-	○	自主対策設備の直接的・間接的な影響に対する考慮	△	前回回次から追加事項はない	
3.	自主対策設備の悪影響防止	自主対策設備の悪影響防止		-	-	-	-	○	自主対策設備の悪影響防止	△	前回回次から追加事項はない	
3.1	自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針		-	-	-	-	○	自主対策設備の悪影響防止に対する基本的方針	△	前回回次から追加事項はない	
3.2	サプレッション・プール水pH制御設備											
3.3	格納容器頂部注水系											
3.4	バックアップシール材											
表1	自主対策設備の分類											

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4 建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
表2	自主対策設備を使用することによる悪影響検討結果											
添付資料1	原子炉格納容器pH制御による原子炉格納容器への影響の確認について											
補足-40-14	重大事故等対処設備の事故後8日											
1	概要	資料概要	[補足重要9]	—	—	—	—	—	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない
2	事故後8日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定方法											
3	事故後8日以降の放射線に対する評価を実施する重大事故等対処設備の選定結果											
4	事故後8日以降の放射線に対する評価	事故後8日以降の放射線に対する評価	重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価	[補足重要9]	—	—	—	—	○	重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価	△	前回回次から追加事項はない
添付14-1	事故後8日以降に期待する機能の整理											
添付14-2	評価対象設備の選定フロー											
添付14-3	設備リスト											
添付14-4	「4. 事故後8日以降の放射線に対する評価」で抽出されたパラメータ											
添付14-5	配置図											
添付14-6	ドライウェル雰囲気温度の構造イメージ図											
添付14-7	配置図											
添付14-8	格納容器下部水位の構造イメージ図											
添付14-9	ドライウェル雰囲気温度及び格納容器下部水位の耐放射線性について											
参考1	重大事故等時の条件として考慮した原子炉格納容器内の積算線量の事故条件について											
参考2	主パラメータである計器（ドライウェル雰囲気温度及び格納容器下部水位）の事故時の健全性や											
参考3	ドライウェル雰囲気温度及び格納容器下部水位の配置について											
参考4	一部の部位が原子炉格納容器内にある計装設備の系統構成、設置場所及び個数について											
参考5	原子炉建屋原子炉棟内の伝送線の耐放射線性及び事故時の線量率について											

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
補足-40-15 重大事故等時における現場操作の成立性について	重大事故等時における現場操作の成立性について											
1. はじめに	はじめに	資料概要	[補足重要9]	—	—	—	—	○	資料概要	△	前回回次から追加事項はない	
2. 操作性・操作環境	操作性・操作環境	操作時間、操作環境、連絡手段、操作性		—	—	—	—	○	操作時間、操作環境、連絡手段、操作性	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
表 重大事故等対策(現場)の成立性確認	重大事故等対策(現場)の成立性確認	重大事故等対策(現場)の成立性確認表		—	—	—	—	○	重大事故等対策(現場)の成立性確認表	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
添付1 「添付資料1.3.4 重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果について」	「添付資料1.3.4 重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果について」	重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果		—	—	—	—	○	重大事故等対策の有効性評価における作業毎の成立性確認結果	○	第3Gr申請対象設備の個別条件に関する説明を追加する	
添付2 「添付資料2.7.2 インターフェイスシステムL O C A発生時の破断面積及び現場環境等について」												
添付3 「添付資料1.13.4 水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における放射線量等の影響について」												
添付4 「非常用母線接続作業時の被ばく評価について」												
添付5 「別紙17 ベント実施に伴うベント操作時の作業員の被ばく評価」												
補足-40-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針												
【補足-240】計測制御系統施設	警報設備等の基本設計方針に係る補足説明資料											
2. 誤操作防止対策	1. 誤操作防止対策											
2.1 中央制御室の誤操作防止対策	1.1 中央監視室等の誤操作防止対策	制御盤の配置、盤面器具の配列、警報表示の識別などの誤操作防止対策	[補足安有7]	—	—	—	—	—	—	○	制御盤の配置、盤面器具の配列、警報表示の識別などの誤操作防止対策	
2.2 中央制御室以外の誤操作防止対策	1.2 中央制御室以外の誤操作防止対策	機器の操作盤及び手動弁の施錠管理、配管の色分けによる識別管理	[補足安有7]	○	機器の操作盤及び手動弁の施錠管理、配管の色分けによる識別管理	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない	△	前回回次から追加事項はない	

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回次								
				1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要	3Gr	第3Gr 記載概要	
補足-100-1【飛散物による損傷防護】	飛散物による損傷防護											
—	1 回転機器の対策種別の説明、過回転防止速度の説明及び調速装置の構造											
1 ディーゼル駆動及びタービン駆動機器の評価対象について	1.1 回転機器の対策種別の説明及び過回転防止速度の説明	タービン駆動補機の対策種別の説明及び過回転防止速度の説明	[補足安有8]	—	—	—	—	—	—	—	○	回転数及び加速度トリップ速度並びに調速装置の構造について記載する。
2 ディーゼル駆動及びタービン駆動補機の過速度トリップ回転速度について	1.2 調速装置の構造	タービン駆動補機の調速装置の構造について説明	[補足安有8]	—	—	—	—	—	—	—	○	

凡例

・「申請回次」について

○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

—：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙 6

### 変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>9. 設備に対する要求事項</p> <p>9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>9.1.1 一般要求事項</p> <p>再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。</p> <p>安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上</p> <p>せん断処理するまでの冷却期間：4年以上</p>	<p>9. 設備に対する要求事項</p> <p>9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>9.1.1 一般要求事項</p> <p>再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。</p> <p>安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上</p> <p>せん断処理するまでの冷却期間：4年以上</p>
<p>再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な措置を講じる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで、経路を含む）で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故</p>	<p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>等対処設備」, 常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は, 重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>なお, 重大事故等対処設備の安全設計においては, 放射エネルギー, 発熱量等に基づいた対策の優先順位, 対処の手順等の検討が重要となるため, 現実的な使用済燃料の冷却期間として以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間: 概ね 12 年 (冷却期間 4 年以上 12 年未満の使用済燃料の貯蔵量が 600 t・UPr 未満, それ以外は冷却期間 12 年以上)</p> <p>せん断処理するまでの冷却期間: 15 年</p>	
<p>9.1.2 多様性, 位置的分散等</p> <p>(1) 多重性又は多様性及び位置的分散</p> <p>安全上重要な系統及び機器については, それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても, 所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</p>	<p>9.1.2 多様性, 位置的分散等</p> <p>(1) 多重性又は多様性及び位置的分散</p> <p>(多様性, 位置的分散等に係る基本設計方針については, 多様性, 位置的分散等に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>重大事故等対処設備は, 共通要因として, 重大事故等における条件, 再処理事業所敷地又はその周辺において想定される自然現象及び人為事象, 周辺機器等からの影響並びに安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模 (以下「設計基準より厳しい条件」という。) の要因となる事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度, 圧力, 湿度, 放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として, 地震, 津波, 風 (台風), 竜巻, 凍結, 高温, 降水, 積雪, 落雷, 火山の影響, 生物学的事象, 森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては, 地震, 風 (台風), 積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として, 航空機落下, 有毒ガス, 敷地内における化学物質の漏えい, 電磁的障害, 近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては, 可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震, 溢水, 化学薬品漏えい, 火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響 (降下火砕物による積載荷重, フィルタの目詰まり等), 森林火災, 草原火災, 干ばつ, 積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して重大事故等対処設備は, 設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう, 火山の影響 (降下火砕物による積載荷重, フィルタの目詰まり等) に対してはフィルタ交換, 清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを, 森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを, 積雪に対しては除雪することを, 干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて管理する。また, 設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち内的事象としては, 重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については, 重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、常設重大事故等対処設備として設計する。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>	
<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう可能な限り位置的分散を図るか、又は溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。また、周辺機器等からの影響として考慮する火災における健全性については「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>



## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又はこれらに対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して外的事象を要因として発生した場合に対処するための常設重大事故等対処設備であって、当該常設重大事故等対処設備が重大事故等時に求められる機能と同じ機能を有する可搬型重大事故等対処設備を確保しているものは、可搬型重大事故等対処設備により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とするとともに、損傷防止措置として消防車により事前に散水することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの回転羽根の損壊による飛散物により設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、又は内部発生飛散物に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p>	

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p>	
<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象、人為事象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して、屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生じる敷地斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図った上で、「5. 火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断における健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。</p> <p>また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも 100m以上の離隔距離を確保する。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、人為事象の航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については「9.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p>	
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する。</p> <p>地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋内に複数箇所設置する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接</p>	<p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、溢水及び化学薬品漏えいに対して、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</p>	
<p>(2) 単一故障</p> <p>安全機能を有する施設のうち、安全上重要な系統及び機器については、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>ただし、単一故障を仮定しても、安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は、多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。</p>	<p>(2) 単一故障</p> <p>(単一故障に係る基本設計方針については、単一故障に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>9.1.3 悪影響防止</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p> <p>安全機能を有する施設は、想定するポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下「内部発生飛散物」という。）の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、内部発生飛散物に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し、内部発生飛散物により冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界の防止等の安全機能を損なわないよう内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>9.1.3 悪影響防止</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p> <p>(内部発生飛散物に係る基本設計方針については、内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>a. 内部発生飛散物の発生要因の選定</p> <p>再処理施設における内部発生飛散物の発生要因を以下のとおり分類し、選定する。</p> <p>(a) 爆発による飛散物</p> <p>爆発に起因する機器又は配管の損壊により生じる飛散物については、水素を取り扱う設備の爆発、溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の爆発並びに T B P 等の錯体の急激な分解反応による爆発を想定するが、爆発については、「第 1 章 共通項目 5. 火災等による損傷の防止」において火災及び爆発の発生を防止する設計としていることから、内部発生飛散物の発生要因として考慮しない。</p> <p>(b) 重量物の落下による飛散物</p> <p>重量物の落下に起因して生じる飛散物（以下「重量物の落下による飛散物」という。）については、通常運転時において重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器からのつり荷の落下及び逸走によるクレーンその他の搬送機器の落下を発生要因として考慮する。</p> <p>(c) 回転機器の損壊による飛散物</p>	<p>a. 内部発生飛散物の発生要因の選定</p> <p>(内部発生飛散物に係る基本設計方針については、内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>回転機器の損壊に起因して生じる飛散物（以下「回転機器の損壊による飛散物」という。）については、回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊を発生要因として考慮する。</p> <p>ただし、通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書に内部発生飛散物の発生を防止することにより内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なわないための措置について記載し、その計画に基づき作業を実施することから、発生要因として考慮しない。</p>	
<p>b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。内部発生飛散物防護対象設備としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を選定する。</p> <p>ただし、安全上重要な構築物、系統及び機器のうち、通常運転時に内部発生飛散物の発生要因となる機器又は配管と同室に設置せず内部飛散物の発生によって安全機能を損なうおそれのないものは内部発生飛散物防護対象設備として選定しない。</p>	<p>b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定</p> <p>（内部発生飛散物に係る基本設計方針については、内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>
<p>c. 内部発生飛散物の発生防止設計</p> <p>(a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計</p> <p>イ. つりワイヤ、つりベルト又はつりチェーンを二重化する設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. つり上げ用の治具又はフックにはつり荷の脱落防止機構を設置する又はつかみ不良時のつり上げ防止のインターロックを設ける設計とし、つり荷の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ハ. 逸走防止のインターロックを設ける設計とし、クレーンその他の搬送機器の落下による飛散物の発生を防止できる設計とする。</p>	<p>c. 内部発生飛散物の発生防止設計</p> <p>(a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計</p> <p>（内部発生飛散物に係る基本設計方針については、内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>
<p>(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計</p> <p>イ. 電力を駆動源とする回転機器は、誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>ロ. 電力を駆動源とせず、駆動用の燃料を供給することで回転する回転機器は、调速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することで、回転機器の過回転による回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止できる設計とする。</p>	<p>(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計</p> <p>（内部発生飛散物に係る基本設計方針については、内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、高速回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>d. 内部発生飛散物に係るその他の事項</p> <p>通常運転時以外の試験操作、保守及び修理並びに改造の作業において、重量物をつり上げて搬送するクレーンその他の搬送機器による重量物の搬送又は仮設ポンプを使用した作業を行う場合であって、内部発生飛散物の発生により内部発生飛散物防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある場合は、作業内容及び保安上必要な措置を記載した計画書を作成し、その計画書に基づき作業を実施することし、その旨を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>d. 内部発生飛散物に係るその他の事項</p> <p>(内部発生飛散物に係る基本設計方針については、内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(2) 共用</p> <p>安全機能を有する施設のうち、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設等と共用するものは、共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(2) 共用</p> <p>(共用に係る基本設計方針については、共用に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）、内部発生飛散物並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響について重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震による影響に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、また、地震起因により発生する火災又は溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。常設重大事故等対処設備については耐震設計を行い、可搬型重大事故等対処設備については、横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防護対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>損により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>その他、重大事故等対処設備に考慮すべき設備兼用時の容量に関する影響については、「9.1.4 個数及び容量」に示す。</p> <p>可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>竜巻に対して健全性を確保するための設計方針については、「9.1.5 環境条件等」に記載する。</p>	
<p>9.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p>	<p>9.1.4 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ボンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数（必要数）に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</p> <p>また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては 1 本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を 1 セット確保する。</p> <p>ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を 1 セット確保する。</p> <p>また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX 燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p>	
<p>9.1.5 環境条件等</p> <p>安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>9.1.5 環境条件等</p> <p>安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。</p>
<p>重大事故等対処設備は、内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して、重大事故等における条件として想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件等としては、重大事故等における条件に加えて、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。</p> <p>自然現象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p>	<p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>



## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>人為事象について、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害及び敷地内における化学物質の漏えいを考慮する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち外的事象として地震を考慮する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下に対して重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰並びに可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備することを、森林火災及び草原火災に対しては消防車による初期消火活動を行うことを、積雪に対しては除雪することを、干ばつ及び湖若しくは川の水位降下に対しては再処理工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象としては、重大事故等対処設備が動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、配管の全周破断を考慮する。周辺機器等からの影響として、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	
<p>(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</p> <p>自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。</p>	<p>(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</p> <p>自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。</p>
<p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びT B P等の錯体による急激な分解反応の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水が接触するコンクリート構造物については、</p>	<p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>腐食を考慮した設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の操作は、制御建屋の中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水に対して常設重大事故等対処設備は、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づき想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置する。</p> <p>間接雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、雷サージによる影響を軽減できる設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車により事前に散水することを保安規定に定めて延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>人為事象のうち電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、機能が確保できない場合には、関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>	
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。</p> <p>同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に関して、可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>自然現象のうち地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。また、「3.1 地震による損傷の防止」及び「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに、当該設備周</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づき想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する化学薬品漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置又は保管、被液防護を行う。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5.火災等による損傷の防止」及び「9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>自然現象のうち津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>自然現象のうち風（台風）及び竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じる、又は位置的分散を考慮した設置若しくは保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>位置的分散については、風（台風）又は竜巻によって 1 台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれることはないよう、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備と 100 m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、風（台風）又は竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することを防止する設計とする。</p> <p>ただし、同じ機能を有する他の可搬型重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって 1 台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、これらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故に対処するための設備、重大事故等対処設備を内包する建屋から 100 m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、屋外の可搬型重大事故等対処設備が損傷した場合は、工程の停止及び運転監視の強化を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し浮き上がり又は横滑りによって、設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故に対処するための設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり又は横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の可否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響</p>	

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>響を与えることがないよう、固縛装置の連結材に適切な余長を持たせた設計とする。</p> <p>自然現象のうち積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に基づく積雪に対して除雪、火山の影響（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）に対してフィルタ交換、清掃及び除灰することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>自然現象のうち凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管する。</p> <p>自然現象のうち生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>自然現象のうち森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>自然現象のうち塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象のうち電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響として考慮する内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の高速回転機器の回転羽根の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p>	

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>(2) 設置場所における放射線</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設置場所における放射線</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。</p>
<p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p>	<p>b. 常設重大事故等対処設備</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>9.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。</p> <p>また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p>	<p>9.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。</p> <p>また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p>
<p>重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理については、保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>a. 操作の確実性</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p>	<p>a. 操作の確実性</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>b. 系統の切替性</p> <p>重大事故等対処設備のうち本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p>	<p>b. 系統の切替性</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用い、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続する配管は流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式の統一を考慮した設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保するとともに、アクセスルートは以下の設計とする。</p>	<p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>



## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象について、洪水は立地的要因により影響を受けることがないこと、落雷によって道路面が直接影響を受けることがないこと、生物学的事象は阻害要因を容易に排除可能であることから、アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象について、ダムの崩壊及び船舶の衝突は立地的要因により影響を受けることがないこと、電磁的障害によって道路面が直接影響を受けることがないことから、アクセスルートに影響を与えるおそれのある人為事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートに対する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを 7 台（予備 4 台）保管、使用する。</p> <p>地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>尾駁沼取水場所 A、尾駁沼取水場所 B 又は二又川取水場所 A（以下「敷地外水源」という。）の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の整備を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダによる復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。また、道路については、融雪剤を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて管理する。</p> <p>屋内外のアクセスルートの地震発生時における、火災発生源の把握、火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定め、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p>	

## 基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波による影響を受けない建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートにおける非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し、必要に応じて着用することを保安規定に定めて管理する。また、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて管理する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備し、アクセス性を確保する設計とする。</p>	
<p>(2) 試験・検査性</p> <p>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の健全性を確認するため、セル壁に貫通口を設ける設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の安全機能を維持するために、必要に応じて保守セル、保守室を設ける設計とする。</p> <p>また、多量の放射性物質を内包する機器については、必要に応じてブロック閉止壁を設置する等により、それらへの接近可能性も配慮した設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査性</p> <p>安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p>
<p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に必要な箇所の点検保守、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験及び検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等に加え、維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。）が実施可能な設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不</p>	<p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うことを保安規定に定めて管理する。</p>	
<p>(3) 維持管理</p> <p>再処理施設の維持管理にあたっては保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>	<p>(3) 維持管理</p> <p>再処理施設の維持管理にあたっては保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>
<p>9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を超える地震に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の 1.2 倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を 1.2 倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、核燃料物質を内包する機器において未臨界を維持すること、貯蔵するガラス固化体の崩壊熱を除去すること及び放射性物質を機器内に保持することのために、核的制限値の維持機能、落下・転倒防止機能、崩壊熱除去機能及び放射性物質の保持機能の必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、崩壊熱除去や水素掃気の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、a. 及び b. の設備を設置する建物・構築物は、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対し、重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として、重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと、重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ、建物・構築物自体が倒壊せず、壁、床、天井に多少のひびが発生したとしても、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、建物の構造が維持される設計とする。</p>	<p>9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>（重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）</p>

## 基本設計方針の第 1 回申請範囲

全体	第 1 回申請範囲
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所における基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、「事業指定基準規則」の第三十三条第 3 項第 6 号にて、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p>	<p>9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある可搬型重大事故等対処設備の保管場所には、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある設備、火花を発する設備、高温となる設備並びに水素を発生する設備を設置しない設計とする。</p>	<p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術的に困難な場合には、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風（台風）、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり</p>	<p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

## 基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震について、これらの自然現象によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	
<p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する。</p> <p>重大事故等への対処を行う建屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動ができる手順を整備する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>屋内消火栓、消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する。</p>	<p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>
<p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>	<p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>(重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>9. 設備に対する要求事項</p> <p>9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>9.1.1 一般要求事項</p> <div data-bbox="222 493 1454 735" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: right; margin: 0;">既設工認 添付書類VI (第4～9回申請)</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> </div> <div data-bbox="222 766 1454 955" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: right; margin: 0;">既設工認 本文 (第1～9回申請)</p> <p>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。</p> </div> <div data-bbox="222 997 1454 1134" style="border: 2px solid magenta; padding: 5px;"> <p>安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> </div> <div data-bbox="498 1165 1409 1281" style="border: 2px solid magenta; padding: 5px;"> <p>事業指定基準規則 第十六条に係る要求事項は、旧再処理施設安全審査指針 指針3と同様の内容をしているため、変更前に記載する。</p> </div> <div data-bbox="222 1312 1454 1501" style="border: 2px solid magenta; padding: 5px;"> <p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上</p> <p>せん断処理するまでの冷却期間：4年以上</p> </div> <div data-bbox="498 1512 1409 1627" style="border: 2px solid magenta; padding: 5px;"> <p>安全設計において考慮する使用済み燃料の冷却期間に変更が無いことについて説明する基本設計方針であることから、変更前に記載する。</p> </div> <div data-bbox="222 1638 1172 1837" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【凡例】</b></p> <p><span style="border: 2px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 既設工認に記載されている内容と同様</p> <p><span style="border: 2px solid magenta; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> : その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの（既許可にしかない記載）</p> </div>	<p>9. 設備に対する要求事項</p> <p>9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>9.1.1 一般要求事項</p> <p>再処理施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また、これらに規定がない場合においては、必要に応じて、十分実績があり、信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。</p> <p>安全機能を有する施設は、運転時の異常な過渡変化時においては、温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また、設計基準事故時においては、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>再処理施設の安全設計は、旧申請書における設計条件を維持することとし、使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。</p> <p>再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上</p> <p>せん断処理するまでの冷却期間：4年以上</p>

安①

安②

## 基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
9.1.2 多様性, 位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び位置的分散 —	9.1.2 多様性, 位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び位置的分散 (多様性, 位置的分散等に係る基本設計方針については, 多様性, 位置的分散等に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
(2) 単一故障 —	(2) 単一故障 (単一故障に係る基本設計方針については, 単一故障に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
9.1.3 悪影響防止 —	9.1.3 悪影響防止 (1) 内部発生飛散物による影響 (内部発生飛散物に係る基本設計方針については, 内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 —	a. 内部発生飛散物の発生要因の選定 (内部発生飛散物に係る基本設計方針については, 内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 —	b. 内部発生飛散物防護対象設備の選定 (内部発生飛散物に係る基本設計方針については, 内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 —	c. 内部発生飛散物の発生防止設計 (a) 重量物の落下による飛散物の発生防止設計 (内部発生飛散物に係る基本設計方針については, 内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 —	(b) 回転機器の損壊による飛散物の発生防止設計 (内部発生飛散物に係る基本設計方針については, 内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 —	d. 内部発生飛散物に係るその他の事項 (内部発生飛散物に係る基本設計方針については, 内部発生飛散物に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
(2) 共用 —	(2) 共用 (共用に係る基本設計方針については, 共用に係る設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)
9.1.4 個数及び容量	9.1.4 個数及び容量 (重大事故等対処設備に係る基本設計方針については, 重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)

## 基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
9.1.5 環境条件等 —	9.1.5 環境条件等 安全機能を有する施設は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、線量、荷重、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの悪影響を考慮し、その安全機能を発揮できる設計とする。
(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 a. 安全機能を有する施設 —	(1) 圧力、温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化（圧力、温度、放射線量及び湿度の変化）及び荷重を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。 自然現象及び人為事象による影響、並びに荷重の設計については、本文「3. 自然現象及び人為事象」に示す。
(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 —	(2) 設置場所における放射線 a. 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設の設置場所は、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所から操作可能な設計とする。
9.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 —	9.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁、盤に対して系統による色分け、銘板取り付け、機器の状態や操作禁止を示すタグの取付け、操作器具の色、形状の視覚的要素による識別、警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行うとともに、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置、再処理施設の状態が正確、かつ、迅速に把握できる計器表示、警報表示する設計とする。 また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。 安全上重要な施設は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、容易に操作ができるよう、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器、配管、弁、盤に対して、誤操作を防止するための措置を講ずることにより、簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。
(2) 試験・検査性 —	(2) 試験・検査性 （安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計とする。）



## 基本設計方針、工事の方法の変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
	安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。
(3) 維持管理 —	(3) 維持管理 再処理施設の維持管理にあたっては保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品（安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。）及び通信連絡設備、安全避難通路（照明設備）等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。
9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 —	9.1.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 （重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）
9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 —	9.1.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 （重大事故等対処設備に係る基本設計方針については、重大事故等対処設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。）